

会期日程

令和7年第2回山江村議会定例会

自 令和 7年3月10日（月）
至 令和 7年3月14日（金）（5日間）

日次	月 日	曜	種 別	場 所	開 会 時 刻	摘 要
1	3月10日	月	本会議	議 会 議 場	午前10時	・開 会 告 告 ・報 告 ・提案理由説明 ・質 疑 ・討 論 ・表 決
2	3月11日	火	休 会	役場大会議室	午前 9時	・議 案 審 議
3	3月12日	水	本会議	議 会 議 場	午前10時	・一般質問 (2名)
4	3月13日	木	本会議	議 会 議 場	午前10時	・一般質問 (4名)
5	3月14日	金	本会議	議 会 議 場	午前10時	・質 疑 ・討 論 ・表 決 ・閉 会

第 1 号

3 月 10 日 (月)

令和7年第2回山江村議会3月定例会（第1号）

令和7年3月10日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 議事日程

日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	会期の決定について
日程第 3	諸般の報告
日程第 4	行政報告
日程第 5 議案第 3号	令和6年度山江村一般会計補正予算（第7号）
日程第 6 議案第 4号	令和6年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第3号）
日程第 7 議案第 5号	令和6年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第3号）
日程第 8 議案第 6号	令和6年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第2号）
日程第 9 議案第 7号	令和6年度山江村簡易水道事業会計補正予算（第4号）
日程第 10 議案第 8号	令和6年度山江村農業集落排水事業会計補正予算（第3号）
日程第 11 発委第 1号	山江村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 12 同意第 1号	山江村固定資産評価審査委員会委員の選任に関する同意を求めることについて
日程第 13 議案第 9号	人吉球磨定住自立圈形成協定の一部を変更する協定の締結について
日程第 14 議案第 10号	第5期山江村地域福祉計画の策定について
日程第 15 議案第 11号	山江村職員の生成AI活用推進条例の制定について
日程第 16 議案第 12号	山江村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 17 議案第 13号	山江村議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 18 議案第 14号	山江村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 19 議案第 15号	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
日程第 20 議案第 16号	山江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 21 議案第 17号	山江村地域包括支援センターに関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 22 議案第 18号	丸岡公園農村広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 23 議案第 19号	公共工事請負変更契約の締結について
日程第 24 議案第 20号	村道路線の廃止について

日程第25 議案第21号 村道路線の認定について
日程第26 議案第22号 令和7年度山江村一般会計予算
日程第27 議案第23号 令和7年度山江村特別会計国民健康保険事業予算
日程第28 議案第24号 令和7年度山江村特別会計介護保険事業予算
日程第29 議案第25号 令和7年度山江村特別会計後期高齢者医療事業予算
日程第30 議案第26号 令和7年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業予算
日程第31 議案第27号 令和7年度山江村簡易水道事業会計予算
日程第32 議案第28号 令和7年度山江村農業集落排水事業会計予算
日程第33 議員派遣の件

2. 出席議員は次のとおりである。(10名)

1番 白川俊博 議員	2番 北田愛介 議員
3番 本田りか 議員	4番 中村龍喜 議員
5番 赤坂修 議員	6番 横谷巡 議員
7番 立道徹 議員	8番 西孝恒 議員
9番 久保山直巳 議員	10番 森田俊介 議員

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 高橋忍君

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長 内山慶治君	副村長
教育長 藤本誠一君	総務課長 平山辰也君
税務課長 今村禎志君	企画調整課長 清永弘文君
産業振興課長 松尾充章君	健康福祉課長 山口明君
建設課長 蔵野昭憲君	教育課長 迫田教文君
会計管理者 尾方路美君	農業委員会事務局長 一二三信幸君

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長(森田俊介議員) おはようございます。本日の出席議員は10名で定足数に達しております。ただいまから、令和7年第2回山江村議会定例会を開会いたします。これより、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(森田俊介議員) 議事日程に従いまして、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。山江村議会会議規則第124条の規定によりまして、9番、久保山直巳議員、1番、白川俊博議員を指名いたします。

-----○-----

日程第2 会期の決定について

○議長(森田俊介議員) 日程第2、会期の決定についてを議題とします。本件につきましては2月26日、議会運営委員会が開かれ、会期の日程等について協議をされおりまでの、議会運営委員長の報告を求めます。

5番、赤坂修議員。

○議会運営委員長(赤坂修議員) 令和7年第2回山江村議会定例会につきまして、去る2月26日、午前9時から議会運営委員会会議を開催し、本定例会全般について協議を行いました。決定しておりますことをご報告申し上げます。会期につきましては、本日10日から14日までの5日間としております。本日、開会、提案理由の説明としておりますが、日程第5、議案第3号から日程第10、議案第8号につきましては、先議をすることとしております。提案理由の説明後、議案審議を経て、質疑、討論、表決を行います。その後、残りの議案について提案理由の説明を行い、散会しております。

11日は休会とし、議案審議を行うこととしております。

3日目、12日は一般質問で、今回6名の議員から通告がなされておりますが、まずこの日は2名の議員の一般質問を行います。発言の順序はくじ引きにより決定しており、時間については質問、答弁含めて60分となっております。

4日目、13日に残りの4名の議員の一般質問を行い、終了後散会しております。

5日目、14日は、質疑、討論、表決を行い、終了後閉会しております。

以上、報告を終わります。

○議長(森田俊介議員) これで議会運営委員長の報告は終わりました。

お諮りします。会期の決定については、委員長報告のとおり決定することに異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(森田俊介議員) 異議なしと認め、会期の決定については、議会運営委員長報告のとおり決定いたしました。

-----○-----

日程第3 諸般の報告

○議長(森田俊介議員) 日程第3、諸般の報告を行います。

1月31日、議会臨時会以降の議会に関する報告を行います。

2月4日、議会全員協議会を全議員で行っております。

2月14日、下球磨町村議会正副議長会議員研修を、山江村農村環境改善センターで、全議員で参加しております。

2月16日、山田小学校150周年記念式典、約1,000名の参加者の下で盛大に行われております。全議員が出席をしております。

2月19日、球磨郡町村議会と人吉市議会との合同研修会を行っております。これはくま川鉄道についての研修会でございました。全議員が参加しております。

2月21日～22日まで、熊本県町村議会議長会総会が熊本テルサで行われております。

2月23日～24日、関西丸岡会が、6名の議員が参加しております。これも関西丸岡会も今年で最後ということで、参加者が約200名程度参加がありました。

2月26日、議会運営委員会が委員会室で行われております。

2月27日、人吉球磨広域行政組合議会定例会がクリーンプラザで、組合議員が出席しております。

2月28日、人吉下球磨消防組合議会定例会が消防本部で、議会議員が出席しております。

3月1日、山江村教育のつどい、山田小体育館で行われております。

3月4日、議会全員協議会、議会委員会室、議会議員が出席しております。

3月9日、山江中学校卒業式は、36名の卒業式が行われております。

以上で諸般の報告を終わります。

また、地方自治法第199条第9項の規定により、例月現金出納検査の結果報告書が監査委員より提出されております。議員各位におきましては、お手元に配付しておりますので後ほどご確認をお願い申し上げます。

次に、一部事務組合の活動報告を行います。

はじめに、人吉球磨広域行政組合議会議員、4番、中村龍喜議員より報告をお願い申し上げます。

4番、中村龍喜議員。

○4番（中村龍喜議員） それでは、広域行政組合の報告を行います。令和7年第1回人吉球磨広域行政組合議会定例会の報告をいたします。

令和7年第1回人吉球磨広域行政組合議会定例会が、令和7年2月27日にクリーンプラザのほうで開催されました。

日程第1、議席の指定では、多良木町議会から新たに選出された前田文議員の議席の指定が行われ、8番に指定されました。

日程第2、会議録署名議員の指名では、23番、皆越てる子議員（あさぎり町）、1番、川上紗智子議員（人吉市）が指名されました。

日程第3、会期の決定では、議会運営委員会委員長の報告のあと、会期を2月27日に開会し、2月28日から3月24日までを休会、3月25日を閉会とする27日間に決定しました。

日程第4、諸般の報告では、議長から、議会閉会中に多良木町議会から新たに選出された前田文議員を、新ごみ処理場施設建設に関する調査特別委員会に指名されたことが報告されました。

日程第5、行政報告では、理事会代表理事から、令和6年第4回議会定例会以降の定例理事会

における主な審議等について報告がありました。

日程第6、議案第1号、人吉球磨広域行政組合新ごみ処理施設建設検討委員会設置条例の制定について。

日程第7、議案第2号、人吉球磨広域行政組合給与条例等の一部を改正する条例の制定について。

日程第8、議案第3号、刑法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。

日程第9、議案第4号、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について。

日程第10、議案第5号、人吉球磨広域行政組合、人吉球磨ふるさと市町村圏基本構想の議会の議決に関する条例及び人吉球磨広域行政組合、人吉球磨ふるさと市町村圏計画策定審議会設置条例を廃止する条例の制定について。

日程第11、議案第6号、令和6年度人吉球磨広域行政組合一般会計補正予算（第4号）。

日程第12、議案第7号、令和7年度人吉球磨広域行政組合一般会計予算。

日程第13、議案第8号、令和7年度人吉球磨広域行政組合一般会計経費の負担の総額、この8件の提案理由を一括して理事会代表理事から説明を受けました。

続いて、議案第6号について、令和6年一般会計補正予算については、執行部から補足説明を受け、質疑、採決を行い、原案どおり可決しました。

日程第14、同意第1号では、監査委員の選任につき同意を求めるについては、理事会代表理事から提案理由の説明を受け、質疑、採決を行い、原案どおり同意されました。新たな議会選出監査委員に田山淳士議員（五木村）を選任されました。

以上、第1回審議を終了し、散会しました。なお、一般質問及び議案第1号から第5号議案の関係条例並びに議案第7号、議案第8号の当初予算関係については、閉会日の25日に行うこととなっております。

以上、会議の結果について報告いたします。以上です。

○議長（森田俊介議員） ありがとうございました。次に、人吉下球磨消防組合議会議員、8番、西孝恒議員より報告をお願い申し上げます。

8番、西孝恒議員。

○8番（西 孝恒議員） では、先月の2月に第1回人吉下球磨消防組合議会定例会が開催されていますので、その結果について報告いたします。

日時は令和7年2月28日午後3時開会です。場所は人吉下球磨消防組合消防本部会議場です。出席者は議員8名、執行部は管理者5名、管理者代行1名、職員7名、事務局2名、計23名です。

日程第1、会期の決定については、日時と同じ1日間と決定です。

日程第2、会議録署名議員の指名は、1番、松村太議員（人吉市選出）、2番、平田清吉議員（人吉市選出）です。

日程第3、議案第1号、人吉下球磨消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

日程第4、議案第2号、人吉下球磨消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

日程第5、議案第3号、人吉下球磨消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

日程第6、議案第4号、人吉下球磨消防組合特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

日程第7、議案第5号、人吉下球磨消防組合職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

日程第8、議案第6号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。

日程第9、議案第7号、令和6年度人吉下球磨消防組合一般会計補正予算(第4号)について。

日程第10、議案第8号、令和7年度人吉下球磨消防組合一般会計歳入歳出予算について。

以上、議案第1号から8号まで、全議案とも原案可決です。

人吉下球磨消防議会定例会会議結果報告を終わります。

-----○-----

日程第4 行政報告

○議長（森田俊介議員） ありがとうございました。

以上で一部事務組合等の活動報告は終わりました。

日程第4、村長から行政報告の申し出があつてありますので、これを許します。

村長。

○村長（内山慶治君） 皆様、おはようございます。議長には発言の機会をありがとうございます。

本日ここに令和7年第2回山江村議会定例会を開催いたしましたところ、議員の皆様には全員ご出席いただく中に開催できること、心から感謝申し上げます。

それでは、先般の臨時会後の行政報告、主なもののみ申し上げます。

2月1日でありますが、山江村の消防団幹部研修に私も同行させてもらっております。

2月4日、やまえ栗生産向上推進委員会議がありました。いよいよ令和7年産のやまえ栗の生産に向けて諸々の作業が始まった、また、推進体制の中にその話し合いが行われたということです。

2月4日から5日、管内主軸事業要望としておりますけれども、これは球磨郡町村会による国土交通省への予算の御礼と配分のお願いをしたところであります。

2月7日、山田小学校4年生のインタビュー対応としておりますけれども、山田小学校に出向いて、38名の児童と150周年関連事業についての意見交換をさせていただいた。大変元気な子どもたちで、こちらが元気をもらったという非常に有意義な時間だったと考えております。

それから2月13日から14日にかけてであります。令和7年から鎮山親水の千年の森づくり事業というのを始めるということになっております。予算もお願いしているところでありますけれども、これに対しまして、企業と一緒にやってやるということで、企業版ふるさと納税のお願いに、5年間で1,000万円程度のふるさと納税をお願いできないかということで、伸和コントロールズの本社に出向きました。おおむね了解を得ておりますし、その企業と協働しながらその森づくりを行うというような事業を始めるということになります。

それから2月16日が山田小学校創立150周年記念式典でありました。大変OBの方々、それから歴代校長の先生方もおられましたし、たくさんの方々参加いただきながら、大変にぎわったというか、盛会な記念式典が開催されたところであります。

それから2月18日であります、鹿児島県の天城町より農村RMOの研修受け入れとして、5名の方が来られたということです。実は、これは徳之島天城町でありますけれども、本村から10名を超える人がですね、勉強、研修に行っておりまして、そのときの意見交換の中に、是非山江村の取り組みも勉強させていただきたいということで、ある意味では、非常に担当者もよき交流もしております、天城町との交流もですね、なかなか海山交流としてのよき交流が始まるんじやなかろうかというような気もいたしたところであります。

それから2月19日、地域おこし協力隊面接試験としております。かねてより公募をしておりました尾寄崎のヤマメの養殖場及びキャンプ場関連の施設整備について、地域おこし協力隊のお力を借りながら、再興したいというようなことを公募していたわけでありますけれども、応募がありました、大阪のほうから、パナソニックの製品デザインをされた方が試験を受けられたということであります。受けた結果、なかなか幅広い知識もお持ちでありますし、趣味がルアーフィッシングということでもあり、大変良い方がおられたなあというようなことを考えたところであります。来年度の多分7月からになろうかと思いますけれども、採用するということになりました。大阪丸岡会のほうにも実際来られまして、丸岡会、山江村出身の丸岡会の方々、また山江村から出向きました人たちとも交流して、話し合いをされたということでした。

それから、山江村の総合教育会議が19日に行いましたけれども、小中学校の再編につきまして、村民アンケートをとっておりました。そのアンケート結果が出たということにつきまして、総合教育会議を開催をさせていただいたというところであります。

それから2月25日であります。熊本県の社会福祉功労者知事表彰が行われて、その伝達を行ったということでありますけれども、屋形の坂田妃美さんが、児童員としてですね、17年活動しております。民生児童員として17年活動しておられることに対しての功労者伝達式を行ったところであります。

それから同じく25日でありますけれども、サル被害防止対策にかかる講演会を行いました。これは広島のコンサルのほうにサルの対策についてですね、重点的に対策を打ってほしいということを依頼しているところであります。令和7年度はGPSをサルに付けて、そのグループを追いかながら一網打尽にするというようなことも話がありまして、非常に目からうろこ的な話もあったわけですけれども、そして、やっぱりこの有害鳥獣対策はですね、役場だけではなくて村民の協力がどうしても必要だということで、追い払いを含めたいろんな対策の講演会があつたところであります。

それから2月28日、お出かけ知事室ということで、木村知事が山江村に来られまして、10名の方により提案を行った。中学生がですね、4名参加されて、堂々と知事に要望をされたところであります。山江村のことのみならず、人吉球磨の広い視点からの質問もされ、なかなかしっかりした中学生だなと感じたところであります。

3月1日は、山江村教育のつどいであります。毎年改善センターで行っておりましたけれども、年々盛会裏に行われるということで、今年は山田小学校の体育館をお借りして行ったということであります。それぞれ1年間の学習の成果の発表や、諸々の功労の表彰を教育長のほうがされ

たということあります。

それから3月9日でありますけれども、中学校の卒業式、議員の皆様方全員出席いただく中に、今年は感極まって涙にむせぶ子どもたちもあり、それはそれで厳粛のうちにもですね、なかなか良い卒業式だったなということを感じたところであります。

それでは、令和7年度の予算もありますし、諸々の事業もありますから、その付近を含めて、令和7年度に対する施政方針を申し上げさせていただきたいと思います。若干の時間をいただきたいと思います。

まず、政府予算であります、現在国会中で閣議決定予算を申し上げたいと思いますけれども、総額115兆5,415億円、115兆5,415億円はですね、2兆9,500億円ぐらい昨年より伸びておりまして、過去最大規模の予算が組まれているということです。

その主な原因として、歳入ベースでですね、税収が78兆4,400円と過去最高の税収があるという予算が組まれております。これにより公債の依存度を低下させ、特例公債費が大幅に削減されたということです。

次に歳出でありますけれども、AI半導体産業基盤の強化や次世代半導体量産につきましての支援の予算が組まれておりますし、加えて防衛力強化に伴う予算が8兆円をついに超えたということで、昨年より7兆4,000億円ほど増えております。

身近なところを申し上げますと、こども未来戦略に基づく子育て支援予算が組まれました。ご案内のとおり、高校授業料の無償化の拡大予算も組まれたということでもありますし、多子世帯向けの大学授業料の無償化を実施するというような予算もあります。総じて、政府本年度予算は、成長型経済への移行を目指し、防衛、教育、産業分野に重点をおかれた予算だなと感じております。

それから、山江村に関する地方財政の予算であります。本年度も特別枠として、防災・減災国土強靭化予算が、これは砂防関係も含まれておりますけれども、6兆円弱の予算が組まれております。併せて、地方交付税が19兆円、地方創生2.0関連では、2,033億円で昨年の1,053億円から倍増しております。そして過疎対策事業費も5,700億円として増えております。この予算を見るかぎりですね、本村の事業展開における国の支援体制は、充実をしているというようなことを考えたところであります。

山江村の新年度予算でありますが、一般会計当初予算が43億3,600万円で、昨年より3,100万円の減、国民健康保険事業予算が3億8,200万円で1,700万円の減、介護保険事業予算が5億4,000万円で600万円の増、後期高齢者医療事業予算については5,400万円で200万円の増となっております。

それから、ケーブルテレビ事業予算は、令和7年度から民営化するということになっておりますけれども、予算2,000万円で、昨年からすると1億2,800万円の減となります。昨年は特にですね、告知端末の製造中止という事案があり、新しい告知端末に変えるための予算として増えていたための予算で、大きい予算を組んでおりました。ただ、通年でありますと4、5,000万円の予算を組んでおりましたので、2,000万円で済むということは、大体半額以下の予算ということになります。

それから、農業集落排水と水道予算については、複式会計で通年予算になっておりますので、ここでの説明は割愛させていただきます。そういう予算編成の中でありますけれども、私自身、

本村の課題を四つにまとめ、その対策型予算を意識したということで組ませてもらいました。

まず、第一に、もちろん災害からの復旧復興と防災対策事業でございます。ご案内のとおり、令和2年7月豪雨災害では、村内各所に甚大な被害が発生いたしました。早々に復興計画を策定し、鎮山親水を旗印に、自然と共生し、安心して暮らせるむらづくりに取り組んできたところでありますけれども、仮設住宅にお住まいでした25戸すべての方々が、昨年の6月には地域に帰られました。本年は復興事業として、さらに創造的復興への事業に取り組みたいと思っております。

ちなみに、現在の災害復旧工事の現況を申し上げますと、公共土木工事につきましては、河川、橋梁、道路全体で、工事本数81本中着手済みが93.8%、工事竣工が進捗率86.4%となっております。金額ベースにつきましては、28億中着手済みが98.5%であります。あと橋梁等ですね、大きな工事竣工が残っておりますので、竣工ベースでは67.6%という状況であります。

また、農地、農道、林道、作業道を合わせますと、工事本数71本で工事竣工しましたのが48本で、進捗率67.6%、金額ベースにつきましては、大体70%程度ということになっております。

次に、第二の課題であります。これが人口減少と高齢化対策事業と位置づけております。昭和30年には、国勢調査で6,766人だった人口が、令和2年の国勢調査では3,239人まで減少し、現在も減少傾向が続いているところであります。特に若年層の流出が顕著で、少子高齢化が進行しております。山江村全体で、令和5年度の出生数は14人であります。令和6年度は現在のところ15人であります。

先ほど小学4年生と意見交換に出向きましたと言いましたけれども、山田小だけで38名おられたわけでありますけれども、学級が14人学級、万江小と山田小合わせてというようなことになるわけであります。社会増も山江村は期待されるところではありますけれども、この対策が急務の課題と認識しているところであります。議会全員協議会でもご説明をいたしましたとおり、移住定住政策はもとより、今後の学校のあり方についても検討を始めたというところであります。加えて抜本的な地域活力への対策が求められているところであります。

本年度の事業により農村RMO、これは山江未来づくり協議会と申しますけれども、将来ビジョンのスローガンを「オールやまえ、みんなが主役の豊かなむら」と定められました。農用地保全部会では、「山江んもんは一等賞、まずは栗で日本一」、地域資源活用部会では、「金持ちになろう、自然、経済、人の心が豊かな村」とされ、生活支援部会では、「元気な笑顔の広場、オールやまえがサロンです」とされ、具体的に本村のビジョンがまとめられたところであります。

令和7年度はいよいよ実践活動の展開が期待されるところであります。また、活動の拠点の施設として、地域活性化の拠点の施設として、石蔵活用拠点整備事業、いわゆる私、「栗の駅」と呼んでおりますけれども、その事業を前進させたいと思っております。山江村が未来を生き残るプロジェクトとして位置づけているところであります。

そして3番目の課題でありますけれども、農業の担い手不足と耕作放棄地対策事業であります。高齢化と人口減少によりまして、農業従事者が減少いたしました。また、今以上に耕作放棄地の拡大が懸念をされているところであります。農地の適切な利用を維持するために、現在地域計画を策定中であり、農地の集約や新たな担い手の育成が求められております。農村RMOの事業の

一つとしてもその対策を進めていきたいと思っております。

そして4番目、最後でありますけれども、教育環境の充実であります。ＩＣＴを活用した教育をさらに推進し、児童生徒の主体的な学びと共同学習を促進していきます。これらの取り組みを持続可能にするための環境整備や、教員のスキル向上のための事業を推進したいと思います。また、生涯学習の充実は、村民の暮らしの充実と文化の維持発展に欠かせません。また戦後80年の事業や村史編纂の事業の完成に向けても推進をいたしたいと思っております。

以上申し上げましたが、四つの課題解決のために、地域資源を活用した産業振興や移住・定住促進、子育て支援の充実など、多角的な施策を展開することが肝要でございます。本村全体での協力と持続的な取り組みが今後の発展に不可欠であります。のしかかる課題解決に向けて、「オール山江、みんなが主役の豊かな村」の実現により、安心安全で、お年寄りが住んで良かった、若者が生きがいのある、そして赤ちゃんが生まれて良かったというむらづくりを、行政、議会、村民が一体となり、さらに進めていこうではありませんか。どうでしょう、よろしくお願ひ申し上げます。

最後に、本日村長提案の議案につきましては、令和6年度補正予算案件が6件、人事同意案件が1件、協定・締結案件が1件、計画策定案件が1件、条例制定案件が6件、条例改正案件が2件、公共工事変更契約案件が1件、村道路線の廃止及び認定案件が2件、そして、令和7年度予算案件が7件の合計27件でございます。どうぞ慎重にご審議いただきまして、よろしくご決定賜りますようお願ひを申し上げ、施政方針のあいさつといたします。ご清聴ありがとうございます。

○議長（森田俊介議員） これで村長の行政報告は終わりました。

—————○—————

日程第5 議案第3号 令和6年度山江村一般会計補正予算（第7号）

○議長（森田俊介議員） 日程第5、議案第3号、令和6年度山江村一般会計補正予算（第7号）を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは、議案第3号についてご説明申し上げます。

令和6年度山江村一般会計補正予算（第7号）でございます。令和6年度山江村の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによるとするものでございます。

歳入歳出予算の補正でございます。第1条、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億7,377万1,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億7,683万8,000円とするものでございます。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」によるものでございます。

次に繰越明許費でございます。第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」によるとするものでございます。

次に地方債の補正でありますけれども、第3条、地方債の変更及び廃止は、「第3表 地方債補正」によるものでございます。令和7年3月10日、本日提出しております。山江村長、内山慶治としております。

内容につきましては、総務課長が説明いたします。

○議長（森田俊介議員） 平山総務課長。

○総務課長（平山辰也君） それでは、議案第3号について説明いたします。

2ページをお願いいたします。第1表、歳入歳出予算補正でございます。歳入でございますけれども、主なものについて説明いたします。款1、村税につきましては、村民税の定額減税制度などによりまして、978万9,000円を減額するものでございます。款14、国庫支出金につきましては、翌年度へ組み替えます公共土木や農林業施設災害復旧事業に対します補助金など、5億4,683万5,000円を減額するものでございます。款15、県支出金は、事業の実績によりまして、球磨川流域復興基金交付金など、2,911万7,000円を減額するものでございます。款17、寄附金は、企業版ふるさと納税120万円を追加するものでございます。款18、繰入金につきましては、事業の実績によりまして、基金からの繰入金1,312万5,000円を減額するものでございます。款20、諸収入は、過年度分に対します後期高齢者医療給付金負担金や球磨川流域復興基金交付金など、1,110万8,000円を追加するものでございます。款21、村債につきましては、事業の実績によりまして、8,710万円を減額するものでございます。

歳入合計、補正前の額から6億7,377万1,000円を減額いたしまして、46億7,683万8,000円とするものでございます。

3ページをお願いいたします。歳出ですけれども、主なものについて説明いたします。款2、総務費につきましては、ケーブルテレビ事業会計への繰出金や石蔵拠点整備事業に対します財産購入費などの実績によりまして、6,039万7,000円を減額するものでございます。款3、民生費ですけれども、国の制度改正によりまして、保育園等の施設型給付費など1,747万3,000円を追加するものでございます。款4、衛生費は、人件費など466万1,000円を減額するものでございます。款5、農林水産業費は、就農支援金や酪農肉用牛経営継続支援金などの実績によりまして、306万5,000円を減額するものでございます。款6、商工費につきましては、人件費や施設の工事請負費などの実績により、1,033万9,000円を減額するものでございます。款7、土木費は、工事の実績によりまして2,931万円を減額するものでございます。款9、教育費は、人件費や施設の維持管理費などの実績によりまして、1,107万9,000円を減額するものでございます。

4ページをお願いいたします。款10、災害復旧費につきましては、翌年度へ組み替えます公共土木施設や林道災害復旧工事請負費など、5億3,969万2,000円を減額するものでございます。款12、予備費を3,199万2,000円減額いたしまして、歳出合計、補正前の額から6億7,377万1,000円を減額いたしまして、46億7,683万8,000円とするものでございます。

5ページをお願いいたします。第2表、繰越明許費でございます。事業名と金額について説明いたします。事業名が、地方創生道整備交付金事業、これは農道山田線でございますけれども、翌年度へ繰り越します金額が1,565万円とするものでございます。

続きまして、6ページをお願いいたします。第3表、地方債補正でございます。1、変更でございますが、起債の目的、ケーブルテレビ移設整備事業、補正前の限度額1億円を補正後の限度額4,900万円に、農道改良事業、補正前の限度額1,450万円を補正後の限度額1,48

0万円に、道路新設改良事業、補正前の限度額7,540万円を補正後の限度額6,370万円に、河川浚渫事業、補正前の限度額8,220万円を補正後の限度額6,640万円に、公共土木施設災害復旧事業、補正前の限度額1,370万円を補正後の限度額1,320万円に、林業施設災害復旧事業、補正前の限度額740万円を補正後の限度額600万円とするものでございまして、それぞれの事業の補正後の起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前に同じでございます。

次に、2、廃止でございますけれども、起債の目的、農業施設災害復旧事業、補正前の限度額160万円を廃止するものでございます。これは理由といたしまして、事業費のほとんどがですね、補助金で賄うことができたため、借入れが不要となったためでございます。以上で説明を終わります。

-----○-----

日程第6 議案第4号 令和6年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第3号）

○議長（森田俊介議員） 日程第6、議案第4号、令和6年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第3号）を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは、議案第4号についてご説明申し上げます。

令和6年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第3号）でございます。令和6年度山江村の特別会計国民健康保険事業補正予算（第3号）は、次に定めるところによるとするものでございます。

歳入歳出予算の補正でございます。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ865万5,000円追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億419万2,000円とするものでございます。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」によるものでございます。本日提出でございます。

内容につきましては、健康福祉課長が説明いたします。

○議長（森田俊介議員） 山口健康福祉課長。

○健康福祉課長（山口 明君） それでは、議案第4号につきましてご説明いたします。

2ページをご覧ください。第1表、歳入歳出予算補正、歳入につきましてご説明いたします。款6、県支出金につきましては、保険給付費等に要する県交付金855万円を追加するものでございます。款9、繰入金につきましては、産前産後に係る保険料繰入金10万5,000円を追加するものでございます。

歳入合計、補正前の額に865万5,000円を追加いたしまして、4億419万2,000円とするものでございます。

次に、3ページをご覧ください。歳出につきましてご説明いたします。主なもののみご説明申し上げます。款2、保険給付費につきましては、高額療養費等の増加に伴いまして、755万円を追加するものでございます。款3、国民健康保険事業費納付金につきましては、医療給付費納付金の基礎数値の減少に伴うものなど、195万円を減額するものでございます。款10、予備費に323万9,000円を追加いたしまして、歳出合計、補正前の額に865万5,000円を追加いたしまして4億419万2,000円とするものでございます。以上、説明を終

わります。

○議長（森田俊介議員） 今の説明は山口健康福祉課長でございました。

—————○—————

日程第7 議案第5号 令和6年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第3号）

○議長（森田俊介議員） 日程第7、議案第5号、令和6年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第3号）を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは、議案第5号についてご説明申し上げます。

令和6年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第3号）でございます。令和6年度山江村の特別会計介護保険事業補正予算（第3号）は、次に定めるところによるとするものでございます。

歳入歳出予算の補正でございます。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ102万9,000円減額をいたしまして、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ5億9,681万3,000円とするものでございます。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」によるものでございます。本日提出でございます。

内容につきましては、健康福祉課長が説明いたします。

○議長（森田俊介議員） 山口健康福祉課長。

○健康福祉課長（山口 明君） それでは、議案第5号につきましてご説明いたします。

2ページをご覧ください。第1表、歳入歳出予算補正、歳入につきまして主なもののみ説明いたします。款1、保険料につきましては、普通徴収保険料の増収によりまして、161万円を追加するものでございます。款3、国庫支出金につきましては、介護給付費負担金の国の交付金見込額等によりまして、1,027万7,000円を追加するものでございます。款5、県支出金につきましても同様に、見込額等によりまして、こちらは1,308万1,000円を減額するものでございます。

歳入合計、補正前の額から102万9,000円を減額いたしまして、5億9,681万3,000円とするものでございます。

次に、3ページをご覧ください。歳出でございます。主なものにつきまして説明いたします。款1、総務費につきましては、法改正に伴いますシステム改修費といたしまして、33万円を追加するものでございます。款4、地域支援事業費につきましては、骨こつ健康クラブ時の備品購入費といたしまして、20万円を追加するものでございます。款8、予備費から155万9,000円を減額いたしまして、歳出合計、補正前の額から102万9,000円を減額いたしまして、5億9,681万3,000円とするものでございます。以上、説明を終わります。

—————○—————

日程第8 議案第6号 令和6年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第2号）

○議長（森田俊介議員） 日程第8、議案第6号、令和6年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第2号）を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは、議案第6号についてご説明申し上げます。

令和6年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第2号）でございます。令和6年度山江村の特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第2号）は、次に定めるところによるとするものでございます。

歳入歳出予算の補正でございます。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,017万1,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,860万6,000円とするものでございます。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」によるものでございます。本日提出でございます。

内容につきましては、企画調整課長がご説明いたします。

○議長（森田俊介議員） 清永企画調整課長。

○企画調整課長（清永弘文君） それでは、議案第6号についてご説明いたします。

2ページをご覧ください。第1表、歳入歳出予算補正、歳入、款3、繰入金、一般会計からの繰入を5,000万円減額、款5、諸収入、消費税の実績により17万1,000円を減額しまして、歳入合計、補正前の額から5,017万1,000円を減額し、9,860万6,000円とするものでございます。

3ページをご覧ください。歳出、款1、総務費、地域おこし協力隊に係る人件費など501万3,000円を減額、款2、ケーブルテレビ事業費、通信システム構築委託料を4,500万円減額、款4、予備費を15万8,000円減額しまして、歳出合計、補正前の額から5,017万1,000円減額し、9,860万6,000円とするものでございます。以上、説明を終わります。

-----○-----

日程第9 議案第7号 令和6年度山江村簡易水道事業会計補正予算（第4号）

○議長（森田俊介議員） 日程第9、議案第7号、令和6年度山江村簡易水道事業会計補正予算（第4号）を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは、議案第7号についてご説明申し上げます。

令和6年度山江村簡易水道事業会計補正予算（第4号）でございます。総則、第1条、令和6年度山江村簡易水道事業会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによるとするものでございます。

収益的支出の補正、第2条でございますが、簡易水道事業費用の総額に84万3,000円を追加いたしまして、支出総額を1億1,374万9,000円とするものでございます。

資本的支出の補正、第3条でございますが、資本的支出の総額に30万円を追加しまして、支出総額を7,807万2,000円とするものでございます。本日提出でございます。

内容につきましては、建設課長が説明いたします。

○議長（森田俊介議員） 蕨野建設課長。

○建設課長（蕨野昭憲君） それでは、議案第7号についてご説明いたします。

2ページをお開きください。令和6年度山江村簡易水道事業会計補正予算実施計画、収益的支出でございます。第2款、簡易水道事業費用、補正前の額に各水源地等電気代及び企業債利息など84万3,000円を追加し、支出総額1億1,374万9,000円とするものでございます。

3ページをご覧ください。令和6年度山江村簡易水道事業会計補正予算実施計画、資本的支出

でございます。第4款、資本的支出、補正前の額にメーター器購入費30万円を追加し、支出総額7,807万2,000円とするものでございます。以上で説明を終わります。

-----○-----

日程第10 議案第8号 令和6年度山江村農業集落排水事業会計補正予算（第3号）

○議長（森田俊介議員） 日程第10、議案第8号、令和6年度山江村農業集落排水事業会計補正予算（第3号）を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは議案第8号についてご説明申し上げます。

令和6年度山江村農業集落排水事業会計補正予算（第3号）でございます。総則、第1条、令和6年度山江村農業集落排水事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによるとするものでございます。

収益的支出の補正、第2条でございますが、農業集落排水事業費用の総額から114万2,000円を減額いたしまして、支出総額を1億3,470万4,000円とするものでございます。

資本的支出の補正、第3条でございます。資本的支出の総額に100万円を追加いたしまして、支出総額を5,140万8,000円とするものでございます。

利益剰余金の処分、第4条、予算第10条の資本的収支不足額に対する補填額を改めるというものでございます。本日提出でございます。

内容につきましては、建設課長が説明いたします。

○議長（森田俊介議員） 蕨野建設課長。

○建設課長（蕨野昭憲君） それでは、議案第8号についてご説明いたします。

2ページをお開きください。令和6年度山江村農業集落排水事業会計補正予算実施計画、収益的支出でございます。款2、農業集落排水事業費用、補正前の額から人件費など114万2,000円を減額し、支出総額を1億3,470万4,000円とするものでございます。

3ページをご覧ください。令和6年度山江村農業集落排水事業会計補正予算実施計画、資本的支出でございます。第4款、資本的支出、補正前の額に公共施設設置工事請負費を100万円追加し、支出総額5,140万8,000円とするものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（森田俊介議員） 以上で先議依頼がありました議案について、提案理由の説明が終わりました。

ここでお諮りします。議案検討のため暫時休憩をしたいと思いますが、異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森田俊介議員） 異議なしと認め、しばらくのあいだ暫時休憩といたします。

-----○-----

休憩 午前11時01分

再開 午前11時40分

-----○-----

○議長（森田俊介議員） 休憩前に引き続き再開いたします。

総務課長より訂正の依頼がありましたので、これを許します。

平山総務課長。

○総務課長（平山辰也君） それでは訂正をさせていただきたいと思います。

議案第3号の一般会計補正予算（第7号）でございますけれども、ページは6ページでございます。第3表の地方債補正の中の変更の部分ですね、一番最後の起債の目的の林業施設災害復旧事業、これの補正後の限度額を、正式には60万円ということですけれども私が600万円と申し上げましたので、大変失礼いたしました。60万円に訂正させていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（森田俊介議員） 先議依頼がありました議案第3号から議案第8号について、議事日程順に質疑、討論、採決をいたします。

発言については、山江村議会会議規則規定を守って質疑をお願い申し上げます。

日程第5、議案第3号、令和6年度山江村一般会計補正予算（第7号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

北田愛介議員。

○2番（北田愛介議員） ただいま議題になっております令和6年度一般会計補正予算（第7号）について、1点だけ質問いたします。

ページは16ページから17ページでございます。農村型地域運営組織形成事業費でございます。この予算につきましては、年度末あと数日しかないんですけれども、委託料等については、将来ビジョンの策定委託料は300万円の減、地域資源活用計画策定業務は100万円、東京大学受託研究委託料300万円の追加、それから農産物販売計画策定委託料は240万円の追加と多額の増額がなされておりますけれども、この事業についての内容とですね、実施時期等について答弁をお願いいたします。

○議長（森田俊介議員） 清永企画調整課長。

○企画調整課長（清永弘文君） それではお答えいたします。今回農村型地域運営組織形成事業費として1,126万4,000円を補正させていただいております。こちらにつきましては、令和6年度の国の補正予算を活用し、実施時期としましては、令和7年度に実施するような形で予算のほうを計上させていただいております。

内容としましては、会計年度任用職員の採用のほか、委託料としましては、将来ビジョン等につきましては減額という形で、これは令和6年度の予算でございます。地域資源活用計画策定業務につきましても、こちらは100万円増額しておりますが、令和6年度に実施した予算でございます。

その下のですね、東京大学受託研究委託費300万円、また農産物販売計画策定委託料、この2本につきましては、令和7年度に実施する方向で計画をしております。また、スマート農業機器の使用料も計上しております、こちらのほうではローンだったり、イガ剥き器、栗拾い器のリース等を検討しているところでございます。内容につきましては以上でございます。

○議長（森田俊介議員） 村長。

○村長（内山慶治君） それでは私のほうから補足をさせていただきたいと思いますけれども、農村型地域運営組織、これを農村RMO、地域系組織をつくっていきましょうというようなことでありますけれども、これは農水省の補助金であります。今回の補正ですね、つきました予算が1,224万6,000円、これは10ページに記載しておりますけれども、1,224万6,000円ございましたので、今回、歳出のほうにもその金額に応じて諸々のメニューをあげさせてもらったということでありまして、そういう補助金を利用しながら、農村RMOの事業をですね、しっ

かり進めていきたいということを思っております。

ちなみに、先ほど説明した事業は、補正の実施時期がですね、来年の4月になるということでありますので、4月に契約しながら進めるということも併せて補足をいたしておきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（森田俊介議員） 北田愛介議員。

○2番（北田愛介議員） 補助金がですね、1,224万6,000円で、今回それを充当したことによって一般財源のほうが98万2,000円減額になっておりまして、非常に有効な補助金であろうかと思っておりますので、こういうものを活用しながらですね、事業を進めていただければと思っております。以上です。

○議長（森田俊介議員） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森田俊介議員） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森田俊介議員） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森田俊介議員） 異議なしと認め、議案第3号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第6、議案第4号、令和6年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第3号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森田俊介議員） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森田俊介議員） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森田俊介議員） 異議なしと認め、議案第4号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第7、議案第5号、令和6年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第3号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森田俊介議員） 質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森田俊介議員） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森田俊介議員） 異議なしと認め、議案第5号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第8、議案第6号、令和6年度山江村特別会計ケーブルテレビ補正予算（第2号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森田俊介議員） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森田俊介議員） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森田俊介議員） 異議なしと認め、議案第6号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第9、議案第7号、令和6年度山江村簡易水道事業会計補正予算（第4号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

赤坂修議員。

○5番（赤坂 修議員） ただいま議題になっております令和6年山江村簡易水道事業会計補正予算について、質疑を1点だけいたします。

審議の内容で、メーター設置工事ということでございますけれども、工事費のほうは発生しないのかということでございますけれども、本管からメーター器までは一応行政のほう、メーターから先のほうは住まわれる方が負担するというようなことだと思いますが、これについては工事費は発生しないということで聞いたんですけど、もう一度確認をよろしくお願いします。

○議長（森田俊介議員） 蕨野建設課長。

○建設課長（蕨野昭憲君） それではお答えいたします。資本的支出の中で、新規設置メーター器の予算を30万円計上しております。これにつきましては、新築によりますメーター器の増ということで、6件分あげさせております。メーター器につきましてはですね、村のほうから対応いたしまして、工事につきましては、建築物設置者において工事を行い、メーター器までは管理については村で行い、メーター器から先はその設置者、建築者で行うというようなことで取り扱いをさせていただいております。

○5番（赤坂 修議員） 質疑終わります。

○議長（森田俊介議員） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森田俊介議員） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森田俊介議員） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森田俊介議員） 異議なしと認め、議案第7号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

ました。

日程第10、議案第8号、令和6年度山江村農業集落排水事業会計補正予算（第3号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森田俊介議員） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森田俊介議員） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森田俊介議員） 異議なしと認め、議案第8号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

お諮りします。ここで暫時休憩をしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森田俊介議員） 異議なしと認め、再開時刻を13時10分といたします。

-----○-----

休憩 午前11時53分

再開 午後 1時10分

-----○-----

○議長（森田俊介議員） 休憩前に引き続き、再開いたします。

-----○-----

日程第11 発委第1号 山江村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（森田俊介議員） 日程第11、発委第1号、山江村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、委員長の説明を求めます。

赤坂修議員。答弁席からお願ひします。

○議会運営委員長（赤坂 修議員） 発委第1号、令和7年3月10日、山江村議会議長、森田俊介様。提出者、議会運営委員長、赤坂修。

山江村議会の個人情報の保護に関する条例の制定について。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第109条第3項第2号及び山江村議会会議規則第13条第2項の規定により提出します。

提案理由といたしまして、番号利用法の改正に伴い、山江村議会の個人情報保護に関する条例を一部改正する必要があるため、提出するものであります。

2枚目に改正する条例、3枚目以降に新旧対照表を添付しております。施行期日は令和7年4月1日といたしております。以上でございます。

-----○-----

日程第12 同意第1号 山江村固定資産評価審査委員会委員の選任に関する同意を求めるについて

○議長（森田俊介議員） 日程第12、同意第1号、山江村固定資産評価審査委員会委員の選任に關

する同意を求ることについてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは、同意第1号についてご説明申し上げます。

山江村固定資産評価審査委員会委員の選任に関する同意を求ることについてでございます。次の者を山江村固定資産評価審査委員会委員に選任をしたいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるというものでございます。本日提出でございます。

記として表を掲げておりますが、読み上げさせていただきます。住所、山江村大字山田乙928番地、氏名、内田誠治、生年月日、昭和37年2月28日、任期につきましては、令和7年4月1日から令和10年3月31日までであります。提案理由につきましては、任期満了に伴いまして、引き続き内田誠治氏を適任者と認め、選任するためには地方税法第420条第3項の規定により議会の同意を得る必要があるために提案させていただくというものでございます。

固定資産評価審査委員会委員につきましては3名を置くことになっております。内田氏は現在1期務められておりまして、今回再任に対しまして同意を求めるというものでございます。内田氏は、農業に従事されており、主に水稻、畜産の経営をされておられます。また、本村の農業振興に尽力されているという方でございます。現在9区の区長もされておりまして、地域からの人望も厚いために適任者と認め、今回の再任の同意を求めるというものでございます。人事案件でありますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

-----○-----

日程第13 議案第9号 人吉球磨定住自立圈形成協定の一部を変更する協定の締結について

○議長（森田俊介議員） 日程第13、議案第9号、人吉球磨定住自立圈形成協定の一部を変更する協定の締結についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第9号についてご説明申し上げます。

人吉球磨定住自立圈形成協定の一部を変更する協定の締結についてでございます。人吉球磨定住自立圈形成協定の一部を変更する協定を別案のとおり締結するものとするというものでございます。本日提出でございます。

提案理由でございますが、人吉球磨定住自立圈形成協定の一部を変更する協定の締結につきましては、地方自治法第96条第2項の規定によりまして、議会の議決に付すべき事件に関する条例の規定によりまして、議会の議決を得る必要があるために提案をさせていただくというものでございます。

1枚開けていただきますと、その協定書が掲げてあります。2-2にはですね、人吉市長とそれぞれの町村が協定を結ぶということであります、人吉市と山江村の協定ということになります。

その次のページから新旧対照表を掲げておりますけれども、この議案につきましては同文議決であります、人吉市とそれぞれの町村が同じ文章で、同文で議決をお願いするというものであります。人吉球磨定住自立圈形成でありますけれども、中心都市である人吉市と球磨郡の各町村が連携し、定住に必要な生活機能を確保し、圏域全体の地域振興、住民福祉の向上を図ることを目的として、10市町村が平成27年に協定を締結しております。この定住自立圏には具体的な計画の事業を掲げた共生ビジョンがありますけど、このビジョンの計画は5年間となっておりま

して、令和7年度からの5年間の第3次ビジョンにつきましては、現在の社会情勢の変化を踏まえて策定されておりますので、それと整合性を図るため、協定書の一部は変更されております。本協定の変更に対する締結につきましては、地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決に付すべき事件であるために、提案をするというものでございます。

なお、この協定をすることによって、特別交付税措置がございます。中心都市につきましては8,500万円を上限とする交付税、締結をする町村につきましては1,800万円の交付税措置があるということでございます。調印式予定日は、令和7年3月25日といたしているところであります。以上、ご説明申し上げます。

-----○-----

日程第14 議案第10号 第5期山江村地域福祉計画の策定について

○議長（森田俊介議員） 日程第14、議案第10号、第5期山江村地域福祉計画の策定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは、議案第10号についてご説明申し上げます。

第5期山江村地域福祉計画の策定についてでございます。第5期山江村地域福祉計画を別案のとおり策定するものとするというものでございます。本日提出でございます。

提案理由でございますが、山江村地域福祉計画の策定につきましては、地方自治法第96条第2項の規定により、議会の議決に付すべき事件に関する条例の規定により、議会の議決を得る必要があるために提案をさせていただくというものでございます。

お手元には、山江村地域福祉計画の別冊をタブレットの中にあろうかと思いますけれども、本計画は社会福祉法第107条に基づく市町村地域福祉計画として位置づけられているわけであります。本村の地域福祉を総合的かつ計画的に推進するために、その指針となる第5期山江村地域福祉計画を策定するものでございます。この計画を策定するに当たりましては、山江村地域福祉計画策定委員会を開催いたしてきましたし、その中で立案策定と協議をいただいているところでございます。令和7年度から令和11年度までの5カ年間を計画期間として、第5期山江村地域福祉計画の策定につきましては、議会の議決に付すべき事件でありますので、締結をさせてもらうというものでございます。以上でございます。

-----○-----

日程第15 議案第11号 山江村職員の生成AI活用推進条例の制定について

○議長（森田俊介議員） 日程第15、議案第11号、山江村職員の生成AI活用推進条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは、議案第11号についてご説明申し上げます。

山江村職員の生成AI活用推進条例の制定についてでございます。山江村職員の生成AI活用推進条例を別案のとおり制定するというものでございます。本日提出でございます。

提案理由でございますが、職員の生成AI活用の推進による業務の効率化を図り、住民サービスの向上に供するに当たり、条例を制定する必要があるために提案をさせていただくというものでございます。

次のページには、活用推進条例を掲げております。この条例は、行政の効率化、職員のスキル

の向上、引いてはそれにより住民サービスの向上を図ることを目的として制定をするというものでございます。現在はチャットGPTを活用して、その講演会を開催させてもらっているところでありますけれども、現在、人工知能を活用しながらいろんな事務の効率化を図るということは、生成AIを活用する人と活用しない人の利倍度といいますか、格差がやっぱり出てくるということです。いわゆるそういう人工知能技術を活用して、条例の制定や企画書、会議や研修の資料の作成、議事録製作提言など、諸々に業務に活用して効率化を図るということができます。これを活用する職員と活用しない職員では、業務の効率化にも違うというありますし、また、時間短縮の大きな要因にもなります。従いまして、この条例を制定するにつきましては、業務の効率化による住民サービスの向上を図るための、職員がこの生成AIを積極的に活用するように意識づけをしまして、また、活用を推進するために制定するものでございます。

もう一つはですね、この生成AIをいろんな情報を打ち込みますと、外に漏れると一生その記録は戻りませんので、その付近の禁忌の要項も中にうたっているということでございます。施行日につきましては、令和7年4月1日より適用するというものでございます。

—————○—————

日程第16 議案第12号 山江村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（森田俊介議員） 日程第16、議案第12号、山江村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第12号についてご説明申し上げます。

山江村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。山江村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を別案のとおり制定するものとするというものでございます。本日提出でございます。

提案理由でございますが、昨今の社会情勢の変動を踏まえ、本条例の一部を改正する必要があるために提案させていただくというものでございます。

1枚開けていただきますと、改正する条例でございますが、別表を掲げております。区分、給与月額とありますが、村長74万円を76万円に、副村長56万8,000円を58万円に、教育長50万9,000円を51万7,000円に改めるというものでございます。

この議案につきましては、現在物価高騰など社会情勢の変動を踏まえまして、特別職の報酬を協議いただくよう、特別職報酬等審議会に諮問させていただきました。協議していただきました結果、公務員と民間企業との給与水準の均等を図る上で、人事院勧告に伴う一般職の給与の改定状況及び特別職の報酬等の改定状況の経緯を踏まえまして、特別職の報酬額の改正について答申をいただいております。その答申を受け、協議をいたしまして、答申どおり報酬額等につきまして、改正の提案をさせていただくというものでございます。なお、施行日といたしまして、令和7年4月1日といたしております。

—————○—————

日程第17 議案第13号 山江村議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（森田俊介議員） 日程第17、議案第13号、山江村議会議員の議員報酬等に関する条例の

一部を改正する条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第13号についてご説明申し上げます。

山江村議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。山江村議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例を、別案のとおり制定するというものでございます。本日提出でございます。

提案理由につきましては、昨今の社会情勢の変動を踏まえて、本条例の一部を改正する必要があるために提案させていただくというものでございます。

1枚開けていただきますと、改正する条例でありますけれども、別表1の改める表がありますが、議長につきましては28万9,000円を30万4,000円に、副議長につきましては23万8,000円を25万1,000円に、議員につきましては、21万6,000円を22万8,000円に改めるというものでございます。

この議案につきましても議案第12号と同様であり、報酬審議会等の答申を受け、議会議員の報酬額につきましても諮問をさせていただき、その答申を受けての提案でございます。この条例は、令和7年4月1日から施行するというものでございます。

-----○-----

日程第18 議案第14号 山江村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（森田俊介議員） 日程第18、議案第14号、山江村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第14号についてご説明申し上げます。

山江村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

山江村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別案のとおり制定するというものでございます。本日提出でございます。

提案理由でありますが、人事院勧告及び熊本県人事委員会勧告に準じた改正を行うにあたり、本条例の一部を改正する必要があるために提案をさせていただくというものでございます。

次にページには、一部を改正する条例がございまして、3ページ目からは行政職給与表を掲げさせてもらっているところであります。人事院勧告でありますが、民間給与との格差を埋めるために、人事院勧告及び熊本県人事委員会勧告が毎年あります。それに準じまして上位法である一般職の職員の給与に関する法律の一部改正に伴いまして、本条例の一部を改正するというものでございます。

内容といたしましては、月例給を3級以上の号級の一部に限り、平均3%を引き上げ、期末勤勉手当の支給割合を改正するというものでございます。また、段階的に配偶者に対する扶養手当を廃止し、子に対する扶養手当を増額するというものでございます。施行日につきましては、令和7年4月1日より適用するものでございます。

-----○-----

日程第19 議案第15号 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部改正に伴う関係条例の整

備に関する条例の制定について

○議長（森田俊介議員）　日程第19、議案第15号、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

　　村長。

○村長（内山慶治君）　それでは、議案第15号について説明申し上げます。

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてでございます。育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例を別案のとおり制定するというものでございます。本日提出でございます。

提案理由でございますが、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）及び次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）の一部改正に伴いまして、関係条例を整備する必要があるために提案をさせていただくというものでございます。

次のページには、関係条例の整備に関する条例を掲げておりますし、そのあとに新旧対照表も掲げているところでありますけれども、これは上位法がですね、国の法律等が変わったと、一部改正されたということに伴いまして、関係する条例を整備させていただくというものでございます。

内容といたしましては、看護休暇の対象者を現在の小学校就学までから小学校3年生まで、また、子どもの看護のための時間外勤務の免除対象者を、3歳未満の子から小学校就学前までにそれぞれ対象年齢を引き上げるための条例改正でございます。

附則といたしまして、令和7年4月1日から施行するというものでございます。

—————○—————

日程第20　議案第16号　山江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（森田俊介議員）　日程第20、議案第16号、山江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

　　村長。

○村長（内山慶治君）　それでは、議案第16号について説明申し上げます。

山江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。山江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別案のとおり制定するというものでございます。本日提出でございます。

提案理由でございますが、保険料等水準統一に向けた熊本県国保運営方針に伴いまして、本条例の一部を改正する必要があるために提案をさせていただくというものでございます。

次のページには一部を改正する条例がありますし、また次のページには新旧対照表を掲げておりますけれども、これにつきましては熊本県がですね、令和12年度から県下市町村の国民健康保険料等水準の統一化に向けた動きを始めております。本村では、この統一化によりまして国民健康保険税が一気に高額となり、被保険者への方々の混乱をまねくことがないよう、基金などを活用し、段階的に統一化に近づけていくことを方針づけているところでございます。

国民健康保険税は、医療分、後期分、介護分の三つの要素で賦課をしているところであります。令和7年度におきましては、介護分についてのみその算定方式で変更するというものでございます。これまで所得割、均等割、平等割の3方式の賦課であったものを、平等割をなくしまして、所得割、均等割のみの二つの方式に変更するというものでございます。

なお、本条例は、令和7年4月1日から施行するものとしておりまして、令和6年度分の国民健康保険料につきましては、従前の例によるということにいたしております。以上でございます。

—————○—————

日程第21 議案第17号 山江村地域包括支援センターに関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（森田俊介議員） 日程第21、議案第17号、山江村地域包括支援センターに関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第17号についてご説明申し上げます。

山江村地域包括支援センターに関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。山江村地域包括支援センターに関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別案のとおり制定するというものでございます。本日提出でございます。

提案理由でございますが、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）の一部改正に伴いまして、本条例の一部を改正する必要があるために提案をさせていただくというものでございます。

次のページには改正する条例がございますし、その次のページには新旧対照表を掲げております。これも上位法が改正されたということに伴う条例改正でございます。主な改正内容といたしましては、全国的な専門職の人材不足を受けまして、地域包括支援センターに配置する専門職員の配置条件を緩和するというものでございます。次のページに改正します条例文、そのあとのページに新旧対照表を付けております。

なお、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するといったしております。

—————○—————

日程第22 議案第18号 丸岡公園農村広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（森田俊介議員） 日程第22、議案第18号、丸岡公園農村広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第18号についてご説明申し上げます。

丸岡公園農村広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。丸岡公園農村広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別案のとおり制定するというものでございます。本日提出でございます。

提案理由でございますが、丸岡公園農村広場休憩所及びナイター設備の整備に伴いまして、本条例の一部を改正する必要があるために提案をさせていただくというものでございます。

次のページには一部を改正する条例で別表を掲げております。またその次のページには新旧対照表を掲げているわけでありますが、現在、中央グラウンドに整備された仮設住宅につきまして

は、昨年の6月末をもって入居されていた方々が全員退去された、普通の生活に戻られたということに伴いまして、この仮設住宅の新たな利活用事業として、現在、丸岡公園農村広場に休憩所を整備しております。また、丸岡公園農村広場につきましては、サッカーフィールドとしての利用が多い中、夜間でも利用できるよう民間事業者からナイター設備寄贈の申し出があり、現在整備が進められようとしております。この休憩所とナイター設備に伴いまして、管理は山江村でありますので、施設の利用料等を新たに設定するというための条例改正でございます。以上でございます。

申し遅れました。この条例は、令和7年4月1日から施行するというものでございます。

-----○-----

日程第23 議案第19号 公共工事請負変更契約の締結について

○議長（森田俊介議員） 日程第23、議案第19号、公共工事請負変更契約の締結についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは、議案第19号についてご説明申し上げます。

公共工事請負変更契約の締結についてでございます。次のとおり公共工事請負変更契約を締結するものとするとしております。本日提出でございます。

記と書きまして表を掲げておりますが、横に読ませていただきたいと思います。工事名が、令和5年度林道向鶴線改良工事でございます。事業量につきましては、施工延長150メートル、土工一式、法面工の簡易法枠工2,273.2平方メートルとしておりましたのを、施工延長はそのまま150メートルと土工は一式でございますが、法面工つきまして、簡易法枠工が1,411.8平方メートル、植生基材吹付工につきましてが43.1平方メートル、モルタル吹付工につきまして740.1平方メートル、道路付属施設工がガードレール設置でありますが、33メートルと変更をいたしておりますところでございます。変更前の契約金額が、6,985万円といたしておりましたところ、変更後が6,171万9,900円といたしまして、変更分につきましては、減額の813万100円となるわけでございます。契約の相手方につきましては、熊本県球磨郡山江村大字万江甲1049-1、株式会社中央設備代表取締役、林田啓一としております。敬称を略しました。入札の方法につきましては競争入札でありますと、変更後は入札率による変更契約を締結させていただくというものでございます。

提案理由につきましては、この工事変更契約の締結につきましては、山江村議会の議会に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定によりまして、いわゆる5,000万円以上の契約でありますと、議会の議決を得る必要があるために提案をさせていただくというものでございます。以上でございます。

-----○-----

日程第24 議案第20号 村道路線の廃止について

○議長（森田俊介議員） 日程第24、議案第20号、村道路線の廃止についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは、議案第20号についてご説明申し上げます。

村道路線の廃止についてでございます。道路法第10条第1項の規定により、次の村道路線を廃止するものとするというものでございます。本日提出でございます。

提案理由でございますが、村道路線を廃止するには、道路法第10条第3項の規定によりまして、議会の議決を経る必要があるために提案させていただくというものでございます。

次のページに廃止として表を掲げております。整理番号1、路線名が、県道水源地線でございます。廃止区間は、起点が山江村大字万江甲字中鶴387番地先から、終点が山江村大字万江甲字中鶴392番地先までございます。延長が61メートルでございました。敷地幅員が5.7メートルから13.8メートルといたしております。これは村営住宅中鶴団地の建設に伴いまして、進入路であります村道県道水源地の整備を行ったことから、延長や区域変更が必要でありますので、新たに村道路線を認定するための本路線を廃止するというものでございます。

-----○-----

日程第25 議案第21号 村道路線の認定について

○議長（森田俊介議員） 日程第25、議案第21号、村道路線の認定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは、議案第21号についてご説明申し上げます。

村道路線の認定についてでございます。道路法第8条第1項の規定によりまして、次の路線を村道に認定するものとするというものでございます。本日提出でございます。

提案理由でございますが、村道路線を認定するには、道路法第8条第2項の規定によりまして、議会の議決を得る必要があるために提案させていただくというものでございます。

これは前議案で廃止して新たにこの議案第21号で認定するというものになるわけであります、認定として整理番号1、路線名が中鶴線でございます。認定区間は山江村大字万江甲字中鶴387番地先から、山江村大字万江甲字中鶴391番地1先まで、延長が142メートルとなるものでございまして、敷地幅員につきましては、6メートルから14.0メートルということになります。

議員のタブレットの中にも認定路線、廃止路線も含めて地図が添付されていようかと思いますけれども、これは先ほど説明しました議案第20号と同様の理由から村道県道水源線を廃止いたしまして、新たに村道中鶴線として認定するものでございます。本路線は地図にも示しておりますとおり、村営住宅の中鶴団地の入り口を起点といたしまして、同団地西側の農道接続付近までを終点とするものであります。延長が142メートルという路線でございます。新規路線として認定された後は、道路台帳を整備し、村道として管理するというものでございます。以上でございます。

-----○-----

日程第26 議案第22号 令和7年度山江村一般会計予算

○議長（森田俊介議員） 日程第26、議案第22号、令和7年度山江村一般会計予算を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第22号についてご説明申し上げます。

令和7年度山江村一般会計予算書でございます。次にページに、令和7年度山江村一般会計予算として定めてありますが、令和7度山江村の一般会計予算は、次に定めるところによるとするものでございます。

歳入歳出予算でございます。第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ43億3,600万円と定めるものでございます。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 岁入歳出予算」によるものでございます。

次に、地方債でございます。第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」によるものでございます。

次に、一時借入金であります。第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2億円と定めるものでございます。

歳出予算の流用でございます。第4条、地方自治法第220条第2項のただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定めるものでございますして、(1)として、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項間の流用といたしております。本日提出でございます。

内容につきましては、総務課長が説明いたします。

○議長（森田俊介議員） 平山総務課長。

○総務課長（平山辰也君） それでは、議案第22号について説明いたします。

2ページをお願いします。第1表、歳入歳出予算でございます。歳入でございますが、款1、村税につきましては、前年並みの2億3,772万8,000円を計上いたしております。3ページでございました。失礼しました。款2、地方譲与税は、前年度の実績と総務省からの通達をもとに、前年比約3%減の6,059万5,000円を計上いたしております。款3、利子割交付金から款8の地方特例交付金までにつきましては、前年度実績及び国の地方財政計画に基づきまして、合計で前年比約22%の減を計上しております。款9、地方交付税ですが、国の地方財政計画に基づきまして、前年比約2%増といたしました普通交付税など、16億9,899万2,000円を計上いたしております。款10、交通安全対策特別交付金は、前年と同様の1,000円を計上いたしております。

4ページをお願いします。款11、地方消費税交付金につきましては、前年度実績によりまして、前年比約7%増の7,480万円を計上いたしております。款12、分担金及び負担金は、保育料の無償化計画などによりまして、前年より約70%減の186万9,000円を計上いたしております。款13、使用料及び手数料は、住宅使用料が主であります、前年比並みの4,647万1,000円を計上いたしております。款14、国庫支出金につきましては、土木費、民生費及び災害復旧費国庫補助金など、前年比で約15%減の8億4,335万4,000円を計上いたしております。款15、県支出金ですが、民生費県負担金、農林水産業費県補助金など、前年比約6%減の2億3,371万6,000円を計上いたしております。款16、財産収入は、素材生産売払収入などの増によりまして、前年比約4倍増の4,696万2,000円を計上いたしております。款17、寄附金につきましては、ふるさと応援寄附金の増を見込みまして、前年比18%増の1億8,010万2,000円を計上いたしております。款18、繰入金は、財政調整基金などからの繰入金であります、前年比で約34%増の2億8,095万4,000円を計上いたしております。款19、繰越金は、前年比約47%増の3億4,387万3,000円を計

上いたしております。

5ページをお願いします。款20、諸収入は、水力発電導入調査事業補助金など、前年比で約70%増の4,626万1,000円を計上いたしております。款21、村債につきましては、石蔵拠点整備事業に伴います総務費債や土木費債など、前年比約40%減の2億2,950万円を計上いたしております。以上、歳入合計43億3,600万円でございます。

6ページをお願いします。歳出でございますが、款1、議会費は前年比約7%増の6,308万6,000円を計上いたしております。款2、総務費につきましては、ふるさと応援寄附金に対します返礼品等の経費や積立金及び電算機器の保守料委託など、前年比約10%増の11億136万5,000円を計上いたしております。款3、民生費は、扶助費や介護保険会計への繰出金など、前年比で約12%増の7億5,563万2,000円を計上いたしております。款4、衛生費ですが、簡易水道事業繰出金や予防費及び子育て支援事業費など、前年比で約4%増の3億5,050万円を計上いたしております。款5、農林水産業費は、新規事業であります最適土地利用総合対策事業などの増加によりまして、前年比で約8%増の3億5,689万円を計上いたしております。款6、商工費は、工事請負費や人吉球磨観光地域づくり協議会負担金などの減によりまして、前年比で約11%減の6,653万6,000円を計上いたしております。款7、土木費につきましては、河川浚渫工事や村道改良工事などの減によりまして、前年比約25%減の2億5,479万7,000円を計上いたしております。款8、消防費は、人吉下球磨消防組合負担金などの増加によりまして、前年比約2%増の1億4,875万7,000円を計上いたしております。

7ページをお願いします。款9、教育費につきましては、ICT教育用タブレットの更新費などの増によりまして、前年比約15%増の3億6,674万円を計上いたしております。款10、災害復旧費は、復旧工事の進捗によりまして、前年比約33%減の4億7,431万2,000円を計上いたしております。款11、公債費につきましては、前年比約2%増の3億7,269万7,000円を計上いたしております。款20、予備費を2,468万8,000円計上いたしまして、歳出合計を43億3,600万円とするものでございます。以上、予算の総額は、前年比で約1%の減でございます。

続きまして、8ページをお願いします。第2表、地方債でございます。起債の目的、限度額の順に説明をいたします。再生可能エネルギー導入事業、限度額を990万円、地域振興事業940万円、電気自動車導入事業990万円、石蔵拠点整備事業8,000万円、県営林道山江球磨線事業930万円、農業振興事業500万円、道路新設改良事業5,100万円、緊急自然災害防止対策事業、河川が3,000万円、同じく急傾斜が400万円、ハザードマップ作成事業70万円、教育ICT環境整備事業800万円、公共土木施設災害復旧事業270万円、林業施設災害復旧事業800万円、農業施設災害復旧事業150万円とし、合計14事業であります、合計金額は2億2,950万円でございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載してあるとおりでございます。

続きまして、116ページをお願いいたします。地方債の前々年度末における現在高並びに年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。前年度末現在高見込額の合計30億7,499万6,000円に当該年度中増減見込額の起債見込額の合計額2億2,950万円を加えまして、それから元金償還見込額の合計3億5,317万7,000円を引いた29億5,131万

9,000円が当該年度末残高見込額でございます。

以上で、議案第22号、令和7年度の一般会計予算の説明を終わります。

—————○—————

日程第27 議案第23号 令和7年度山江村特別会計国民健康保険事業予算

○議長（森田俊介議員） 日程第27、議案第23号、令和7年度山江村特別会計国民健康保険事業予算を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第23号、令和7年度山江村特別会計国民健康保険事業予算書でございます。次のページであります。令和7年山江村特別会計国民健康保険事業予算でございます。令和7年度山江村の特別会計国民健康保険事業予算は、次に定めるところによるとするものでございます。

歳入歳出予算でございます。第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ3億8,200万円と定めるものでございます。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるものでございます。

一時借入金であります。第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額につきましては、5,000万円と定めるというものでございます。

次に、歳出予算の流用でございます。第3条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定によりまして、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定めるというものでございます。（1）保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項間の流用といたしております。本日提出でございます。

内容につきましては、健康福祉課長が説明いたします。

○議長（森田俊介議員） 山口健康福祉課長。

○健康福祉課長（山口 明君） それでは、議案第23号につきましてご説明いたします。

3ページをご覧ください。第1表、歳入歳出予算、歳入につきまして、主なものにつきましてご説明いたします。款1、国民健康保険税につきましては、現年度及び過年度の見込額4,844万4,000円とするものでございます。款6、県支出金につきましては、普通及び特別交付金などの見込額2億9,411万5,000円とするものでございます。款9、繰入金につきましては、保険基盤安定繰入金など一般会計からの繰入金として2,987万8,000円とするものでございます。款10、繰越金につきましては、前年度からの繰越見込みといたしまして、947万8,000円とするものでございます。歳入合計3億8,200万円とするものでございます。

次に、4ページをご覧ください。歳出につきまして、主なもののみご説明申し上げます。款1、総務費につきましては、事務費等の一般管理費及び運営協議会に伴うものといたしまして、399万9,000円とするものでございます。款2、保険給付費につきましては、診療費、調剤費などの療養諸費及び高額療養費等、2億7,852万1,000円とするものでございます。款3、国民健康保険事業費納付金につきましては、県への納付金といたしまして、医療給付費分など8,448万5,000円とするものでございます。款6、保健事業費につきましては、特定健康診査等に伴うものといたしまして、1,273万8,000円とするものでございます。款10、予備費を185万6,000円といたしまして、歳出合計3億8,200万円とするものでございま

す。前年度当初と比較いたしまして1,700万円の減となっております。以上、説明を終わります。

-----○-----

日程第28 議案第24号 令和7年度山江村特別会計介護保険事業予算

○議長（森田俊介議員） 日程第28、議案第24号、令和7年度山江村特別会計介護保険事業予算を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは、議案第24号についてご説明申し上げます。

令和7年度山江村特別会計介護保険事業予算書でございます。次のページでありますが、令和7年度山江村特別会計介護保険事業予算でございます。令和7年度山江村の特別会計介護保険事業予算は、次に定めるところによるとするものでございます。

歳入歳出の予算でございます。第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ5億4,000万円と定めるものでございます。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 岁入歳出予算」によるものでございます。

次に、一時借入金でございますが、第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、4,000万円と定めるものでございます。

次に、歳出予算の流用でございます。第3条、地方自治法第220条第2項のただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定めるというものでございます。（1）として、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項間の流用といたしております。本日提出でございます。

内容につきましては、健康福祉課長が説明いたします。

○議長（森田俊介議員） 山口健康福祉課長。

○健康福祉課長（山口 明君） それでは、議案第24号につきましてご説明いたします。

3ページをご覧ください。第1表、歳入歳出予算、歳入につきまして主なもののみ説明いたします。款1、保険料につきましては、現年度及び過年度の見込額9,098万7,000円とするものでございます。款3、国庫支出金につきましては、介護給付費負担金など1億3,928万円とするものでございます。款4、支払基金交付金につきまして、第2号被保険者分見込みといたしまして、1億3,789万2,000円とするものでございます。款5、県支出金につきましては、介護給付費負担金など8,124万2,000円とするものでございます。款7、繰入金につきましては、一般会計からの繰入といたしまして、8,275万3,000円とするものでございます。款8、繰越金につきましては、前年度からの繰越といたしまして、677万2,000円とするものでございます。歳入合計5億4,000万円とするものでございます。

次に、4ページをご覧ください。歳出、主なものにつきましてご説明いたします。款1、総務費、人件費及び郡認定審査会負担金など、1,154万2,000円とするものでございます。款2、保険給付費につきましては、各種介護サービス給付負担金など、4億9,734万6,000円とするものでございます。款4、地域支援事業費につきましては、人件費及びサービス委託料など、2,798万2,000円とするものでございます。款8、予備費を293万2,000円と

いたしまして、歳出合計5億4,000万円とするものでございます。前年度当初と比較いたしまして、600万円の増となっております。以上、説明を終わります。

-----○-----

日程第29 議案第25号 令和7年度山江村特別会計後期高齢者医療事業予算

○議長（森田俊介議員） 日程第29、議案第25号、令和7年度山江村特別会計後期高齢者医療事業予算を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは、議案第25号についてご説明申し上げます。

令和7年度山江村特別会計後期高齢者医療事業予算書でございます。次のページに令和7年度山江村特別会計後期高齢者医療事業予算を掲げております。令和7年度山江村の特別会計後期高齢者医療事業の予算は、次に定めるところによるとするものでございます。

歳入歳出予算でございます。第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ5,400万円と定めるものでございます。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 岁入歳出予算」によるものでございます。

一時借入金でございます。第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、300万円と定めるものでございます。本日提出でございます。

内容につきましては、健康福祉課長が説明いたします。

○議長（森田俊介議員） 山口健康福祉課長。

○健康福祉課長（山口 明君） それでは、議案第25号につきましてご説明いたします。

3ページをご覧ください。第1表、歳入歳出予算、歳入につきまして、主なもののみ説明いたします。款1、後期高齢者医療保険料につきましては、現年度及び過年度の見込額3,549万9,000円とするものでございます。款3、繰入金につきましては、一般会計からの繰入といたしまして、1,792万7,000円とするものでございます。款4、繰越金につきましては、前年度からの繰越といたしまして、51万円とするものでございます。歳入合計5,400万円とするものでございます。

次に、4ページをご覧ください。歳出、主なものにつきましてご説明いたします。款2、後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、広域連合への納付金見込みといたしまして、5,328万3,000円とするものでございます。款4、予備費を52万3,000円といたしまして、歳出合計5,400万円とするものでございます。前年度当初と比較いたしまして200万円の増となっております。以上、説明を終わります。

-----○-----

日程第30 議案第26号 令和7年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業予算

○議長（森田俊介議員） 日程第30、議案第26号、令和7年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業予算を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは、議案第26号についてご説明申し上げます。

令和7年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業予算書でございます。次のページに令和7年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業予算を掲げております。令和7年度山江村の特別会計ケーブ

ルテレビ事業の予算は、次に定めるところによるとするものでございます。

歳入歳出予算でございます。第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ2,000万円と定めるというものでございます。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 岁入歳出予算」によるものでございます。

次に、一時借入金でございます。第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000万円と定めるものでございます。本日提出でございます。

内容につきましては、企画調整課長が説明いたします。

○議長（森田俊介議員） 清永企画調整課長。

○企画調整課長（清永弘文君） それでは、議案第26号についてご説明いたします。

3ページ目をお開きください。第1表、歳入歳出予算、歳入、款2、使用料及び手数料、光ケーブル使用料など70万4,000円、款3、繰入金、一般会計からの繰入として1,500万円、款4、繰越金、令和6年度から令和7年度への繰越見込額として429万6,000円、歳入合計を2,000万円とするものでございます。

4ページ目をご覧ください。歳出、款1、総務費、番組制作委託料やケーブルテレビセンター運営負担金など892万円、款2、ケーブルテレビ事業費、施設の点検委託や電柱許可料など944万9,000円、款4、予備費を163万1,000円とするもので、前年度と比較しまして1億2,800万円の減額となっております。以上、説明を終わります。

—————○—————

日程第31 議案第27号 令和7年度山江村簡易水道事業会計予算

○議長（森田俊介議員） 日程第31、議案第27号、令和7年度山江村簡易水道事業会計予算を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは、議案第27号についてご説明申し上げます。

令和7年度山江村簡易水道事業会計予算書でございます。1枚開けて次のページは目次で、1ページといたしておりますがご覧いただきたいと思います。様式が変わり、企業会計でありますので複式会計になります。

それでは、議案第27号についてご説明申し上げます。令和7年度山江村簡易水道事業会計予算でございます。総則でございますが、第1条、令和7年度山江村簡易水道事業会計の予算は、次に定めるところによるとするものでございます。次に業務の予定量でございます。第2条、業務の予定量は記載のとおりでございます。次に、収益的収入及び支出でございます。第3条、収益的収入及び支出の予定額は、簡易水道事業収益1億2,596万1,000円、簡易水道事業費用1億792万2,000円とするものでございます。資本的収入及び支出についてであります。第4条、資本的収入及び支出の予定額は、資本的収入が8,923万2,000円、資本的支出につきましては、1億1,895万6,000円とするものでございます。

2ページの5条から第9条につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。本日提出でございます。

内容につきましては、建設課長が説明いたします。

○議長（森田俊介議員） 蕨野建設課長。

○建設課長（蕨野昭憲君） それでは、議案第27号についてご説明いたします。

3ページをお開きください。令和7年度山江村簡易水道事業会計予算実施計画、収益的収入及び支出、収入、第1款、簡易水道事業収益でございます。簡易水道料金、一般会計繰入金、長期前受金戻入れなどを計上しております、収入総額を1億2,596万1,000円とするものでございます。前年度と比較して1,441万2,000円の増でございます。

それから支出、第2款、簡易水道事業費用、職員の人工費、施設及び機械の光熱水費、修繕費及び減価償却費、それから地方債の利子償還金、消費税及び地方消費税納付金などを計上しております、支出総額を1億792万2,000円とするものでございます。前年度と比較して7万6,000円の増でございます。

4ページをお願いいたします。資本的収入及び支出、収入、第3款、資本的収入でございます。地方債借入金、一般会計繰入金、簡易水道加入負担金などを計上しております、収入総額8,923万2,000円とするものでございます。前年度と比較いたしまして6,077万6,000円の増でございます。

それから支出、第4款、資本的支出でございます。管路耐震化更新計画策定業務委託料、排水管布設工事請負費、メーター器購入、地方債元金償還金などを計上しております、支出総額を1億1,895万6,000円とするものでございます。前年度と比較いたしまして6,037万5,000円の増でございます。以上で説明を終わります。

-----○-----

日程第32 議案第28号 令和7年度山江村農業集落排水事業会計予算

○議長（森田俊介議員） 日程第32、議案第28号、令和7年度山江村農業集落排水事業会計予算を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは、議案第28号についてご説明申し上げます。

これも1ページをご覧いただきたいと思います。令和7年度山江村農業集落事業会計予算書でございます。総則につきましては、第1条、令和7年度山江村農業集落排水事業会計の予算は、次に定めるところによるとするものでございます。次に業務の予定量でございます。第2条、業務の予定量は、記載のとおりでございます。次に収益的収入及び支出でございますが、第3条、収益的収入及び支出の予定額は、農業集落排水事業収益1億4,730万3,000円、農業集落排水事業費が1億3,300万7,000とするものでございます。次に、資本的収入及び支出でございます。第4条、資本的収入及び支出の予定額は、資本的収入が490万円、資本的支出が3,992万5,000円とするものでございます。

2ページの5条から第10条につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。本日提出でございます。

内容につきましては、建設課長が説明いたします。

○議長（森田俊介議員） 蕨野建設課長。

○建設課長（蕨野昭憲君） それでは、議案第28号についてご説明いたします。

3ページをお願いいたします。令和7年度山江村農業集落排水事業会計予算実施計画、収益的収入及び支出、収入、款1、農業集落排水事業収益でございます。集落排水処理使用料、督促手数料、一般会計繰入金、長期前受金戻入れなどを計上しております、収入総額を1億4,73

0万3,000円とするものでございます。前年度と比較いたしまして93万9,000円の減でございます。

支出、款2、農業集落排水事業費用、職員の人工費、施設及び機械の光熱水費、修繕費及び管理委託料、地方債利子の償還金、消費税及び地方消費税納付金などを計上しております、支出総額を1億3,300万7,000円とするものでございます。前年度と比較いたしまして100万4,000円の減でございます。

4ページをお願いいたします。資本的収入及び支出、収入、款3、資本的収入でございます。地方債借入金、加入時の工事負担金を計上しております、収入総額を490万円とするものでございます。前年度よりも比較いたしまして53万7,000円の減でございます。

支出、款4、資本的支出、公共施設工事請負費、地方債元金の償還金などを計上しております、支出総額を3,992万5,000円とするものでございます。前年度と比較いたしまして、948万3,000円の減でございます。以上で説明を終わります。

-----○-----

日程第33 議員派遣の件

○議長（森田俊介議員） 日程第33、議員派遣の件を議題といたします。

会議規則第126条の規定により、お手元に配付しております内容で議員を派遣するものです。これで提案理由の説明は終わりました。

また、12月議会定例会以降、陳情書が1件提出され、議会へ届いております。この件につきましては、それぞれ議員各位へ資料を配付とすることとしております。各議員で内容を検討され、必要な場合は後日提案等をされるようお願い申し上げます。

以上で、本日の日程は終了しましたので、散会といたします。

ありがとうございました。

-----○-----

散会 午後2時25分

第 3 号

3 月 12 日 (水)

令和7年第2回山江村議会3月定例会（第3号）

令和7年3月12日
午前10時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。（10名）

1番 白川俊博 議員	2番 北田愛介 議員
3番 本田りか 議員	4番 中村龍喜 議員
5番 赤坂修 議員	6番 横谷巡 議員
7番 立道徹 議員	8番 西孝恒 議員
9番 久保山直巳 議員	10番 森田俊介 議員

3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 高橋忍君

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長 内山慶治君	副村長
教育長 藤本誠一君	総務課長 平山辰也君
税務課長 今村禎志君	企画調整課長 清永弘文君
産業振興課長 松尾充章君	健康福祉課長 山口明君
建設課長 蕨野昭憲君	教育課長 迫田教文君
会計管理者 尾方路美君	農業委員会事務局長 一二三信幸君

開議 午前10時00分

—————○—————

○議長（森田俊介議員） おはようございます。ただいまから会議を開きます。

本日、村長より議案について事件の訂正請求の申し出がありましたので、これを許します。

平山総務課長。

○総務課長（平山辰也君） それでは、事件の訂正請求をさせていただきます。

初日の議会開会日に提出しました事件につきまして、次の理由により訂正したいので、山江村議会会議規則第19条第2項の規定により請求をいたします。

件名が、議案第28号で、令和7年度山江村農業集落排水事業会計予算でございます。

理由としましては、本文中に誤りがあったためということでございます。訂正の内容につきましては、本文中に、令和7年4月1日から令和8年3月31日までと記載をしておりましたけれども、訂正をさせていただく文言が、令和6年4月1日から令和7年3月31日までということに訂正をさせていただきたいと思います。

大変失礼しました。申し訳ありません。以上でございます。

○議長（森田俊介議員） ありがとうございました。

本日の出席議員は10名で、定足数に達しております。

—————○—————

日程第1 一般質問

○議長（森田俊介議員） 本日、会期日程第3、一般質問となっております。

お手元に配付しておりますとおり、6名の議員の一般質問通告がなされておりますが、本日は2名の議員の一般質問通告の順に従いまして行います。

なお、会議規則による発言時間は、質問・答弁を合わせ60分といたしますが、質問をされる議員におかれましては、提出された通告の内容に沿って、適切な質問をしていただきますよう要望いたします。また、質問の際に、答弁の繰り返しにならないようにご注意をお願い申し上げます。一方、執行部におかれましても、簡潔にわかりやすく答弁をいただきたいと、よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、はじめに2番、北田愛介議員より、1. 男女共同参画社会について、2. 旧道路公団から移譲を受けた施設の管理についての通告が出ております。

北田愛介議員の質問を許します。2番、北田愛介議員。

北田愛介議員の一般質問

○2番（北田愛介議員） それでは、ただいま議長の許可がございましたので、2番議員、北田が一般質問を行います。

今回は、先ほど議長から紹介いただきましたように、男女共同参画社会についてと、旧日本道路公団から移譲を受けました施設の管理についての2点を通告いたしておりますので、通告書に基づき質問を行います。よろしくお願ひいたします。

まず1点目の男女共同参画社会についてでございます。我が国においては、平成11年6月に

男女共同参画社会基本法が公布、施行され、男女共同参画社会の実現が、国における重点課題として位置づけられ、これまで多くの政策が実施されております。

一方、本村においては、平成23年4月に山江村男女共同参画推進条例が施行され、平成28年には同条例第9条に基づき、山江村第2期男女共同参画基本計画を策定して、行政、村民、事業所等が協働して男女共同参画を総合的、計画的に進めていくと定めてあります。

日本における男女共同参画の状況を内閣府男女共同参画局が国際的な指標を公表しております。これは世界経済フォーラムが昨年の6月に発表した数字であります。世界における日本の状況を見てみると、ジェンダーギャップ指標、この指標は、経済、教育、健康、政治の各分野における男性に対する女性の割合を算出したものです。日本は残念なことに146カ国中118位と公表されておりまして、非常に順位が低うございます。この各部門の経済部門については120位、教育は72位、健康58位、政治が113位で、男女格差がまだまだあるようござります。

この指標の詳細を見てみると、経済面での女性の参画割合、これ0.568でございますけれども、労働参加率の男女比、同一労働における賃金の男女格差、推定勤労所得の男女比、管理的職業従事者の男女比、専門技術者の男女比などが数値化してございます。それから教育については0.993と高うございますけれども、識字率の男女比、初等教育、中等教育、高等教育の就学率の男女比、こういうものは高うございます。政治参画においては、0.118と極端に低うございますけれども、国会議員の男女比、閣僚の男女比、最近50年における行政区の長の在任年数の男女比等が比較されております。あと健康面においては0.973と高うございますけれども、健康寿命の男女比などが数値化されているようございます。

また、先日のですね、地元紙には熊本県の状況も報告されておりまして、都道府県版のジェンダーギャップ指標ということでございます。先ほど申しましたように、指標が出ておりますけれども、1日近いほど平等を示しているというものだそうですが、これで全国37位、行政が0.289で29位、教育が0.615で28位、経済が0.435で9位と、特に政治と行政が低い位置にあるようです。

このような状況の中に山江村においては、令和3年3月に策定されました、現行の山江村第3期男女共同参画基本計画が、令和7年度で最終年度を迎えるわけですが、これまでの取り組み状況と成果、そして次期計画策定に向けた基本的な方針について伺ってまいりたいと思っております。

そこでまず、本村における男女共同参画社会の実現における現状と課題をどのように整理されているか、答弁を求めます。

○議長（森田俊介議員） 山口健康福祉課長。

○健康福祉課長（山口 明君） それでは、北田議員のご質問にお答えいたします。

本計画におきまして、「男女がともに尊重し、助け合い、幸せを感じるむら山江村」をもとに六つの項目を基本理念といたしまして、すみません、失礼しました。

本計画策定後におきまして、職員を中心といたしました府内委員会をこれまで計6回、各団体の代表者を中心とした審議会を計4回実施いたしまして、協議を重ねているところでございます。

本村における男女共同参画社会の実現には、以下の現状と課題があげられるかと思います。まず、平成23年4月に山江村男女共同参画推進条例を施行いたしまして、男女共同参画の推進を

図っているところでございます。その中で、行政、村民、事業所等が協同して男女共同参画を進めている点も、現況の一部としてあげられるところでございます。

また、課題につきましては大きく四つあります、一つ目に、性別による固定的な役割分担意識、これは性別による固定観念や、それに基づく社会慣習が根強く残っているところがございまして、その解消が課題の一つと考えるところでございます。

二つ目に、女性の参画拡大、これは女性の政策、方針決定への参画を拡大するための環境整備が必要と考えられます。具体的には、女性委員の割合を40%にすることが目標としているところでございます。

三つ目に、ワークライフバランスの実現でございます。男女が家庭生活と仕事、地域・社会活動を両立しやすい環境を整えることが重要かと思われます。

四つ目が、新たな課題への対応といたしまして、人口減少、高齢化、さらには配偶者からの暴力や自然災害など、全国的な課題に対する対応が必要と考えているところでございます。特に防災対策や災害復興に男女共同参画の視点を取り入れることが求められているところでございます。

これらの現状と課題に対しまして、意識調査であったり、審議会等での具体的な取り組みも行われており、今後も継続的な施策の推進が重要と考えているところでございます。以上でございます。

○議長（森田俊介議員） 北田愛介議員。

○2番（北田愛介議員） ただいま答弁いただきましたようにですね、現行の第3期基本計画においては、山江村の動きとしてその当時ですね、本村における各種審議会の女性委員の割合を、登用率を40%としてほしいというようなですね、村の政策方針決定過程において、積極的に女性の意見を反映させる取り組むことを求める要望書というのが、この審議会から当時提出されているようでございます。

その実現に向けて、ただいま説明いただきましたような項目等が掲げられておりまして、社会情勢の変化に伴いですね、いろいろと問題も多様化しているようでございまして、それに対していろいろな目標数値があげられておりました。昨年はですね、長年不在であった役場の管理的地位にある女性課長が誕生するなど、成果が出ているところでもあると思っております。現計画に基づいた数値目標の達成状況とその成果について答弁を求めます。

○議長（森田俊介議員） 山口健康福祉課長。

○健康福祉課長（山口 明君） それではお答えいたします。本計画におきまして、「男女がともに尊重し、助け合い、幸せを感じるむら山江村」をもとに、六つの項目を基本理念といたしまして、その中でまた五つの基本目標を掲げ取り組んでいるところでございます。

今回、計画の66ページにあります数値目標の達成状況についてお答えいたします。まず、学校教育における男女平等達成感、それから社会通念、慣習、しきたりなどにおける男女平等達成感、それから男女共同参画社会基本法の認知度と、山江村第3期男女共同参画推進計画の認知度、それから村広報紙、その他メディア等への男女共同参画社会づくり推進の記事と掲載の回数についてでございます。

校内研修といたしまして、男女共同参画に関する研修等の実施であったり、学校行事への父親の積極的な参加など、おおむね目標値に達しているものと考えているところでございます。社会

通念、慣習、しきたりにつきましては、固定的性別役割分担意識の解消のための啓発等の実施をしておりますが、今後の課題となっているところでございます。

次に、基本法や推進計画の認知度でございますが、県より情報提供されるセミナー等のチラシを窓口等に周知、ケーブルテレビでの啓発、議会図書への関連冊子の配布、確定申告期間中のポスター掲示等を実施しております、目標値に向けて努力しているところでございます。

次に、乳がん検診受診率につきましては、令和4年度が45.9%、令和5年度が42.1%、令和6年度が、これは暫定ですが42.5%となっており、今後さらなる早期治療、重症化予防に努めていきたいと考えております。

次に、家庭生活における男女平等達成感、地域活動、社会活動の場での男女平等達成感、職場における男女平等達成感、男性料理教室の参加者数につきまして、まず育児休暇や年休等の取得推進を図りまして、ワークライフバランスに取り組んでいるところでございます。

また、地域活動等におきましては、まだ女性自身が役職等に就くことに消極的な部分があるようでございます。男性料理教室につきましては、令和6年度に5回実施しております、33名の参加となっているところでございます。

次に、村の審議会等における女性の登用率、区長に占める女性の割合、村役場の管理的地位にある職員に占める女性の割合についてでございますが、まず、各委員会等の女性割合は、平均で現在39.4%とおおむね目標値に達しているところでございます。ただ、区長に関しましては、現在のところ0地区のままでございます。役場管理職につきましては、昨年11月に女性課長が1名となっているところでございます。

最後に、女性相談センターの認知度についてでございますが、DV等に関する相談支援を行っているところでございますが、今のところ役場への相談はほとんどございませんで、警察等からの情報提供のみでございます。こちらにつきましても相談しやすい環境づくりや住民の認識、理解の向上に努める必要があると考えるところでございます。

以上が現在までの実施状況と成果でございます。以上でございます。

○議長（森田俊介議員） 北田愛介議員。

○2番（北田愛介議員） ただいまですね、目標数値等の達成状況等もご説明いただきました。おおむね達成しているということでございますけれども、また課題もあるようでございます。また社会情勢の変化によりましてですね、人口減少時代を迎えて、区長さんの女性登用というのはですね、なかなか難しい点もあるかと思っております。そこでですね、現行の第3期計画が終了してですね、平成7年度終了して、計画を策定する時期になっております。令和7年度の当初予算にも策定に係る予算が計上されているようでございます。

そこで、最終年度における計画の達成の見通しとか、次期計画に対する基本的な方針も伺います。

○議長（森田俊介議員） 山口健康福祉課長。

○健康福祉課長（山口 明君） それではお答えいたします。これまで府内委員会及び審議会にて出てまいりました課題や提案等がございます。基本的には目標値に向けた取り組みを進めていきますが、中には、計画を進める上で、現状と乖離が大きい部分につきましては、会議の中で協議していくかなければならないと考えているところでございます。ただ、どの項目におきましても職場や住民の方への周知、啓発、ご理解、ご協力等が不可欠と考えているところでございます。今後

さらなる媒体等を使いまして進めていきたいと考えているところでございます。

いずれにしましても基本理念であります、「男女がともに尊重し、助け合い、幸せを感じるむら山江村」といたしまして、男女が互いに認め合い、性別にかかわりなく人権が尊重され、女性も男性も自分の意思で社会に参画し、お互いに助け合い、幸せを感じることができる社会づくりを推進してまいります。

なお、第4期計画策定につきましては、令和7年度におきまして計画策定委員会を発足いたしまして、その中で協議し、作成していく予定でございます。以上でございます。

○議長（森田俊介議員） 北田愛介議員。

○2番（北田愛介議員） 国におきましてもですね、第5次計画の一部、変更して閣議決定しているようございまして、本村におきましてもですね、次期計画によりまして、男女共同参画社会の実現に向けてご努力いただきますようお願い申し上げます。

次に2点目のですね、旧日本道路公団から移譲を受けました施設の管理について質問をさせていただきます。

本村においては、九州縦貫自動車道路の建設に伴い、側道等の道路であるとか橋梁、さらには排水路などをですね、この公団のほうから移譲を受けて管理されていると思っております。八代人吉間の供用開始が平成元年12月でありましたので、その後移譲を受けていると思っておりますけれども、移譲を受けた施設の状況についてお伺いいたします。

まず移譲を受けた道路、橋梁、水路等の延長や数量等について現状を答弁をお願いいたします。

○議長（森田俊介議員） 蕨野建設課長。

○建設課長（蕨野昭憲君） それではお答えいたします。高速道路の建設に伴いまして、平成2年5月に旧日本道路公団から代替道路及び水路等の施設が村に移管されております。ご質問の各施設の延長及び数量につきましては、道路が105カ所で延長が約1万8,000メートル、橋梁が11カ所で延長が約220メートル、水路が69カ所で延長が約4,400メートルでございます。以上です。

○議長（森田俊介議員） 北田愛介議員。

○2番（北田愛介議員） かなり多くの施設が移管、移譲されているようでございますけれども、施設の管理状況についてお伺いしたいと思っております。先ほど申しましたように、供用開始が平成元年、移譲が平成2年ということで、昭和の時代から建設されておりますので、もう40年近く経過している施設もあり、老朽化している施設も多いと思います。その老朽化によりまして、改良とか修繕を余儀なくされた箇所もあと思いますが、改良や修繕などの実施状況について答弁を求めます。

○議長（森田俊介議員） 蕨野建設課長。

○建設課長（蕨野昭憲君） それではお答えいたします。まず道路につきましては、側道の15路線、側道1号線から15号線までございますけれども、この路線をまず村道に認定しております。年間を通じて道路パトロールを行っており、軽微な補修や道路に張り出した通行に支障がある樹木の伐採などは、その都度対応しております。また路線によっては業務委託による除草、職員による巡回、村民からの要望等により、道路の状況を確認いたしまして、改良や修繕等、必要な対策を実施している状況でございます。

それから橋梁につきましては、5年おきに定期点検を行っておりますが、その中で高速道路に

架かっている跨道橋が3橋ございます。これについては、令和6年度に実施いたしておりまして、また側道に架かっている橋梁が3橋ございます。これについては、令和7年度に実施予定でございます。その結果を受けまして、山江村橋梁長寿命化修繕計画がございますが、その計画に基づき補修等必要な対策を実施するようしております。

村道棟に認定していない道路、橋梁、水路等がございますが、これにつきましては、道路パトロールを行う際や地域づくり懇談会、それから各地区からの要望等によりまして、現地を調査し、修繕や改修工事等の対策を実施している状況でございます。以上でございます。

○議長（森田俊介議員） 北田愛介議員。

○2番（北田愛介議員） 道路等についてはですね、村道認定して道路台帳にも記載されているということで、交付税の対象となっているかと思っております。今、認定していない箇所もあるということでございます。この部分につきましてもですね、適切な管理が必要だと思っておりますけれども、こういった施設に関する橋は長寿命計画というのがあると思いますけれども、ほかのものについてのですね、管理計画などは作成されているのかお伺いいたします。

○議長（森田俊介議員） 蕨野建設課長。

○建設課長（蕨野昭憲君） それではお答えいたします。移管された先ほど申しました全施設を、管理計画に基づき維持管理していくということになりますと、かなりの経費、それから労力等が必要になるというようなこともございまして、現時点で策定をしていない状況でございます。

しかしながら、先ほど議員申されましたとおり、村道に認定された道路については、令和7年度に路線の全体的な舗装、補修計画を策定するための路面正常調査、これについてはひび割れとか平坦性などを調査するものでございますけれども、この調査を実施する予定でございます。

また側道に架かっている橋梁につきましては、先ほど申しました山江村橋梁長寿命化修繕計画に基づき、適正な管理に努めている状況でございます。以上でございます。

○議長（森田俊介議員） 北田愛介議員。

○2番（北田愛介議員） 橋梁等はですね、計画的に実施されていることで、計画を作つておられるということでございますけれども、側道等もかなり傷んでいるところもございます。また、橋梁についてはですね、高速道路上に設置されております跨道橋ですね、これは大変工事をするとなると大がかりになってですね、多額の予算が必要になるんじゃないかなと思っております。こういった今後予想される大規模な改修工事などがあるのかですね、その点をお伺いいたします。

○議長（森田俊介議員） 蕨野建設課長。

○建設課長（蕨野昭憲君） それではお答えいたします。道路及び橋梁等につきましては、現時点では改修工事の予定はございませんが、水路につきましては、現在山田地区の下城子排水路がございますが、これが損傷しておりますので改修工事を施工中でございます。また令和7年度につきましても同地区の大王谷排水路の改修工事も計画しております、当初予算に経費を計上している状況でございます。

それから、今年に入りましてですね、地区からの要望により、山江サービスエリア下り線側道の水路をですね、現地調査したという旨の連絡が、西日本高速道路株式会社から建設課のほうにございました。現地を調査いたしましたところ、水路の一部が損傷していることを確認しております。今後現場の状況も踏まえ、対応策を検討したいと考えているところでございます。以上でございます。

○議長（森田俊介議員） 北田愛介議員。

○2番（北田愛介議員） ただいま答弁いただきました。大規模な工事は予定はないということでございます。しかしながらですね、橋梁等は多額の財源を要すると思っております。また今、答弁いただきましたようにですね、サービスエリアからの排水が地区の村道の排水路に流れ込んで一部が倒壊しております。その件につきましては、ネクスコ西日本に連絡して立ち会いを行いましたところ、管理は村になっているということで、村と協議しますというような回答がありました。原因は高速道路でありますのでですね、高速道路会社の負担とかそういったところも、負担も考えるべきではないかなと思っております。財源を見つけながらですね、今も水路等の補修、改修をやっておられるということでございますけれども、今後もですね、こういった大きな改修工事がでてきますと、村の財政を圧迫するということになりますので、関係機関や国の財政的な支援も視野に入れながら管理をしていくべきだと思っております。

以上2点について一般質問をさせていただきました。以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（森田俊介議員） 次に、7番、立道徹議員より、1. 森林環境譲与税について、2. 2025（令和7）年物価高騰支援給付金について、3. ICT教育についての通告がでております。立道徹議員の質問を許します。7番、立道徹議員。

立道　徹議員の一般質問

○7番（立道　徹議員） それでは、議長のお許しをいただきましたので、7番議員、立道が通告書に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず1点目はですね、先ほど議長から報告がありましたとおり、森林環境譲与税について、2点目は、物価高騰支援給付金について、3点目は、ICT教育についての3点でございます。

まず、森林環境税は2024年（令和6年度）から、国内に住所のある個人に対して課税される国税であり、市町村においてもですね、個人住民税、均等割と合わせ1人年額1,000円が徴収されます。その税収の金額が、国によって森林環境譲与税として都道府県、市町村へ譲与されるということで、そこで1点目の質問ですけど、令和元年度に森林環境譲与税の譲与が始まり、その使途及び山江村森林環境譲与税の基金はどのくらいあるか伺いたいと思います。

○議長（森田俊介議員） 松尾産業振興課長。

○産業振興課長（松尾充章君） それでは、立道議員のご質問にお答えいたします。

森林環境譲与税につきましては、森林の整備、人材の育成や確保、木材利用促進、普及啓発に充てることとされており、その使途、使い道につきましては公表することになっております。これは森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第34条に明記されております。本村におきましても毎年度ホームページに掲載し、使途を公表しているところです。ちなみに、令和5年度分につきましては、令和6年10月にホームページに公表しているところでございます。

使途につきましては、民有林の森林管理に関する意向調査を行う会計年度任用職員の人事費やシステム使用料、林地作業道の生コン舗装に対する原材料費、有害鳥獣駆除隊への活動助成金、林業従事者に対する支援や新規従事者に対する支援、再造林や間伐促進に対する補助金、地域材活用促進支援事業、環境学習や子どもたちの活動に対する支援などに充てており、残り、残額を

基金として積み立てているところでございます。

令和6年度、まだ終わっておりませんけれども、令和6年度末の基金残高の見込みにつきましては、3,601万8,395円となる見込みでございます。ちなみに、森林環境譲与税につきましては、令和6年度、令和7年度、2,450万4,000円が山江村に入ってくるということになっております。以上でございます。

○議長（森田俊介議員） 立道徹議員。

○7番（立道　徹議員） まず、今、令和6年度の工事ですね、林道坂本山江線の災害復旧工事も終わり、山江と坂本村の境界、境までは通行できるようになりました。しかし、まだまだ途中ですね、落石がある箇所、また舗装に穴が空いている箇所などがあり、安心安全では通行できない状況であります。そこでこの森林環境譲与税を活用しながら、そのような危険箇所の対策、工事等ができないか伺いたいと思います。

○議長（森田俊介議員） 松尾産業振興課長。

○産業振興課長（松尾充章君） それではお答えいたします。林道の維持補修につきましては、使途の目的がいろいろございますけれども、森林整備の中に路網の整備という項目がありまして、これに該当いたしますので森林環境譲与税を活用し、整備することができると考えております。

議員が申されました基幹林道坂本山江線におきましては、議員もだいぶん存じあげておられますけれども、舗装の劣化が進んでいる箇所が多くあります、落石や歩道の危険性がある箇所もまだまだあるということは認識しております。譲与税を活用し、補修等も実施できるのではないかなと思っております。

現時点におきましては、令和2年の豪雨災害、また令和4年の台風災害による復旧工事は完了しておりますけれども、令和6年度災の法面工事につきましては、まだこれから繰り越ししながら工事をやっていくということでございますし、復旧工事もですね、それが完了しながら調査をしていきたいと思っております。

なお、先ほど申されました坂本山江線につきましては、八代側につきましては、今後2、3年後には復旧工事が終わるということでございます。山江と八代市を結ぶ基幹林道となりますので、開通に併せましても、議員が申されましたように調査をして、補修等ができるかと考えているところでございます。以上でございます。

○議長（森田俊介議員） 立道徹議員。

○7番（立道　徹議員） 林道だけしか使えない譲与税だと思いますけど、村道涼松横手線、これは前回9月に一般質問していますけど、ここも舗装等が大変傷んでおります。これは当初民有林道関係で多分工事は発注されていると思うんですけど、特に伐採して材木の運搬等はですね、涼松線あたりも利用されることが大変多ございます。そこでこの森林環境譲与税を使って、村道あたりもできないものか伺いたいと思います。

○議長（森田俊介議員） 松尾産業振興課長。

○産業振興課長（松尾充章君） それではお答えいたします。議員が申されましたとおり、村道涼松横手線につきましては、開設当初は林道涼松横手線と言っておりました。しかしながら、先ほど申しました路網の整備の中にはですね、林道や作業道というような文言が載っておりますので、それに照らし合わせていきますと、村道の補修には活用できないのかなと考えているところでございます。以上でございます。

○議長（森田俊介議員） 立道徹議員。

○7番（立道　徹議員） 何とか国のはうにもですね、そういう村道を使って材を運搬している道路なんかに適用できないのかなと思いますけど、村長のご意見は何かありますか。

○議長（森田俊介議員） 村長。

○村長（内山慶治君） お答えいたします。森林環境譲与税を使ってということではあります、使途、その規定によりましてですね、諸々課長が今現在どういうことをやっているかと申しましたが、その範囲内で使うということではあります。あくまでも村道はですね、国土交通省関連予算がありますので、その予算を十分に活用しながら村道整備、補修等をやっていくということになろうかと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（森田俊介議員） 立道徹議員。

○7番（立道　徹議員） ありがとうございました。じゃあ今年度はですね、森林環境譲与税を使いながら、舗装等の改修工事にお願いしたいと思います。

続いて2点目の質問に入ります。このたび令和7年度にもですね、物価高騰支援給付金が各市町村にもいただきました。この給付金はですね、住民非課税世帯、低所得世帯の負担軽減を目的とした給付金で、1世帯当たり3万円の給付に加え、18歳以下の子どもがいる世帯には1人2万円の加算があるということで、対象となるのは令和6年12月13日現時点での山江村に住民登録があり、世帯全員の令和6年度住民税が非課税の世帯ということで、また、山江村物価高騰対策生活支援券、商品券が5,000円×3,300人ということで配布されるということでございます。

ある行政ではですね、課税世帯に対しても独自に1世帯当たり3万円を給付するということで、予算はこの行政が、1,980世帯で関連予算が6,025万円ということで、財源は財政調整基金を充てるということで、新たな取り組みをされている行政もありますが、どうしてもですね、課税世帯からの不満の声を聞きます。そこで当村もですね、そのような独自の取り組みを考えられないか、伺いたいと思います。

○議長（森田俊介議員） 清永企画調整課長。

○企画調整課長（清永弘文君） それではお答えいたします。令和6年11月22日に閣議決定されました国民の安全安心と持続可能な成長に向けた総合計画再対策として、当村におきましては重点支援地方交付金や普通交付税の追加分を活用し、経済対策を行うこととしております。

今回、村独自の取り組みとしましては、一つ目として、物価高騰支援給付金、公共交通事業者支援事業、二つ目として、山江村省エネ家電買替支援事業、三つ目として、山江村燃料高騰対策事業者応援事業、四つ目として、山江村物価高騰対策生活券支援事業、五つ目として、山江村加工施設個包装機購入事業、六つ目として、ウエルカムキャンペーン事業、七つ目としまして、山江村物産館「ゆっくり」空調設備事業の7項目の事業を進めております。

なお、先ほど議員が申されましたとおり、山江村物価高騰対策生活支援券事業では、課税世帯を含めた村民を対象に、令和7年2月1日を基準日として、村内に住所を有する方に対し、1人当たり5,000円の商品券を配布する準備を現在進めているところでございます。以上でございます。

○議長（森田俊介議員） 立道徹議員。

○7番（立道　徹議員） 当村もですね、そういう独自の取り組みはされないか、これは村長、答え

られますか。（「独自な取り組みでいうと」と呼ぶ者あり）ある行政ではですね。

○議長（森田俊介議員） 村長。

○村長（内山慶治君） 国からの交付金で、燃料物価高に対する交付金がきているわけですけれども、

今回山江村に4,700万円きました。それを諸々の山江村内の課題を見渡して、その課題解決のためにいわゆるどこの部分が困っていらっしゃるのか、物価高騰、それから原油高対策としてですね、それをしっかりと見極めながら、その4,700万円を配分したと。七つの事業に分配してその実施をさせてもらっているところであります。これは議会のほうにも全員協議会等で説明させていただいているところであります。その中で、物価高騰対策の生活支援、県の事業として1,770万円を使いまして、商品券でありますけれども、1人当たり5,000円を支給させていただくというようなことを計画して実施していくということになるわけです。

このことについてはですね、もちろん現金を山江村は配ったこともありますし、諸々のそのときの課題に応じて、また交付される金額プラスアルファーを持ち出しをしながら、その対策を打ってきたということですが、是非ご理解いただきたいのは、あれもこれもそれもというのはできないということあります。どちらかというと、あれかこれかのうちどっちを選ぶかというようなことあります。今回は商品券を5,000円を1,700万円分配布させていただくということになっているわけであります。

いろんな要望もですね、現在本当に原油高、物価高等々で、村民生活が苦しくなっているというのは重々わかりますので、その付近の意見をまたしっかりと把握しながら、課題とするということであればですね、また新たなそういう手立ても打っていきたいということになろうかと思いまして、よろしくご理解をお願いいたしたいと思います。

○議長（森田俊介議員） 立道徹議員。

○7番（立道徹議員） 今後よろしくお願ひしたいと思います。

2点目ですね、この生活支援券、商品券であります、利用者の方からですね、温泉ほたるの回数券3カ月券の購入はできないかというご相談がありました。その点いかがでございましょうか。

○議長（森田俊介議員） 清永企画調整課長。

○企画調整課長（清永弘文君） それではお答えいたします。今回ご質問の温泉ほたるの回数券及び3カ月券の購入への使用についてでございますが、基本的には購入者が特定できない商品券、入浴券は、第三者への売り渡し、現金化される恐れがございますので、換金後の現金がですね、またほかの用途に使用される可能性もあることから、無記名の回数券につきましては使用できませんが、3カ月券につきましては、購入時に購入者の氏名が記入されることから、生活支援券での購入は可能であります。以上でございます。

補足させていただきます。今回無記名の回数券が使用できないというところでございますが、こちらにつきましては、国からの指導もありまして、購入できないという方向でございます。以上でございます。

○議長（森田俊介議員） 立道徹議員。

○7番（立道徹議員） 3カ月券は購入できるということですね、はい、わかりました。

それでは、次の質問に入りたいと思います。2011年からICT教育を導入されまして、学力向上を目的とし、進められてこられました。ここにご尽力いただいた先生方の努力の賜物であり、その成果は全国でほとんどの教科が全国平均を上回る学力向上で、大変すばらしいことであ

ります。

しかし、この教育に対してもですね、いろいろな課題もあると思います。デメリット面もあると思いますが、そこでどのようなデメリット面があるかお伺いしたいと思います。

○議長（森田俊介議員） 藤本教育長。

○教育長（藤本誠一君） それではお答えしたいと思いますけれども、ICT教育のデメリットということでございますけれども、先ほど議員申されましたように、本村では平成23年度からですね、ICT教育10年構想ということを立てまして、村当局、それから村議会の皆様のご支援をいただきながら、先生方の授業改善等の努力によりまして、着実な進化を遂げております。今年で14年目を迎えているということでございまして、学力向上に確かなエビデンスも示しております。教育界では本当にICT教育は山江村の代名詞となっているというところでもございます。

デメリットということでございますけれども、特に私がデメリットと感じることはございませんけれども、特に、強いて言いますと、子どもたちが使います学習支援ソフト、それからデジタルドリルとかですね、校務支援とかがございますけれども、そういうのがどんどんどんどん新しいのが開発されてきております。何が良いのかということですね、それはやはり日々考えながら、子どもたちに合ったものを使わせたいというのをございますので、その点につきましては、購入も必要かなと考えております。

また、今回の当初予算に計上させていただいておりますけれども、令和7年度がですね、ネクストGIGAということで、令和2年に本村が第1回目のGIGAでタブレットを買っておりますけれども、ネクストGIGAスクール構想ということで、今度のタブレットの入れ替えを考えているところでございます。これにつきましては国からの補助金が3分の2ということで、残りは自治体の持ち出しということになっております。

ということで、特に強いて言えば、先ほど申し上げましたように、そういう金銭面ですね、金銭面での村の負担が増えるというのは、ちょっとこれまたデメリットかなと私、考えているぐらいでございまして、子どもたちの学習面でのデメリットといいますか、そういうのはないように思います。以上でございます。

○議長（森田俊介議員） 立道徹議員。

○7番（立道徹議員） いろいろな端末購入等の費用面に負担があるということで、それはデメリットということでございますけど、まずは生徒のですね、書く力が低下するというか、私たちもパソコンを扱っていたらどうしても漢字が思い出せないというか、そういう恐れがあるということと、生徒のですね、自分の考え、また粘り強く取り組む力が薄れる、あとはですね、先生の負担も大きくなる場合があるということで、その中身は端末コストと教員の負担増、機器の設定やトラブルの対応に時間をとられ、本来の授業準備にかける時間が減ってしまう恐れがあると今ありましたけど、そのへんは先生の負担は大丈夫ですか。

○議長（森田俊介議員） 藤本教育長。

○教育長（藤本誠一君） それではですね、今先ほどございましたように、先生方の負担といいますか、先生方は結構使われますので特に負担はありませんし、そしてICT支援員を雇用しておりますので、ICT支援員がすべての機器の修理であったり、あるいは操作であったり、その点につきましては、ICT支援員がきちんとやって、先生方はそれを持って授業に臨まれますので、特にそういう問題といいうのはないように思います。

それともう一つ、何だったですかね、最初に言われたのは。（「書く力が低下する」と呼ぶ者あり）書く力が低下するということですけれども、私がこのＩＣＴ教育を始めたときからですね、いわゆるこの学力向上には、デジタルとアナログの融合ということをずっと唱えてきました。ということは、ノートでしっかりと書きながら、そしてタブレットを使いながら、この両方を使ってはじめて学力というのは成り立つんだということをずっと唱えてきましたので、その書く力が弱まるといいますか、話は今、主体的な学び、あるいは共同的な学びということを言いますけれども、そういう学びをしながらですね、両方使いながら子どもたちはやっておりますので、そういう書く力が弱まるということはないと思っております。

○議長（森田俊介議員） 立道徹議員。

○7番（立道　徹議員） 山江村の場合はですね、そういう恐れはないということで、はい、そのデメリット面でもですね、健康面というか、生徒のドライアイ、また視力低下、姿勢の悪化などがあると思いますが、令和5年4月から令和10年3月までの山江村学校教育情報化推進計画の中の9ページにですね、健康面への配慮ということで、ＩＣＴ活用における目などの心身の健康面への影響についてということで、各種調査結果や専門的知見を踏まえ、留意点を広く共有する。そしてまた、子どもたちの近視の状況については、調査により把握を行うということで、このような調査とか対策指導等はされているか伺いたいと思います。

○議長（森田俊介議員） 藤本教育長。

○教育長（藤本誠一君） それではお答えします。目の指導、チックというのは本当によく聞かれますけれども、1時間の授業の中で、タブレット、パソコンを活用するという時間はですね、平均して5分から10分、15分、長くて15分ですかね、それくらいの程度で、長時間ずっと1時間中使っているということはありません。また、毎日使うわけでもないし、使わない場合もございます。そういうことで、タブレットはあくまで鉛筆等と同じ道具でございますので、授業に併せた活用ですね、それを使って活用しているということでございます。

ご質問ございました健康への影響ということですが、もちろん視力については毎年視力検査をやっておりますけれども、視力が一番心配されるということでございますけれども、昨年度の健康診断結果でございますけれども、本村の子どもたちの裸眼視力、1.0未満の子どもの割合はですね、小学校で23.1%でした。令和元年度はですね、21.5%ということで、少しは悪くなっているということでございます。中学校にいたっては、今年は37.5%と、それから令和元年度が31.7%ということで、中学校のほうもやはり視力低下は否めないということでございます。ただ全国に比べますとですね、まだまだ低い数値でありまして、学年が上がるほど数値が高くなっているというような状況でございます。

授業中の姿勢等もありましたけれども、授業中の学習支援につきましては、机から30センチを離して書いたり見たりするというようなことの指導はですね、もちろんやっておりますし、タブレットを見るときもきちんと30センチ離して見るということで、そういう指導をやっておりますので、そこまで視力低下への影響はないんじゃないかなと思っております。

それからタブレットの画面もですね、高解像度のパネルを使っておりますので、視力低下にあまり影響がないようなタブレットになっておりますので、そういう視力への影響は少ないんじゃないかなと思っております。

ただ、問題は、もちろん先ほど申し上げましたように視力低下してきておりますけれども、要

は家のゲーム、ゲームする時間がやっぱり長くなっているのは事実でございます。アンケート結果ではですね。やはりゲームのしすぎですね、それから、あるいはスマホも90%ぐらい持っておりますので、そのスマホで夜ずっとゲームをしているとかですね、あるいは親に見つからないように暗いところですとかですね、そういうふうな使い方で視力が落ちているというのには、視力が落ちる原因じゃないかなと私は考えているところでございます。

そういうことがありまして、地域保健委員会のほうでですね、毎週1回、メディアコントロールデイということを設定いたしまして、メディアにかかわらず家族のふれ合いの日とするなどですね、取り組みを行っているところでございます。放送がありますのでご存じかと思いますけれども。そういうことで、今後もですね、そういう子どもたちの健康状況ですね、これは常に把握しながら、しっかりと適時かつ効果的なタブレットの活用を図りながら、学力向上を図ってまいりたいと思っています。以上でございます。

○議長（森田俊介議員） 立道徹議員。

○7番（立道　徹議員） そうですね、家庭でのやっぱりゲーム等で視力が低下するほうが強いかもしないですね。物心ついたら携帯で、親はこれをやつとけばぐずらないというか、そういう傾向があると思います。

しかし、それもですね、家庭での指導でしょうけど、徐々に高学年になればなるほどやっぱり視力低下というのは、そのへんの影響もあると思いますけど、問題はですね、子どもの頃からメガネかねが始まつたら、度数によって小学校低学年、また高学年、また中学校とメガネを何度も買い換えなければならないというような状況が続きますけど、今はですね、子どもたちには相当な助成金等ありますけど、そのへんメガネ等の購入に関して、なんか1割とか2割とかそういう考えはございませんか。

○議長（森田俊介議員） 藤本教育長。

○教育長（藤本誠一君） 今、申されたとおりでございますけれども、先ほども申し上げましたけれども、視力低下の原因は、まさに学校だけの問題でなくてですね、家庭での学習環境、それからスマートフォンの活用が大きな要因となっていることは議員もご承知かと思いますけれども、しっかりと今後もですね、そういう問題につきましては、家庭への啓発などを図りながらですね、取り組んでいきたいと考えております。

視力低下には議員が申されましたとおり、遺伝的な要因もありますよね、遺伝的な要因、それから先ほどありました環境的な要因等がございますので、一概に学校でのパソコン使用によります視力低下ということは、はっきり言えないんじゃないかと思っております。そういうことを考えますと、メガネを買い換えてずっといくというのは、やっぱりもちろん悪くなっていますけれども、メガネの購入につきましてですね、助成するということにつきましては、本村としては考えていませんとおもいます。以上です。

○議長（森田俊介議員） 村長。

○村長（内山慶治君） メガネ購入に対する助成ということでありますから、予算のことでありますので私からもということであります。ICTが直接によりメガネをはめるようになったと、かけるようになったということは断定できないというようなことを教育長が申しましたとおりであります。ちょっとちくちくですね、やっぱりメガネをかけている児童生徒を見かけるわけでありまして、若いうちなら近眼は矯正できるんじやなかろうかと、やっぱり私も議員もメガネをかけてい

ますので、できればないほうがいいわけありますから、ということを考えながら、子どもたちのメガネについてはですね、ちょっと気にはなっているところであります。

ただ、それが課題ということであればですね、しっかり村としても対応しなくちゃいけないし、それはさっき申し上げましたとおり、メガネをかけると、適正にかけるということも含めて、また、目の健康をどうやって守っていくかということも含めてですね、やっていかなくちゃいけないということを思っているところでありますので、その付近については、少々検討させていただきたいと思います。

そして今回のＩＣＴ教育の関連でいろいろご不安になるような質問があつたわけですけれども、私も最後にですね、四つの課題の中で、教育の環境の充実というのを冒頭の施政方針で述べさせてもらいました。ＩＣＴを活用した教育の推進とか、教員のスキルの向上をやるために環境整備とか言いました。

ただ、山江村の場合、私、教育行政を見させてもらっておりましてですね、非常にＩＣＴ教育が山江村の特色ある学校教育の推進になっていると感じます。押し並べて公教育は標準化してですね、特色がないのが公共公教育の特色だと言われる中にあって、非常に山江村のＩＣＴ教育は特色がある学校経営をされていると見ております。そのせいもあり、全国各地からですね、いろんな方が研修に来られるというような結果になっております。

それで、そういう中で英語教育と、ＩＣＴ教育のＡＩを使っているそうですけれども、生成ＡＩを使っているそうです。一昨年だったと思いますが、昨年だったかな、（「一昨年」と呼ぶ者あり）英語3級の取得者数がですね、実は80%を超えたということでありました。全国の目標が40%ですから、県の教育委員会からはですね、山江中は本当に公立学校ですかと言われたと教育長から報告を受けましたけれども、まさにそういう特色あるとがつた、逆言うと山江村が私立学校みたいな教育をしているとも言えるかもしれませんし、これは逆にですね、私は高校の授業無償化により、公立から私立高校に生徒が流れていくんじやなかろうかというような心配がされている中に、さらにそういう、別に私立中学校化するという意味ではないんですけども、しっかり特色ある学校経営、教育委員会、行政としてのですね、そういう経営をしていくためのことは、とてもすばらしいことだと思っておりますし、しっかりとともにですね、支援をしていければと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（森田俊介議員） 立道徹議員。

○7番（立道徹議員） ＩＣＴ教育、全国でも山江村というのは知れ渡っていると思います。子どもたちもですね、やはり親御さんたちは、成績が向上するのが一番うれしいことであり、将来に期待をされることで、しかも、やっぱり山江村にUターンして帰って来てほしいのが本音ですけど、そのような山江村の将来を期待される子どもたちに、これからもですね、しっかりと先生方が中心に努力していただければ、すばらしい山江村になっていくのではないかと思っております。

それではこれをもちまして一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（森田俊介議員） これで本日の通告のありました一般質問はすべて終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。ありがとうございました。

—————○—————

散会 午前11時08分

第 4 号

3 月 13 日 (木)

令和7年第2回山江村議会3月定例会（第4号）

令和7年3月13日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 議事日程

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。（10名）

1番 白川俊博 議員	2番 北田愛介 議員
3番 本田りか 議員	4番 中村龍喜 議員
5番 赤坂修 議員	6番 横谷巡 議員
7番 立道徹 議員	8番 西孝恒 議員
9番 久保山直巳 議員	10番 森田俊介 議員

3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 高橋忍君

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長 内山慶治君	副村長
教育長 藤本誠一君	総務課長 平山辰也君
税務課長 今村禎志君	企画調整課長 清永弘文君
産業振興課長 松尾充章君	健康福祉課長 山口明君
建設課長 蔵野昭憲君	教育課長 迫田教文君
会計管理者 尾方路美君	農業委員会事務局長 一二三信幸君

開議 午前10時00分

—————○—————

○議長（森田俊介議員） おはようございます。ただいまから会議を開きます。

本日の出席議員は10名で、定足数に達しております。

—————○—————

日程第1 一般質問

○議長（森田俊介議員） 本日、会期日程第4、一般質問となっております。

4名の議員の一般質問を通告の順に従いまして許します。

それでは、はじめに6番、横谷巡議員より、1. 村民の声から（行政・農業）について、2. 既存商店の経営維持支援について、3. インフラの老朽化対策について、4. 放置された空き家の解体推進を求めての通告が出ております。

横谷巡議員の質問を許します。6番、横谷巡議員。

横谷 巡議員の一般質問

○6番（横谷 巡議員） 6番議員の横谷巡です。議長の許可をいただきましたので、一般質問を行います。

民主主義国家アメリカトランプ大統領の根拠なき言動は、世界中を翻弄し、混乱と不安を与え、国際秩序と民主主義は揺るぎかねない状況となっています。国内におきましては、暮らしに欠かせない食材等の物価上昇が続き、3月11日には東日本大震災から14年が経ちました。しかし、今年の同じ月に震災地である岩手県大船渡市で山林火災が発生し、広大な林野焼失、多くの建物被災と避難者をだすという国内最大規模の火災となりました。

また、埼玉県八潮市での下水道管老朽化による道路陥没事故、豪雪地域での交通障がい等、様々な被害など、このような出来事から一日も早く平穏が訪れ、安心・安全な暮らしができますことを願うものであります。

通告しています最初の質問事項は、村民の声からということで2点について伺います。実際に村民からいただいた声ですので、よろしくお願ひいたします。

村内行政区は16区あります。その中で、人口減少、高齢化等により、各種行事への参加、区長と役員のなり手などの課題に直面している行政区がみられます。以前の議会一般質問で、山間部を抱える行政区のあり方についてお尋ねしたことがあります、その他の区においても同様な課題があるようで、時の変遷とともに地域の実情とこれから先を見据えた適正な行政区のあり方を、どうにかしなければならない時期にきてているように感じます。

そこで、これから地域が活気と活力あるものにするために、新たな行政区のあり方、見直しを検討する考えはないか、お伺いいたします。

○議長（森田俊介議員） 平山総務課長。

○総務課長（平山辰也君） 行政区のあり方の検討をする時期にきているんじゃないかなというご質問でございます。行政区のあり方につきましてはですね、地域の実情を配慮し、昭和60年に当時20行政区がありましたけれども、16行政区に見直しを行ったという経緯があります。議員申

されるとおり、現在村の行事等に人口減少、少子高齢化のために、参加できないなど非常に苦労されている行政区もございます。

今後の人口減少と少子高齢化が進行する中、各地区に求められるニーズも変化をしておりますし、地域の実情と地域コミュニティ等の実態を把握しまして、行政区のあり方については、しっかり地域の意見を聞きながら、統合したほうがいいのか、それともまた別の方法がいいのか、検討をさせていただきたいと思っております。

現在消防団の再編成につきましても協議を行っておりますし、地域の様々な課題を深刻に受け止めまして、地域の現状を詳細に把握しながら、分析しながら、一歩一歩になりますけれども、確実な持続可能なむらづくりを推進していきたいと思っておりますので、村民の皆様のご協力をよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（森田俊介議員）　横谷巡議員。

○6番（横谷　巡議員）　消防団の再編の話がありましたけれども、今、地域事情が全く様変わりしています。いろいろな意見があります。やはり村を構成している行政区は根幹でありますので、これをしっかりと消防団も着いてこないんじやなかろうかなと思います。やはり、中心地でもどうにかしてもらえんだろうかという意見もいただきましたので、あえて今日は質問をさせていただきました。

それから2点目です。営農指導専門職員の配置についてであります。この件については、村長自身前向きに対応、努力していただいているところですが、なかなか良い人材が見つからないということでご苦労かけておりますけれども、農業で生計を立てておられる農家の方は、昨今の厳しい農業情勢の中で、個人の考えではどうしていいのかわからない、もう限界があると、良い方向に導いてくれる知恵、この必要性を持っておられます。そういうことからあえて質問をしているところです。

本村農業の現状は、農業就業者の高齢化や担い手不足、農地の荒廃など極めて厳しい状況に直面しております、これから行く末がとても不安でなりません。今こそ本村農業の営農をどのように守り、維持していくのか、根本的な農業のあり方の見通しについて検討を行い、厳しい中にも明るい展望が開けるような対策として、営農指導の専門職員を配置し、本村の農業の振興を図る考えはないか、お伺いをいたします。

○議長（森田俊介議員）　松尾産業振興課長。

○産業振興課長（松尾充章君）　それでは横谷議員のご質問にお答えいたします。

営農指導などを行う専門職員の配置につきましては、先ほど議員も申されましたけれども、村長も以前から、農業振興を図る上で効果的な施策と考えておられまして、関係機関へ出向き相談されることもありましたし、直接個人へ打診されたこともあります。しかしながら、なかなか実現に結びつかないという現状でございます。専門職員を配置することで、生産者や新規就農者への助言指導はもとより、役場職員の知識向上もつながると考えておりますので、引き続き情報収集に努めていきたいと考えております。

また、産業振興課では、先ほど議員も申されました先人の知恵、今、農業されているベテランの方と若手の農業者の話し合いの場の機会も設けておりますので、そのようなことも活用しながら、若手農業者への指導は行っていきたいと考えているところでございます。以上でございます。

○議長（森田俊介議員）　横谷巡議員。

○6番（横谷　巡議員）　本村の農業形態は、専業は少なくて兼業農家が大半であります。今、現状は、担い手や機械購入などは自分でせず、耕作受託農家へお願いしているケースが大変多くみられるようになってまいりました。現にある耕作受託農家の方を訪れお聞きしたところが、多い方で、自前で耕作が8ヘクタール、受託耕作が40ヘクタールと話されました。このような耕作受託農家がいなくなると、大変な事態になるということが想像されます。

先般のお出かけ知事室での語る会で、若手農業者から国の話が出ました。国の話で、作ってくれ作ってくれと言われるのをチャンスとして捉え、新規就農者が規模拡大として取り組むことも一つの方策ではないかと、知事はこのように語られました。これから農業は確かに厳しいものがありますが、本村の基幹産業である農業の現状を捉えた対策として、農村RMOの推進とともに、農業現場の声であります営農指導専門職員の配置など検討をいただき、農業振興を進めていただきたいと思います。

次に、既存商店の経営維持支援についてであります。本村には数店しか地域商店はございません。住民の買い物や交流の場として、地域にとってはなくてはならない存在で、万が一災害時には食料や日用雑貨の備蓄機能を有することもあります。しかし、人口減少や高齢化による利用者の減少、現在の電気代など、物価高騰の煽りを受け、厳しい経営状況を強いられています。

そこで次のことについて何点か伺います。山間地域である万江地域住民の買い物困窮者支援対策として、地域の商店が地域住民への戸別配達を行っている買い物サポート支援委託事業の現在の利用状況についてお伺いをいたします。

○議長（森田俊介議員）　清永企画調整課長。

○企画調整課長（清永弘文君）　それではお答えいたします。村として買い物サポート支援としてですね、カタログ作成等を行ったところでございますが、現在の利用状況について個人商店のほうに確認しましたところ、月に12件程度で、3家庭が利用されているということでございました。以上でございます。

○議長（森田俊介議員）　横谷巡議員。

○6番（横谷　巡議員）　地域全体の戸数の少なさ、距離とか大変長いということが関係しているかもしれませんけれども、利用される人が少ないのかもしれません、この事業を継続するためにも、利用者、商店の双方の立場に立って、何らかのアイディアを生み出す必要があるのかもしれませんと思っています。

万江地区は集落、家々がご存じのように点々として広うございます。その上、高齢者も大変多いという現状から、買い物支援サポート委託の戸別配達と併せて、高齢者世帯の安否確認や見守りを行い営業もするという、福祉対策の一環として、燃料費と経費の一部を助成する、買い物サポート支援委託事業にすることは考えられないか伺います。

○議長（森田俊介議員）　清永企画調整課長。

○企画調整課長（清永弘文君）　それではお答えいたします。まず地域の見守りについてでございますが、山江村社会福祉協議会が各地区の住民に委託している見守りネットワークのほか、山江郵便局や生活協同組合くまもとと協定を結び、住民が安心して暮らせる社会づくりを目的に、業務活動中でも見守り活動ができるような支援の連携を図っております。

今回議員のほうからご提案いただいております、個人商店の配達に併せた高齢者の見守りと営

業の支援につきましては、万江地区は広域な範囲の営業支援に対しての経費の支援に限らず、村としてどのような支援が図れるか、また、農村RMO、やまえむら未来づくり協議会の中でも協議を重ね、石蔵拠点施設を活用しながら、地域全体として生活支援策を検討する中で、個人商店との連携のあり方も考えたいと思っております。以上でございます。

○議長（森田俊介議員） 横谷巡議員。

○6番（横谷 巡議員） 地域見守りはですね、社協とか役場の福祉のほうで見守り制度はありますけれども、村には商店が本当数店しかないわけですよ。これがなくなると大変寂しくなります。地域の方も高齢者が中心に集まる場所がなくなるということから、どうにか存続、地域になくてはならないこの商店が存続していくためにはどうしたらいいのか、実践が問われるんですよ、実際に。それで、この事業を委託して、実際に戸別配達を行っている店主の方にお聞きしますと、確かに厳しいと、でもお年寄りが待っておられる以上は、続けることが大事なんだと言われました。ですので、やっぱり今後ですね、こういう事業は山田地区にも広げるということを聞いておりますから、やはり地域に応じた弱者買い物支援対策としてですね、何らかの新たなアイディアといいますか、サービスシステムを構築して対応していかないと、必ずこれは買い物困窮者、免許証を返納したりなんかしますと出てきますので、これは喫緊の課題ではないかなということを思います。

それから、本村の地域商店の経営状況は、昨今の社会情勢の変化により厳しさを増しておりますが、地域住民にとっては日常の暮らしになくてはならない大切な身近な存在であり、地域商店の維持、存続のためにも、村として何らかの支援策を講じていただくことはできないか、お伺いします。

○議長（森田俊介議員） 清永企画調整課長。

○企画調整課長（清永弘文君） それではお答えいたします。地域の拠り所であります商店の維持、存続は、全国的な課題であり、特に地方では後継者不足、また経営者の高齢化が深刻な問題となっております。この問題に対して全国的な動きとしまして、商工会議所や商工会による事業継承や、事業の引き継ぎに対する相談窓口の設置、セミナーや相談会が実施されております。また、補助金、支援金等の紹介、金融機関との連携による資金面のサポートなどの支援も行っておられるようです。

村としての支援としては、村内全体の商工業への支援として、村民へ生活支援券を配布することにより、村内業者の利用促進を図るなど、間接的な支援を講じているところでございます。以上でございます。

○議長（森田俊介議員） 横谷巡議員。

○6番（横谷 巡議員） 商品券等配ってもですね、地域の商店は買うものがないわけですよ。日常的な生活、肉とかですね、あるいは魚とか売ってないですから、やはりそういうことじゃなくて、全国的な傾向は全国的な傾向、山江村は山江で、かつ数店しかないこの地域商店が生き残るために、やはり独自の方法、アイディアを研究することも行政の私は務めだと思います。

次に、村民の暮らしに欠かせないインフラの老朽化対策について伺います。

埼玉県八潮市の道路陥没事故は、下水道管の老朽化が原因であります。本村の上下水道の耐震化状況については、以前にも一般質問がございますが、村民の暮らしに欠かせないインフラであることから、上下水道管、橋梁等の点検維持に向けてのメンテナンス等の進捗状況についてお

伺いいたします。

○議長（森田俊介議員） 蕨野建設課長。

○建設課長（蕨野昭憲君） それではお答えいたします。令和7年1月に、先ほど議員申されましたとおり、埼玉県の八潮市で下水道管の破損に起因すると考えられます道路陥没事故が発生いたしました。熊本県ではその事故を受け、管路の目視点検やマンホール入り口からのカメラによる点検、マンホール内壁部の老朽化点検等、独自の緊急点検が実施されました。

本村におきましても県からの緊急点検の依頼もございましたので調査をしておりますが、平成6年の供用開始から現在まで、道路の陥没や配水管の破損等、異常は見られない状況でございます。

農業集落排水施設の管路につきましては、年数が経過し、特に老朽化が進んでいる処理施設を対象に、目視による路面の点検、亀裂とか沈下等の点検等を実施しております。マンホールにつきましても平成25年度から令和元年度まで、六つの処理施設がございますが、その内壁部の腐食の状況などの点検を行っております。また年2回のマンホール48カ所の清掃時に異常がないか点検を行っている状況でございます。

それから簡易水道施設につきましては、年数が経過している配水管から順次布設箇所の路面の目視点検を行うなど、対策に努めていきたいと考えております。

本村の配水管の耐震化率につきましては、約82%でございます。令和7年度に耐震管に更新できない地域の整備を実施するためにですね、管路耐震化更新計画を策定するようですね、当初予算に計上してございます。予算が承認された後に、計画書を策定した上で、相当の金額がかかりますので、年次計画により整備を進めていきたいと考えているところでございます。

なお、上下水道施設の整備に当たりましては、多額の経費が必要となりますので、国県の補助金を確認していきながら、財源確保にも努めていきたいと考えております。

それから橋梁の点検につきましては、5年ごとに定期点検を行っておりますが、令和6年度は37橋を実施しております。令和7年度は44橋の点検実施を予定しております。その点検を受けまして、山江村橋梁長寿命化修繕計画がございますが、その計画に基づき、各年度1橋から2橋程度、国の補助事業を活用いたしまして、修繕工事を実施している状況でございます。以上でございます。

○議長（森田俊介議員） 横谷巡議員。

○6番（横谷　巡議員） 今のところですね、本村のインフラについては大丈夫なようであります。特にこの八潮市の突然の道路陥没事故、テレビ等のニュースで出ましたけれども、あのトラックを運転されていた方、本当にかわいそうですね、いきなり陥没してそのまま突っ込んでいかれて、多分まだ見つかってないんですかね、本当、ああいうような事故がないためにも、村民の暮らしの安全のために、定期的な点検と維持管理の徹底をお願いしたいと思います。

今後考えられるインフラ老朽化による維持、更新費用には、膨大な財政負担が伴い、財源確保のために基金の積立てなど、将来を視野に入れた対応に知恵を発揮するときと考えますが、このことについてお伺いいたします。

○議長（森田俊介議員） 平山総務課長。

○総務課長（平山辰也君） 議員申されるとおり、今後ですけれども、上下水道を含むインフラだけではなくてですね、教育施設をどうするかというような整備も考えられます。このような公共施

設の老朽化によりまして、修繕などの維持管理の経費が想定をされます。単年度に事業が集中しますと莫大な財源を伴いますので、計画的な執行はもちろんですけれども、将来に向け財源を確保する必要があると思っております。

従いまして、この財源確保には、もちろん国県からの補助金なども活用を前提として、起債なども様々な財源活用の計画を立てまして、事業を遂行していきたいと思っております。

現在、村有施設の整備に特化した財源といたしましては、村有施設整備基金といいます基金がですね、今、残高が約3億2,000万円という残高がありますけれども、将来を見据えますと十分な金額ではございませんので、現在も毎年繰越金を見ながら基金の積立てを行っておりますけれども、今後もですね、将来を見据えた財源の確保を図っていきたいと思っております。

○議長（森田俊介議員）　横谷巡議員。

○6番（横谷　巡議員）　今、総務課長が申されましたとおり、将来は必ずインフラの更新は必ずきますので、そのことを視野に入れた計画的な財政運営をお願いいたします。

次に、放置された空き家の解体推進を求めてということで伺います。村内集落において空き家の点在が見られます。放置された空き家の周囲には雑草が生い茂り、景観の悪化など悪影響を及ぼしています。また、都会にいる相続と権利、特に子どもさん方の方は、面倒な手続きや多額の解体経費を要することから、放置している状況であり、このままでは美しい村の環境がすたれしていくように感じます。

そこで、次のことについて伺いますが、今のままだと空き家は増加の一途をたどる傾向にありますが、現在の空き家の状況と今後の見通しについてのお考えをお伺いいたします。

○議長（森田俊介議員）　清永企画調整課長。

○企画調整課長（清永弘文君）　それではお答えいたします。現在の空き家の状況でございますが、令和3年度に実施しました調査の結果では、村内に182戸の空き家を確認しております。そのうち住居として活用できる空き家が124戸、居住不可能が58戸、併せて全体182戸のうち、今にも倒壊しそうな危険な空き家が55戸、うち倒壊により近隣等に影響を与える可能性がある空き家が22戸でございます。

今後の空き家の見通しとしましては、令和2年3月に策定しました人口ビジョンと同様な推移で、当村の総人口も減少傾向にございます。人口減少に併せて世帯数も減少傾向にあることから、村内の家屋については空き家が増加する傾向にあると推測しております。以上でございます。

○議長（森田俊介議員）　横谷巡議員。

○6番（横谷　巡議員）　令和3年の調査で182戸、今にも壊れそうなのが58戸ですか、本当に空き家が増えてきております。そこでですね、本村には空き家バンク登録という制度があります。この空き家バンクに登録されたここ3年間、わかる範囲で結構ですけれども、土地とか家屋購入者の状況、実績についてお伺いいたします。

○議長（森田俊介議員）　清永企画調整課長。

○企画調整課長（清永弘文君）　それではお答えいたします。空き家、空き地バンクに登録された物件の購入実績でございますが、令和3年度は登録件数は0件でございますが、それまでに累計では5件登録されております。それに対して成約されたのは1件でございます。令和4年度は2件登録され、成約については0件でございます。令和5年度は4件登録され、5件成約されておりますので、3年間の実績としましては、登録件数6件に対し、成約済み6件でございます。以上

でございます。

○議長（森田俊介議員）　横谷巡議員。

○6番（横谷　巡議員）　結構土地購入、あるいは空き家を購入されているようです。この物件購入で物件を利用されたりとか、あるいは土地に新築住宅ができますと、おのずから移住・定住の促進につながりますので、引き続きこの空き家バンク登録の推進をお願いできたらと考えます。

それから、空き家バンク登録による解体の補助金はありますけれども、空き家バンクに登録できない諸事由、事由というのは、例えば、子どもさん方、相続人の協力が得られないということや、地域性、山間部とか、あるいは利便性が悪い地域はなかなか登録できないわけですけれども、こういった理由により放置された空き家の解体を推進するため、解決を促す相談支援、このように登記したがいいとか、あるいはいろんな相談を受ける体制、それから解体経費助成の独自支援を、本村の地域創生として取り組むことはできないか、お伺いいたします。

○議長（森田俊介議員）　清永企画調整課長。

○企画調整課長（清永弘文君）　それではお答えいたします。まず、諸事由によりとしまして、不動産の相続問題があるかと思います。令和6年4月1日から、土地や建物の不動産の相続が義務化となっておりますが、相続登記の方法や空き家、空き地の対策に困っている方もおられます。解決を促す相談支援としましては、県内の司法書士等の団体による無料相談会が、当村においても12月20日に開催されております。村内外から多くの参加者があったということから、継続的に無料相談会を行う意向を聞いておりますので、村としても協力したいと思っております。

次に、解体費用の独自支援でございますが、村内への移住・定住の施策の一つとして、今年度から議員も申されましたとおり、空き家解体補助制度を行っております。空き家解体補助制度は、空き家解体後の土地を空き地バンクに登録することが条件となっております。地域としまして、山間部の空き家につきましては、空き家バンクに登録してもマッチングが進まないなど懸念される方もいらっしゃるかと思いますが、テレワークなど働く場を選ばない働き方、また退職後のセカンドライフとして田舎暮らしの土地を求めていらっしゃる方など、様々な方が土地を求めておられます。空き家を解体し、空き地バンクに登録することで、空き家の老朽化や管理上の問題解決と、都会からの移住・定住の促進として、地域創生の推進をしたいと思っておりますので、空き家解体補助制度の利用促進を図るために、引き続き土地利用者への周知を徹底したいと思っております。以上でございます。

○議長（森田俊介議員）　横谷巡議員。

○6番（横谷　巡議員）　課長が申しましたとおり、やっぱり登記、不動産ですので登記の仕方とかいろいろ問題がありますから、今この相談することが大事ですから、回数をなるべく多く振っていただいて、空き家を利用する事が村の活性化にもつながりますので、よろしくお願ひしたいと思います。この空き家バンクに登録されない物件が今度大きな課題となってきますので、よろしくお願ひいたします。

最後に村長にお伺いします。空き家を放置しておきますと、倒壊の危険や環境衛生の悪化にもつながり、村の景観を損ないます。今後増えてくる空き家対策は、村にとって大きな課題となってまいります。この課題の解決を図るため、空き家の解体を推進するとともに、利用できる空き家は活用していくなど、多様な取り組みと対策が、移住・定住と活性化につながるのではないかと考えます。

そこで村長のお考えをお聞かせください。

○議長（森田俊介議員）　村長。

○村長（内山慶治君）　それではお答えいたします。冒頭にですね、大事な行政区の見直しの話もありましたので、指名があるのだろうと思っておりましたら、そのまま通りすぎましたので、あとでその件も答弁させていただきたいと思います。

まず空き家バンクですけれども、おっしゃるとおりでありますと、移住・定住につながる一番近道は、今、建っている家をどう活用するかということになろうかと思います。山江村は中山間地でありますので、山江村に来たくてもなかなか土地が見つからないと、農地を見つけたらそこは農振地だったとかですね、非常に厳しい状況にあるわけでありますと、そういう意味では、土地利用と宅地をどう見つけるかということについても空き家を活用する、移住・定住に活用するというのは非常に大事なことだろうと思います。

解体経費につきましてはですね、80%の補助を今年から100万円限度までやっているわけでありますと、ただ、その解体をされる方の家の所有者ですね、もちろん山江に住んでおられないで空き家になったということでありますから、よその土地に住んでおられるので、その情報に触れられる機会が少ないということもあります。そういうことも含めて、是非こういう事業メニューを作ったということですね、その家屋の所有者の方に直接ですね、いろいろ情報提供しながら、そういう意味では相談支援も実は行っているところでありますと、移住・定住につなげていきたいと思います。

その解体した土地については、空き地バンクに登録してくださいといいますが、空き地バンクに登録するということは、役場が積極的に売買に関与します。そして売れたらですね、売れたらそれに対する補助金もありますので、そういうこともありますので空き地バンクに登録してくださいというようなことも言っております。そういうことを含めて、今後どういう形で空き家、また空き家解体による宅地を活用していくかということについてはですね、検討していきたいと思っておりますのでよろしくお願ひします。

それから、一番冒頭ですね、非常に大事な課題を質問していただきました。昭和60年に20行政区から16行政区、区設置条例が制定されてもう40年経つわけであります。40年も経ちますと、本当に各地域の状況ががらりと変わって、人口も相当減ったということであります。特に山間地の人口減少というのは、急激な人口減少が多く、既に高齢化率50%を超えている地域もあるというようなことでありますので、その付近の検討をしなくちゃいけないというようなことになるわけであります。

ただ、もちろん人口の案件やら集落区域、行政区というよりも行政区には集落が点在しておりますから、その点在する集落の有り様、実情をしっかりと見極める、その集落を維持できないような将来ですね、ことも考えられますのでそのへんのこと、それから面積の要件ですね、実は山間部の15区と16区を合わせた面積は、山江村の40%を超える面積になりますので、そういう面積案件もしっかりと勘案しないといけないというようなことを考えております。いずれにしましても村民の声からとありますとおり、しっかりと各地域の区長、また村民の皆さん方と膝を突き合わせながらですね、話し合いをしながらこの問題は解決していきたいと思っております。

現在、消防団の再編成、これは2年かけて、またそれ以前からいろんなことが言われておりましたけれども、具体的に動き始めて2年間かけて、来年の4月1日に向けて再編成をするという

ような計画で進んでおりますけれども、それが終わりましたら、次は行政区の再編成をどうしていくかということの検討に入らせてもらいたいと考えております。以上であります。

○議長（森田俊介議員）　横谷巡議員。

○6番（横谷　巡議員）　答弁ありがとうございました。先般、万江地域の奥に入って行ったところから、2人良い服装をした方が来られました。「何事ですか」と言ったところが、別荘を探していると。山江村の万江川沿い、支流沿いは非常に良いから、川が眺められるところに空き家がなかなか調査をしておりますと言われました。実際に現地でずっと日常的に暮らしている方の考え方と都会にいる考え方は全く違いまして、奥地にも良い民家があるし、これを活用したならばいいよなあということを感じたわけです。ですから、そういうことも含めてですね、この空き家対策は重要な課題となってきますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

今まで質問しました事項はですね、いずれも小課題であります。国は地方創生事業2.0を推進するに当たり、人口減少の抑止策や産業振興策など多様な課題への取り組みに対し、財政面で優遇するとの方針を打ち出しております。

このような地域課題を本村の地域創生事業として取り組み、山江村が活気ある元気なむらづくりを目指して発展していくように、今後の施策の展開をお願いし、一般質問を終わります。

○議長（森田俊介議員）　お諮りします。ここで暫時休憩をしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森田俊介議員）　異議なしと認め、10時55分から始めます。

-----○-----

休憩　午前10時45分

再開　午前10時55分

-----○-----

○議長（森田俊介議員）　休憩前に引き続き再開いたします。

次に、1番、白川俊博議員より、1. 村税等の収納状況について、2. 消防団員の現状と今後について、3. 交通指導員の現状と待遇についての通告が出ております。

白川俊博議員の質問を許します。1番、白川俊博議員。

白川俊博議員の一般質問

○1番（白川俊博議員）　議長より発言の許可をいただきましたので、1番議員、白川が質問いたします。

内容は、村税等の収納状況について、次に、消防団員の現状と今後について、最後に、交通指導員の現状と待遇についての3点通告いたしておりますので、ご対応のほどよろしくお願ひいたします。

それでは、通告書に従いまして、まず1点目、村税等の収納状況について質問いたします。近年の物価高の影響もあり、個人はもとより法人、企業でも支出額が増え、収入が追いつかない状況かと思います。その影響は少なからず本村の村民の方々にも影響が及んでいるようございますが、本村の財政状況を見ますと、令和6年度における一般会計予算において、歳入では地方交

付税や国費などの依存財源が占める割合は約70%となっており、自主財源となる税収などが占める割合は約5%、その他の使用料、財産収入などが占める割合は約10%と計上されております。経済状況で見ますと、世の中の景気も徐々に回復していると一般的に報道されておりますが、物価高の影響もあり、なかなか現実を見ていません状況にみえます。

そのような中、本村の財政状況の歳入でみる村税等の状況も気になるところでございます。全体的にみる自主財源はわずかではございますが、村税等でみる村民税や固定資産税など、近年の収入額と収納率の推移、また村営住宅の家賃収入と収納率も併せてお伺いいたします。

○議長（森田俊介議員） 今村税務課長。

○税務課長（今村禎志君） それでは村税の部分で、各税目につきまして、現年課税分と滞納繰越し分を含みます、令和3年度から令和5年度分の収納額と収納率をお答えいたします。

まず村民税についてでございます。村民税、個人分です。令和3年度、収入済額8,618万6,705円、収納率97.7%、令和4年度9,709万385円、収納率97.8%、令和5年度9,667万9,706円、収納率97.6%でございます。

次に、村民税の法人分でございます。令和3年度1,178万3,300円、収納率100%、それから令和4年度943万5,600円、収納率100%、それから令和5年度1,077万1,100、収納率100%でございます。

次に、固定資産税についてです。固定資産税、令和3年度9,206万9,995円、収納率94.4%、令和4年度9,407万6,979円、収納率94.9%、令和5年度9,780万9,671円、収納率94.9%でございます。

次に、軽自動車税についてでございます。令和3年度1,425万1,640円、収納率100%、それから令和4年度1,429万7,100円、収納率100%、それから令和5年度1,478万4,300円、収納率100%ということです。以上でございます。

○議長（森田俊介議員） 蕨野建設課長。

○建設課長（蕨野昭憲君） それではお答えいたします。建設課のほうからは、令和3年度から5年度までの住宅使用料の収納額と収納率を申し上げます。令和3年度は、収納額4,227万4,625円で収納率は99.04%、令和4年度は収納額4,188万5,825円で収納率は98.65%、令和5年度は収納額4,507万2,200円で収納率は98.40%でございます。

○議長（森田俊介議員） 白川俊博議員。

○1番（白川俊博議員） 今、税とそれから住宅使用料の過去3年間ということで説明いただきました。100%収納もあるところでございますけれども、99%強で収納されているということで、その数字が横ばいかと思っているところでございます。

一般会計での収納状況をお聞きしましたけれども、特別会計も気になるところでございますので、収納状況をお尋ねいたします。こちらも過去3年間で結構ですのでよろしくお願いいいたします。

○議長（森田俊介議員） 今村税務課長。

○税務課長（今村禎志君） それでは税務課のほうからは、国民健康保険税についてお答えさせていただきます。

令和3年度収納額5,070万7,104円、収納率が72%、それから令和4年度5,255万1,271円、収納率が73.4%、それから令和5年度、これが収納率5,109万7,249円、

収納率 74.3% でございます。なお、ほかの税の収納率と比べて 3カ年とも 70% 台ということで低い値となっておりますので、少し付け加えさせていただきますが、現年度分の収納率を申しますと、令和3年度が 97.8%、令和4年度が 95.6%、令和5年度につきましては 99.1% と高い収納率となってございます。合計の収納率が下がってしまっておりるのは、滞納繰越額が大きいことに起因しております。この滞納繰越額は古いものが多く残っております。期限到達した際には法的処分、つまりは執行停止や不納欠損処理などを行うべき未納額が含まれておりますので、この旨ご理解いただければと思います。以上でございます。

○議長（森田俊介議員） 山口健康福祉課長。

○健康福祉課長（山口 明君） それでは白川議員のご質問にお答えいたします。健康福祉課におきましては、介護保険料及び後期高齢者医療保険料についてご説明いたします。

まず介護保険料でございますが、令和3年度の収納額につきましては、現年度、過年度合わせまして 7,208万4,220円、収納率は 99.32% でございます。令和4年度につきましては、7,494万4,090円、収納率は 99.20% でございます。令和5年度におきましては 7,715万870円、収納率 99.25% でございます。

次に、後期高齢者医療保険料につきまして、令和3年度の収納額につきましては、2,276万5,120円で収納率は 100% でございます。令和4年度におきましては、収納額 2,617万円ちょうどで収納率は 99.98% でございます。令和5年度におきましては、収納額 2,949万7,300円で収納率は 100% となっております。以上でございます。

○議長（森田俊介議員） 蕨野建設課長。

○建設課長（蕨野昭憲君） それではお答えいたします。建設課からは、令和3年度から令和5年度までの簡易水道使用料及び農業集落排水使用料の収納額と収納率を申し上げます。

まず簡易水道使用料についてでございますが、令和3年度は収納額 4,885万1,340円で収納率は 96.42%、令和4年度は収納額 4,829万9,960円で収納率は 96.74%、令和5年度は収納額 4,489万2,980円で収納率は 89.38% でございます。なお、令和5年度につきましては、令和6年4月1日に公営企業会計に移行したため、特別会計の収納率は低い状況でございますけれども、令和6年度中の未収金収納額を加えさせていただきますと、実質収納額は 4,856万250円となり、収納率は 96.69% でございます。

次に、農業集落排水使用料についてでございますけれども、令和3年度は収納額 3,739万3,510円で収納率は 98.72%、令和4年度は収納額 3,739万9,030円で収納率は 98.80%、令和5年度は収納額 3,474万9,240円で収納率は 91.72% でございます。これにつきましても先ほどの簡易水道使用料同様でございまして、令和6年度中の未収金収納額を加えますと、実質収納額は 3,743万5,050円となりまして、収納率は 98.81% でございます。

ちなみにですね、簡易水道使用料及び農業集落排水使用料の現年度分につきましては、各年度とも 99% 台でございます。

○議長（森田俊介議員） 清永企画調整課長。

○企画調整課長（清永弘文君） それではお答えいたします。ケーブルテレビ事業の令和3年度から令和5年度の収納額、収納率でございますが、現年度分、過年度分の合計となります。

まず令和3年度収納額 2,656万2,500円、収納率 96.3%、令和4年度収納額 2,71

2万9,600円、収納率97.36%、令和5年度収納額2,700万9,343円、収納率96.81%でございます。以上でございます。

○議長（森田俊介議員） 白川俊博議員。

○1番（白川俊博議員） こちらも過去3年間ということで説明でした。国民健康保険、現年度については90%台ということで、ほかのもですね、90%台と、それから建設課においては、特別会計、会計年度を変更したということで、若干その年度は違いますけれども、現年度については99%台ということで課長から説明を受けました。いずれも収納率は90%の上位ということでございますけれども、調定額になかなか追いついていないのが現状かと思われます。説明いただいた収入額は毎年のように率が100%に達していないようですが、当然のように収入未済額が滞納額となり、翌年度の滞納繰越額と計上されます。

そこで先ほどからの収納状況の説明から、前年度におけるそれぞれの会計の滞納繰越額とその収納率もお伺いいたします。また、近年に徴収不能などとして欠損とした不納欠損額があれば、その内容についても併せてお尋ねいたします。

○議長（森田俊介議員） 今村税務課長。

○税務課長（今村禎志君） それでは、まず税務課のほうからお答えいたします。滞納繰越分の調定額と収納額、それから収納率の令和5年度分ということでございます。

まず村民税についてでございます。個人分、滞納繰越分でございますが、調定額が219万2,087円、収納済額が52万2,152円で収納率が23.8%となっております。それから法人分につきましては、令和5年度は滞納繰越はございませんでした。

次に、固定資産税についてでございます。令和5年度、調定額500万8,344円、収入済額17万4,073円、収納率3.4%でございます。

次に、軽自動車税でございますが、こちらは滞納繰越額はございませんでした。

次に、国民健康保険税についてでございます。令和5年度分、調定額が1,888万6,329円、収納済額169万3,309円、収納率が8.9%となっております。

次に、不納欠損処理の状況ということでございます。これも過去3年ということでございますのでお答え申し上げます。

令和3年度村民税、こちらは個人分でございます。令和3年度分が不納欠損0、令和4年度が0、令和5年度分が146万2,090円が不納欠損額でございます。それから法人分につきましては、令和3年から5年まで不納欠損額はございません。

次に、固定資産税についてです。令和3年度不納欠損額4万852円、それから令和4年度不納欠損額3万7,300円、令和5年度不納欠損額1万5,152円でございます。

次に、軽自動車税を申し上げます。令和3年度から令和5年度まで3カ年につきましては、軽自動車税は不納欠損処理は行っておりません。

最後に国民健康保険税でございますが、令和3年度不納欠損額92万4,692円、それから令和4年度不納欠損額13万2,808円、令和5年度不納欠損額21万2,800円でございます。以上でございます。

○議長（森田俊介議員） 山口健康福祉課長。

○健康福祉課長（山口 明君） それではお答えいたします。まず介護保険料の令和5年度滞納繰越分の調定額につきましては、52万1,560円で収納額は8万5,520円、収納率は16.3

9%でございます。また不納欠損額につきましては、令和3年度及び令和5年度はございませんで、令和4年度に1件の8万9,516円でございます。欠損理由につきましては、徴収停止からの時効、こちらは2年になりますが、それによるものでございます。

次に、後期高齢者医療保険料でございますが、令和5年度の滞納繰越分の調定額は5,900円で収納額も同額の5,900円でありまして、収納率は100%でございます。また不納欠損につきましては、令和3年度、4年度、5年度ともにございません。以上でございます。

○議長（森田俊介議員） 蕨野建設課長。

○建設課長（蕨野昭憲君） それではお答えいたします。建設課からは、令和5年度の住宅使用料、簡易水道使用料及び農業集落排水使用料の滞納繰越調定額と収納額、収納率を申し上げます。

住宅使用料につきましては、調定額57万1,550円で、収納額19万7,900円で収納率が34.63%でございます。

簡易水道使用料につきましては、調定額162万8,375円で、収納額12万8,800円で収納率7.91%でございます。

農業集落排水使用料につきましては、調定額45万2,865円、収納額11万5,360円で収納率は25.47%でございます。

また不納欠損額につきましては、簡易水道使用料が令和3年度にありまして、13件の20万5,030円でございます。住宅使用料、農業集落排水使用料につきましてはございません。以上でございます。

○議長（森田俊介議員） 清永企画調整課長。

○企画調整課長（清永弘文君） それではお答えいたします。ケーブルテレビ事業の滞納繰越額の状況でございますが、令和5年度滞納繰越調定額73万5,000円、収納額12万7,000円、収納率17.27%、不納欠損額につきましては、令和3年、4年、5年ともにございません。以上でございます。

○議長（森田俊介議員） 白川俊博議員。

○1番（白川俊博議員） 滞納繰越額も毎年のように調定額に達しなく、収入未済額が計上され、さらなる滞納額が生じているようでございます。納付に一旦滞納が発生しますと、現年度分の支払いも未納となるようで、その額は滞納額と合わせた額になりますと、納税者の方はますます支払いが滞る現状かと思います。徴収の期限や所在不明者など、音信がない納付義務者もおられ、不納欠損として処理されている年度もあるようでしたけれども、納税等は義務でありますので当然納付すべきであります。

滞納額が発生しますと、その収入で運営する事業も何らかの対策が必要とされ、一般財源を充てたり、特別会計においては国や基金などからの交付金等もありますが、おおむね独立しての採算性を立てた財政運営を行っておりますが、決まった使用料等が見込めない場合は、一般会計からの充当もあっているようでございます。そのような中、関係部署において事業の運営の妨げにならないよう、調定された収納されるべき料金を徴収するように対策を取られていることは承知をしているところでございます。

ケーブルテレビや広報紙等で周知されており、対応され、日々努力されているようでございますが、これから年度末に向け、さらなる対策等も検討されているかと思いますが、徴収率向上に向けた取り組みをお伺いいたします。

○議長（森田俊介議員） 今村税務課長。

○税務課長（今村禎志君） それでは白川議員のご質問にお答えいたします。対策ということでございますけれども、この徴収事務につきましてはですね、コツコツとやっていくしかないというのが現状でございまして、現在執り行っています取り組みも併せてですね、答弁させていただければと思います。

徴収率の向上にはですね、いくつかのポイントがあると考えておいまして、まず一つ目、確実に催告や督促を行うということでございます。期限を過ぎても納付いただけない方に対しましては、速やかに催告状や督促状を送る事務は基本でございまして、確実に行う必要があるということでございます。

次に、相談窓口を明確化し、滞納されている方が相談しやすい環境を整備することでございます。分割納付の提案や事情を考慮した支払計画を作成させていただくことができます。残念ながらそれでも応じていただけない、計画どおりにご納入いただけない場合につきましては、実地調査などを行いまして、納税者の生活環境を把握することも重要となってまいります。より状況に考慮した支払計画の作成にもつながりますし、最終的には執行停止や差押えなどの法的手続きを進めるための検討資料ともなってまいります。

また、県や管内の自治体間で契約のもと行われております併任徴収、こちらも有効だと考えております。徴収にかかる人員コスト削減、また、あるいは異なる税目も一元的に管理することができまして、滞納されている方への効率的な対応が可能になってくるかと思っております。ただしですね、最も大事なこととしましては、納税者との関係を切らないことだと考えております。

それからもう一つ、新規滞納者をつくらないということが重要ではないかと考えております。先ほど国保税のところでも申しましたけれども、新規滞納者をつくってしましますとですね、滞納繰越分につながってしまいますと、先ほどから申し上げております徴収率につきましても、現年度分は90%超えているんだけれども、過年度分についてはパーセンテージが低くなってしまうというような現状を招いてしまいますので、とにかく新規滞納者をつくらないということを念頭において、徴収事務に当たっております。

村民の方、真面目に納税くださっている方との不公平性を生じないためにもですね、こまめに電話等でご連絡を差し上げながら、足しげくご家庭を訪問させていただいておりますし、今後もこれを継続してまいりたいと考えるところでございます。以上でございます。

○議長（森田俊介議員） 白川俊博議員。

○1番（白川俊博議員） 今、課長から説明がありましたけれども、各課で連携をとられ対策を行つておられるというところでございます。努力されているということでございますが、今後も財政運営には予算として計上された税収や使用料は不可欠な財源でもあります。当然として納付すべき料金は支払うのが当然であります。各家庭の事情により支払いが滞る時期もあるかと思いますが、先ほども話がありました計画的に徴収するという選択肢もありますので、様々な対応策もあろうかと思います。村民の負担にならないような支払いや丁寧な説明など、滞納を少しでも少なくなるような収納の現状を望むところでございます。ご対応のほどよろしくお願ひいたします。

それでは、次に質問いたしております消防団員の現状と今後についてお伺いいたします。この質問に関しましては、このあと質問されます久保山議員と重なる部分もあるかと思います。質問内容をご判断いただき、ご答弁を願います。

本村の消防団の変遷については、少子高齢化に伴う人口減少により、団員の減少とともに団員の高齢化が続いている、この場でも今後向けて質疑答弁が幾度となくなされ、そして、昨年の3月議会定例会においては、令和7年4月をめどに消防団の再編成を行うという、村当局からの回答でしたが、その後、各分団及び各分団の後援会との協議が続き、今年の4月の再編成へは困難な状況のようと聞いているところでございます。時期については未定といいますか、先ほど来年の4月という話でしたけれども、いずれにせよ再編成はできるものと思います。今後も協議は進められ、新しくなった分団が地域住民のために活動することと、さらなる山江村消防団の発展を期待し、見守っていきたいものでございます。

そこでですが、本村の消防団の現状でございます。団員は通常の消防活動を行う基本消防団員と、一定の役割に限定して活動する機能別消防団員とに種類が分けてありますが、その定数、現団員数など、現状についてお伺いします。また、機能別消防団員の性別、年齢構成や近年の活動内容なども併せてお尋ねをいたします。

○議長（森田俊介議員） 平山総務課長。

○総務課長（平山辰也君） それではお答えいたします。消防団の定数と現団員数ということでございます。山江村消防団の定数は200人であります。現在の団員数ですけれども、基本消防団員が135人、それから機能別消防団員が56人の合計で191人ということであります。定数より9名ちょっと少ないという状況でございます。

それから、機能別消防団の性別と年齢構成というご質問でございました。機能別消防団員につきましてはですね、おおむね基本消防団員経験者から機能別消防団員へ移っていただいているということでございまして、まず構成につきましては、まず性別ですけれども、先ほど申しました機能別消防団全団員56人のうち、男性が55人、女性が1人ということであります。年齢構成につきましては、最高の年齢者が67歳、それから最少年齢が35歳ということであります。

それから活動内容というご質問ですけれども、これは規定によりまして、機能別消防団は後方支援などの一定の役割に限定して活動する団員ということでありまして、有事の際には基本団員と同様の活動を行うとうたってあります。機能別消防団の活動ですけれども、機能別消防団は平成22年に設置をしておりまして、令和2年の豪雨災害のときにもですね、機能別消防団にも出動要請を検討をいたした経緯があります。しかし、結果的に二次災害防止なども考慮しまして、要請をしなかったということであります。

従いまして、発足以来、今まで出動を要請したことはございません。ただし、これから先どのような災害が起こるかわかりませんので、発生するかわかりませんので、基本消防団員だけで対応できない場合には、機能別消防団に対し要請をする場合がでてくる可能性もございます。以上が構成と活動内容ということであります。

○議長（森田俊介議員） 白川俊博議員。

○1番（白川俊博議員） ただいま回答いただきました。一般的な消防活動を行うのが通常でいう消防団員で、日ごろから各分団ごと団長、分団長の指揮のもと、その組織の中で活動を行っておりますが、毎年開催されます出初式でも実在員数の報告があり、分団ごとの団員数がわかるようございます。

機能消防団員は先ほど56名と課長から答弁がありました。通常の消防団の編成は協議検討され、今後新しく編成という形で協議が進められますが、機能別消防団員についても登録されてい

る団員はおられますぐ、実際活動がなく、現在までも出動要請もなかったということでござりますけれども、基本名ばかりのところもあろうかと思います。そういう面も含めまして、機能別消防団の再編成や必要性、やり方など検討されたのかお尋ねをいたします。

○議長（森田俊介議員） 平山総務課長。

○総務課長（平山辰也君） 機能別消防団員に対しての再編の検討をされたのかということでございます。機能別消防団についてもですね、協議をいたしております。機能別消防団は各分団の所属ではなくてですね、山江村村内全体の団員でありますので、有事の際は必要不可欠な団員であると認識をしております。

基本消防団の編成につきましては、地域との協議の中で、機能別消防団はどうなるのだろうかとか、そういう意見をいただいております。現在、編成につきまして協議を行っておりますけれども、基本消防団の編成だけではなくてですね、機能別消防団についても編成を含め、また本人が団員としての自覚と意識を持っていただくためにも、今後のあり方についても協議を行ってまいります。

○議長（森田俊介議員） 白川俊博議員。

○1番（白川俊博議員） 本村の消防団の再編成、基本消防団については、村当局はもとより団長以下団員の皆様、そして各分団を支えていただいている後援会の方々、さらに各関係者の方々のご努力により、これからも懸案事項を解決され、再編成に向けさらにご尽力されるかと思います。

一方、機能別消防団についても先ほど協議されたということでございますけれども、実際ですね、実在しないのはどうかというところも私が思うところもあるところでございます。再編成を含め、先ほどありました必要性や役割などの再認識ですね、今一度検討も必要ではないかと思うところでございますので、ご対応のほどどうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、最後に質問いたしております交通指導員の現状と処遇についてお尋ねいたします。この件につきましては、以前にも質問しました経緯がありますが、今一度交通指導員の方々への処遇についてお尋ねをするものでありますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

皆様もご承知のとおり、交通指導員の業務は、村民の方々を交通事故などから防ぐため、毎月決められた日時に交差点や横断歩道などの危険箇所に早朝の立番、また安全運動期間の街頭活動、さらに村のイベント行事や各種大会の交通指導など、村民の方々の安全を守るため活動されております。そこでございますけれども、今年度において出動された街頭活動や交通指導などの実績をお伺いします。

○議長（森田俊介議員） 平山総務課長。

○総務課長（平山辰也君） 交通指導員の出動の実績ということでございます。交通指導員の方々にはですね、多くの出動日数がある中、ご協力をいただいておりますことに大変感謝を申し上げたいと思います。交通指導員の活動状況ということでございますけれども、令和6年度はまだ終わっておりませんけれども、出動いただく、いただいた、これから先出動いただく日数につきましては、白川議員もご承知だと思いますけれども、毎月ですね、1日と10日と20日に早朝の街頭指導を行っていただいております。それが年数にしますと36日ということでございます。それから祭りなどのイベントが4日、それから春と秋及び年末年始の交通安全運動期間中のタッチ運動といいますか、街頭指導が10日間、それから地域や小学校の交通安全教室も行われておりますので、それに出動いただいているのが1日から2日ということで、合計約50日間年間出動を

いただいているということでございます。以上が日数でございます。

○議長（森田俊介議員） 白川俊博議員。

○1番（白川俊博議員） 実績ということで回答いただきました。指導員さんの業務は、先ほども申しましたけれども、安全日や早朝街頭活動は、雨の日も行われ、夏場の暑い日射し、それから冬場は凍えそうな寒い日なども、立番され、大変ご苦労かと思うところでございます。イベントや各種大会の行事などは、休日開催が主でございますので、休み返上での活動となっている状態でございます。

これから活動は、交通指導員の業務として契約された、これらの活動はですね、契約された委託料から出動手当として支払いされておりますけれども、その委託料額については、以前の答弁の中で、郡内内の近隣市町村の手当等も比較し、今後検討させていただきたいということでございましたので、その周辺近隣の現状をお伺いいたします。わかっている範囲で結構ですのでお願いします。

○議長（森田俊介議員） 平山総務課長。

○総務課長（平山辰也君） 近隣市町村の活動状況ということでございます。これにつきましては、調査をいたしまして、街頭指導などの出動回数が最も多いところで、山江村もそうでしたけれども50日から60日間、少ないところで10日ということでございました。手当につきましては、それぞれ金額と支払いのほう方法が違いますので、一概に比較することは難しいところでありますけれども、本村の委託料は年間9万9,000円でございます。この委託料だけを見ますと、球磨郡内でもですね、最も高い金額ということでありました。ただ委託料に加えて実際の出動日数によりまして、日当として支給している町村もございます。これでですね、委託料だけのちょっと比較というのがなかなか難しいところでありますけれども、山江村はそういう状況ということでございます。以上がですね、近隣市町村の活動や手当の状況ということでございます。

○議長（森田俊介議員） 白川俊博議員。

○1番（白川俊博議員） それぞれの市町村での活動は、出動回数が様々なようでございます。手当については実時間や実日数であったり、各市町村にあった実情で対価の支払いということで、それぞれ行っていると思われます。

先ほど課長から、村の交通指導員への委託料は、郡内でも高いほうとの答弁でございましたけれども、各市町村、指導の状況や活動の実績もそれぞれ違いはあると思われます。いろいろな面を考慮しての本村の交通指導員への委託料の改善は考えておられないのか、お尋ねをいたします。

○議長（森田俊介議員） 平山総務課長。

○総務課長（平山辰也君） 委託料の改善というご質問でございますけれども、この9万9,000円の委託料ですね、本当に妥当な金額なのかということで、先ほど申しました球磨郡内内の町村と委託料の金額及び支払方法を参考に、山江支部の役員の方とですね、協議をいたしました。その結果、今まででは出動回数が違っても委託料は同額であるので、出動実績に応じた手当とすることが望ましいということが意見がありましたので、協議をいたしまして、その方向性で進めていくということになりました。

具体的には、今度の令和7年度の当初予算にも計上させていただいておりますけれども、今まで9万9,000円だった委託料を7万5,000円に減額ということになりますけれども、それ

に対して、出動日数に応じた手当として、1日当たり幾らということをですね、これは交通安全協会山江支部のほうから支払うというような仕組みをとっていきたいと思っております。従いまして、全行事に出動いただいた指導員の方には、委託料と日当を合計しますと、約10万円ぐらいになるということでございます。

令和7年度の予算計上としましては、前年度と比較しますと委託料は減額ということになっておりますけれども、山江支部への補助金としてですね、その減額した分を補助金として上乗せしまして、補助して、その補助金の中から日当として支払っていただくというような仕組みをとっていきたいと思っております。なお、予算のトータル的には金額は上限はございません。

白川議員申されます委託料の改善といいますか、支払いの仕組みを変更するということにしたいという考えを持っております。以上でございます。

○議長（森田俊介議員） 白川俊博議員。

○1番（白川俊博議員） 今、課長からありましたが、近隣の市町村も参考にされ、これについては議案審議の予算説明でもありました、今の説明でもありましたけれども、安全協会の役員の方と検討し、基本の委託料の支払いと出動に対する手当を支払うということで、実績に応じた支払いに変更するということでございますが、これについては実際活動されている役員さん、指導員さんの方の意見を取り入れられ、ご協議いただいたことは良かったと思っているところでございます。

先ほども申しましたが、交通指導員は、村民の方々が交通事故に遭わないよう活動されておられます。時には事故防止のためボランティアでの街頭活動もされておられる方もおられます。交通安全啓発など朝夕の立番とイベント時での安全指導は、誰もが大変なものと認識しているものであります。

今年は地区の役員の交替時期もあっていいるようで、毎回悩まれ、推薦においてもなかなか人選も厳しいと聞きます。今後においても手当等ですね、増減など、さらなるご検討をお願いするところでもございます。地域の住民の意見、地域の要望など様々でございます。それぞれの意見要望に前向きにご対応をいただき、誰もが安心して安全で住みよい村になるよう望むところでありますので、今後も村民の方々のご意見に耳を傾けていただくことをお願いしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（森田俊介議員） お諮りします。ここで暫時休憩をしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森田俊介議員） 異議なしと認めます。再開時刻を1時15分といたします。

-----○-----

休憩 午前1時43分

再開 午後 1時14分

-----○-----

○議長（森田俊介議員） 休憩前に引き続き再開いたします。

次に、9番、久保山直巳議員より、1. 消防団再編成及び編成後の体制について、2. 機能別消防団活動について、3. 石蔵活用拠点整備基本計画・産業支援ゾーンについての通告が出ております。

久保山直巳議員の質問を許します。9番、久保山直巳議員。

久保山直巳議員の一般質問

○9番（久保山直巳議員） それでは、議長よりお許しをいただきましたので、質問をさせていただきます。

1. 消防団再編成及び編成後の体制について、2. 機能別消防団活動について、3. 石蔵活用拠点整備基本計画・産業支援ゾーンについてということで、3点についてお伺いをいたします。

まずははじめにですね、今回質問に当たりまして、消防団の再編成についてはですね、令和7年の4月からということで聞いておりましたけれども、来年8年の4月からということで延長されたということで、内容についていろいろ執行部のほうも苦慮されているのかなというところで質問をさせていただきます。

現在、本村の消防団の再編成の住民との協議が各地区でですね、行われていると思いますが、編成後の規模や体制がどう変わるのか、また現在までの進捗状況をお伺いします。

○議長（森田俊介議員） 平山総務課長。

○総務課長（平山辰也君） それではお答えいたします。先ほど久保山議員申されました、当初ですね、再編成は今年の4月1日ということを目指しておりますけれども、いろいろ消防団と地域と後援会との話し合いの中ですね、課題をそれぞれ一つずつ解決しなくちゃいけないことができましたので、ちょっと1年先送りになりました。

それで、その消防団の再編成がどう変わるのか、そして進捗状況ということでございます。再編成につきましては、本来果たすべき機能がですね、少子高齢化とか団員減少によりまして、機能力の低下が懸念されているところでございます。それから、地域づくり懇談会も毎年1回開催しておりますけど、その中でですね、消防団の団員が少ないからという、今後どう検討されているのかというご質問もございました。

この件につきましては、どのような方法がいいのか、現在、分団及び地域との話し合いに入っております。分団の意向もありますし、そして地域や後援会との話し合いの中で、理解も当然必要でございますので、どう変わるかということの質問ですけれども、まだどうなるということは決まっていない状況であります。

その話し合いの進捗状況ということですけれども、協議につきましては、昨年から協議を始めまして、正副団長と分団長との協議を6回今まで開催しております。それから、分団としての方針を決めてですね、それをもとに地元とも後援会との協議を、昨日も行いましたけれども、合計で4回行っているというところでございます。以上がですね、現在までの進捗状況ということで、まだ方針につきましては、決まっていないという状況でございます。

○議長（森田俊介議員） 久保山直巳議員。

○9番（久保山直巳議員） またあと1年間延長されるということで、今からまた内容についてはいろいろ協議されるということのようでございますので、ありがとうございます。

統合に伴いですね、異なる地域の団員が一つの組織で活動するとなるため、指揮系統の整備が難しくなると思います。特に地域ごとに後援会の組織の運営も異なり、負担増も危惧するところでございます。各地区からどのような意見があるのか、また、団員の意見も取り入れての再編な

のか、そのところをお伺いします。

○議長（森田俊介議員） 平山総務課長。

○総務課長（平山辰也君） それではお答えいたします。編成に当たりましては様々な課題もあります。協議の上、一つずつですね、解決していかなければなりませんので、今後もしっかりと協議の場を持ちたいということを思っております。

地域との話し合いの中でどのような意見が出たかということでございますけれども、大まかには本詰所の場所がどこになるのかとか、そして今までの詰所はどうなるのかとか、それから、分団編成につきましては、分団長が今、8名おりますけれども、その分団長をされた方が、今度は分団長という形じやなくなりますので、その報酬の額がどう報酬額が低下することになるのかということも懸念されるということの意見が出ております。それから今の積載車はどうなるのか、それから後援会がそれぞれ各分団にありますけど、その後援会がですね、今後どのような形式になるのかというような意見があつたということでございます。この問題につきましては、課題につきましては一つずつですね、解決していくために、今から協議を始めるということでございます。分団と分団長との協議での意見はですね、各分団の団員の意見を吸い上げての協議ということでございますので、議員の申されますとおり、団員の意見も取り入れての協議に入っているということでございます。

○議長（森田俊介議員） 久保山直巳議員。

○9番（久保山直巳議員） 今、どういったことがですね、協議されているかということで、4点ほど説明いただきましたけれども、その中でもですね、後援会のことが取り扱いがどうなるのかということでございますけれども、今後ですね、この後援会のほうからですね、具体的にどういった意見が出ているのかですね、今わかる範囲でお願いします。

○議長（森田俊介議員） 平山総務課長。

○総務課長（平山辰也君） 後援会での具体的な意見ということですけれども、それぞれ後援会の中で後援会費がですね、金額がそれぞれ違う場合もございますので、その後援会費が上がるのではないかとか、統一したほうがいいんじゃないとか、上がる分団も、後援会もあるようなことを懸念されております。

それから、それぞれもし再編成したら、地区ごとの後援会がですね、今まででは例えば各分団に一つあった後援会が、合併することによってその後援会の組織が三つになるということで、その後援会を一つにするのではなくて、今までどおりの後援会ですね、後援会として活動できないだろうかというような意見が出ております。これを意見を踏まえましてですね、今後またしっかりと協議に入っていくということでございます。

○議長（森田俊介議員） 久保山直巳議員。

○9番（久保山直巳議員） ありがとうございます。各分団のですね、後援会は消防団活動を支え、地域の連帯感や協力意識と、防災に対する意識向上も重要な役目があると思いますので、将来を見据えながらもですね、よりよい編成をお願いしたいと思います。

次にですね、この災害の頻発する中、編成を機にですね、新しい取り組みや新制度の導入として、新技術のシステム、例えばドローン、A Iなどの導入の計画はあるのかというところをお尋ねしたいと思いますが、これにつきましてはですね、先だって2月28日にお出かけ知事室という要望の場を設けていただいて、山田団長のほうからもですね、ドローンの活用という要望も出

ておりますので、そういうところも含めてよろしくお願ひします。

○議長（森田俊介議員） 平山総務課長。

○総務課長（平山辰也君） 編成に伴いましての新技術システムの導入の検討ということでございますけれども、令和2年の豪雨災害のときには、安否確認に3日間かかったという経緯がございまして、それから孤立した集落もありますので、物資を人力でかつて運搬したという経緯がございます。このような場合に、議員申されるドローンなどを活用して、安否確認や物資運搬等は非常に有効であります。ただGPSなどを利用して正確に物資を届けるなどのシステムが今から必要になってくると考えております。

現在、役場でも各課に1台、合計で8基の小型のドローンですけれども、所有しております、主に災害調査とか用地の確認とか、不法投棄の調査などに現在活用をいたしております。まだ、例えば物資運搬用ドローンなどの具体的な導入計画というのはございませんけれども、今後検討していく必要はあると思っております。本村の地域防災の向上に向けて、どのような新技術システムが有効なのか、導入している地域を調査しまして、課題、効果等を検証していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（森田俊介議員） 久保山直巳議員。

○9番（久保山直巳議員） 運用にはですね、いろいろとプライバシーの問題、オペレーターの問題等ですね、ハードルは高いと思いますが、今後前向きに検討いただくということでございますので、よろしくお願ひをいたします。

続きまして、機能別消防団活動についてということでございますが、本村でのですね、機能別消防団の役割や業務の範囲は、どのように定義されているのかお伺いします。

○議長（森田俊介議員） 平山総務課長。

○総務課長（平山辰也君） それではお答えいたします。機能別消防団の役割や業務の範囲ということが、どのように規定されているかということでございますけれども、役割につきましては、一定の役割に限定して活動する団員で、有事の際には基本団員と同様の活動を行うということが、山江村消防団災害出動に関する規定というのがありますけれども、そこに規定されているということでございます。

○議長（森田俊介議員） 久保山直巳議員。

○9番（久保山直巳議員） ありがとうございます。その中でですね、担当区域による火災初期消火活動及び後方支援活動も含まれているのか、お伺いします。

○議長（森田俊介議員） 平山総務課長。

○総務課長（平山辰也君） 火災の初期消火活動につきましては、これは機能別消防団を特定とした役割ではありませんけれども、機能別消防団を含めまして、それから地域の方々のご協力をよろしくお願ひしたいと思っております。

後方支援につきましては、団長の要請のもと、後方支援をするような出動要請があつたら、後方支援にまわるというような活動になると思います。

○議長（森田俊介議員） 久保山直巳議員。

○9番（久保山直巳議員） 消防活動についてもですね、団長の要請があればできるということでございましたので、安心をしました。

次にですね、現在の機能別消防団の分団別人員及び研修、訓練等の状況をお伺いしますが、人

員については先ほど白川議員の一般質問のときにですね、ご説明いただいておりますので、そこは省いていただければいいかなと思っております。お伺いします。

○議長（森田俊介議員） 平山総務課長。

○総務課長（平山辰也君） 研修と訓練状況ということで、人員につきましては白川議員のときも答弁させていただきました56名であります。議員申される分団別人員ということですけれども、機能別消防団は各分団に所属はしておりませんので、山江村の全体の消防団として所属しているということでご理解をお願いしたいと思います。

研修や訓練の状況につきましては、現在まで実施した経緯はございません。ただ、先ほど申しました規定によりですね、有事の際は基本団員と同様の活動を行うということになっておりますので、その活動を今後ですね、災害のときに要請をして行っていただくということも考えられます。それから本人が団員としての自覚と意識を持っていただくためにも、今後におきまして座学を中心としました研修会や、それから村の今年も9月に実施する予定ですけれども、村の総合防災訓練にもですね、参加を呼び掛けたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（森田俊介議員） 久保山直巳議員。

○9番（久保山直巳議員） 機能別消防団員に任命されて現在おられる方もですね、自分が任命されていることもありますね、忘れておられる可能性もありますので、是非ですね、研修、訓練等の実施をお願いしたいと思います。

続きましてですね、石蔵拠点整備基本計画・産業支援ゾーンについてということでお伺いいたしますけれども、これにつきましてはですね、先の全協の折にですね、概略版をですね、企画課長よりご説明いただきましたので、その中でもですね、旧JAの選果場跡ですね、ここについてはちょっと私たちは、あそこは駐車場ということで思っておったところなんですねけれども、今回この概略版の一番最後のほうに載っていますけれども、産業支援ゾーンということで、土地利用計画の検討の継続ということで出ておりましたので、この付近をちょっとお伺いしようと思っているところでございます。

中身についてはですね、4点ほどあげてあります。旧選果場を取り壊し産業支援の建物を建設、また、やまえ栗の生産者が活用可能なイガ剥き機、選別機、栗拾いロボット、農薬散布用ドローン等を共同利用できる施設を整備、また農業者同士の交流ができるワーキングスペースの設置を検討と、また最後にですね、将来的にミニライスセンターの整備を検討するということですけれども、現時点での構想の内容、また稼働時期の目標をお伺いします。

○議長（森田俊介議員） 清永企画調整課長。

○企画調整課長（清永弘文君） それではお答えいたします。本年度設立し活動を進めてまいりました農村RMO、山江村未来づくり協議会では、農用地保全、地域資源の活用、生活支援を柱に、地域課題の解決に向けて将来ビジョンの策定を行いました。併せて、山江村未来づくり協議会で策定した将来ビジョンの内容を踏まえながら、石蔵活用拠点整備基本計画の策定にも取り組んだところでございます。来年度から基本計画に則り、本格的に事業を進めてまいります石蔵活用拠点整備事業では、拠点の整備地に商業賑わいゾーン、六次化ゾーン、またコミュニティゾーンを設ける計画になっております。

今回ご質問の産業支援ゾーンにおきましては、議員申されましたとおり、旧栗選果場の土地を

活用し、特産物であるやまえ栗の集出荷等の関連施設やミニライスセンターなど、産業支援設備の構想を持っており、内容につきましては、山江村未来づくり協議会において、継続的に土地の利用方法や運営方法などを検討を進めていくとしておりますので、産業支援ゾーンの土地利用につきましては、検討継続としております。

よって、施設等の稼働時間におきましても、協議会で検討を進める中で、施設の規模も含め検討したいと考えております。今回の整備する石蔵拠点が、山江村未来づくり協議会と連携し、地域課題の解決、地域活性化の拠点として多くの村民の方が使える設備になるように進めてまいります。以上でございます。

○議長（森田俊介議員） 久保山直巳議員。

○9番（久保山直巳議員） 今、課長より説明をいただきましてですね、2027年からの産業支援ゾーンの整備ということで、この概略版には記載してありますが、本当に期待するゾーンでございますので、できるだけ早くですね、整備着工していただくようにお願いを申し上げまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（森田俊介議員） お諮りします。ここで暫時休憩をしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森田俊介議員） 異議なしと認めます。再開時刻を13時40分といたします。

休憩 午後1時35分

再開 午後1時39分

○議長（森田俊介議員） 休憩前に引き続き再開いたします。

次に、8番、西孝恒議員より、1. 消防団のあらゆる通信手段確保について、2. 獣害対策についての通告が出ております。

西孝恒議員の質問を許します。8番、西孝恒議員。

西 孝恒議員の一般質問

○8番（西 孝恒議員） 8番議員、西です。議長より質問の許可がでましたので、通告に従いまして一般質問をいたします。本日の質問事項は、ただいま議長よりありましたように、1. 消防団のあらゆる通信手段確保について、2. 獣害対策についての2点であります。

まず、消防団のあらゆる通信手段の確保についてですが、消防団については、質問が続いていますが、消防団の出動を要する緊急時の非常呼集や出動要請が必要な事態となった場合の消防団への伝達は、通常山江村消防団災害出動に関する規定にもありますように、防災行政無線からサイレンが鳴ったとき、また同時に出動要請放送があったそのときが出動の合図となって、団員はまずは詰所、または現場へ駆けつけることになると思いますが、団員はすべて常時村内にいるわけではないですね。防災行政無線のサイレンが聞こえない場所の団員も多いですから、各分団単位で専用LINEによる緊急連絡網なども活用されているかと思います。

そのような緊急出動要請の状況下においても、団員は現場での活動をある程度想定し思わぬ事

態になることもあるかと思いますから、事前の装備も必要であります。その上で迅速な行動が要求されますが、出動指令要請の初動体制はどのようなものか、その流れとそのときの通信手段についてお願ひします。

○議長（森田俊介議員） 平山総務課長。

○総務課長（平山辰也君） 消防団の指令と流れと通信手段ということでございます。緊急の場合はですね、サイレンが鳴った場合には、それが出動の要請ということではなくて、あくまでも団員は団長の要請のもとに動くということになります。従いまして、その団員はですね、自分のはやる気持ちを抑えてですね、抑えてでもちょっと要請を待っていただくというのが原則であります。

その通信の手段としましては、今現在はIP無線を活用しております。これは各分団長にしかいきませんけれども、その各分団長から今度は団員ですね、これはグループLINEというのをつくっておられますので、各分団、それによって出動要請がかかるということがあります。

以上がですね、主な現在しております出動要請の中心的な通信手段ということでございます。

○議長（森田俊介議員） 西孝恒議員。

○8番（西 孝恒議員） 山江村消防団災害出動に関する規定ですかね、一応こちらのほうにも話したことは書いてありました。緊急時の出動ではありますが、出動前に現場の状況を想定したある程度の今、言われましたが、装備を身に着けて現場に挑むことは、極めて重要な体制をとることになると思います。

この教訓としましては、ご承知のように昨年11月の山岳遭難時この搜索にしましても、そのときは各団員へ出動要請の内容がどのようなものだったかわかりませんが、緊急出動で急ぐあまり、無防備に近い状況だったようなことは、その後の活動がいかに過酷で厳しいものになったかわかることがあります。同時に適切な出動内容の通信から始まるわけですから、その手段の設備も大事であります。その付近が今後の生かすべきところだと思いますが、山江村消防団災害出動に関する規定についても、一応これ10年くらい前のが出てきますので、今後今までにもあっております。消防団再編成などを含めて刷新されるのではと思います。

次に、消防団が出動した現場における通信のあり方や使用する機器についてですけれども、消防団無線活用マニュアルというものがあるかどうか確認していませんが、指揮者から団員へ、また団員同士の連絡手段の場合、決められたそのあり方や使用する機器について、現状のところをお願いします。

○議長（森田俊介議員） 平山総務課長。

○総務課長（平山辰也君） 消防団の無線のマニュアルということでございます。先ほど議員申されました、昨年の五木村の行方不明者の搜索はですね、消防団が待機命令ということでありまして、遭難したということではありませんので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

議員申されます消防団の無線活用マニュアルということでございます。このマニュアルは作成はいたしておりません。現在、災害現場における通信手段としましては、IP無線やトランシーバー、それと必要に応じて個人の携帯電話ということであります。消防団の無線活用のマニュアルにつきましては、今後どのような通信手段が適切なのかですね、有効なのか、団員としっかりと協議をした上でですね、マニュアル化することはちょっと検討させていただきたいと思っております。以上です。

○議長（森田俊介議員） 西孝恒議員。

○8番（西 孝恒議員） 今のところですね、消防団に備え付けの携帯無線機が最も実用的なようですね。携帯電話も通話が1対1ですから、全体に知らせる場合は使いにくいことや、市販のトランシーバーもありますけれども、これも1対1、あるいはちょっと通信範囲が狭いということもあります。

次に、消防団のあらゆる通信確保の提案ですが、アマチュア無線についてですけれども、これまでアマ無線は業務用などはもちろんですが、使ってはならない部分が多くて、もっぱら趣味としてその研究や実践的なスキルを身に着け、多くのハム仲間と交信を楽しむのが一般的でした。そのレベルによって使用するワット数や周波数も異なりますから、資格も国家資格で4級から1級までありますが、通常の使用では4級で十分であります。

そのアマチュア無線が近年の大地震、災害や大津波災害時において、携帯の回線が使えなかつたり、あるいは基地局が災害に遭ったりして使えないときに、アマ無線は災害に強い無線として、その活用が改めて見直されていますが、これはそれぞれの無線局が放送局ですから、仲間で状況が共有でき、対応できる利点があります。それで総務省からも使用する定義が明確化されまして、非常時でなくとも社会貢献活動であつたら、様々な活動に使えるようになりました。お手元のこちらのですね、チラシが、総務省からのお知らせの一部です。参考にしていただけましたらと思います。

それで消防団のあらゆる事態や通常の活動に、あらゆる通信手段の確保として心強いと思いますが、使用するには免許が必要ですので、今後希望の消防団の方には、その免許取得の費用を助成できないか、また消防団をあがられてもですね、社会貢献に使っていただければありがたいですから、お願いしたいですが、免許取得の支援としていかがでしょうか、お願いします。

○議長（森田俊介議員） 平山総務課長。

○総務課長（平山辰也君） アマチュア無線の活用ということでございます。アマチュア無線につきましては、携帯電話や一般的な無線の届かない地域でも有効な通信手段となります。議員申されますとおり、総務省におきましては、アマチュア無線の社会貢献制度の活用について、定義がですね、私もこれちょっとホームページで見ましたけれども、しっかり定義が明確化をされております。それですので、災害時の通信手段としてその重要性が再認識されているということでございます。アマチュア無線はその特性から、地域社会において重要な役割を果たしており、特に災害発生時には通信手段として大きな力を発揮することが期待をされます。

以上のことから、議員申されますアマチュア無線の取得経費の助成ということでございますけれども、消防団のアマチュア無線の取得につきましては、もちろん地域の防災力を高める上で大変効果があるとは思っております。ただ、その免許取得の経費や助成につきましては、今後調査したいと思いますので、現在の団員の免許取得状況や、それから団員との話し合いの中で、この無線があつたほうがより良く消防活動に貢献できるかということで、そういうような方向性がもし団員の意見からも出ましたらですね、この助成については検討させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（森田俊介議員） 西孝恒議員。

○8番（西 孝恒議員） 非常時や緊急時のみならずですね、様々な社会貢献への備えとしても、村のそのようなご答弁のように、取り組みへ対する前向きな姿勢が感じられました。是非ご検討のほどをと思います。

アマチュア無線局は社団局としてですね、個人ではなく社団局としては、人吉医療センターや人吉市役所の保健センターでも開局しております。また五木村役場にも開局されています。また消防団でも全国ではハイパー消防団としてアマチュア無線局を増やしている消防団もありますと、夜警などでも使われているようです。それで、それを進めている自治体もあるようですね、ネットを見ますと。

また、今月末にそのアマチュア無線4級の取得の講習会が人吉で行われますが、現在40名ほど申し込まれているそうです。ちょうど昨日の人吉新聞コラムにもですね、ちょっとそういうことやらその効果が載っておりました。今回の講習会にはもちろん間に合いませんが、次回から村でも防災や社会貢献への対策の一環になるのではと思います。

次に、獣害対策についてあります。この獣害対策については、毎回的一般質問でもよく取り上げられていますが、私も以前サル対策について伺ったことがあります。サル対策については、現在村でもアンケート実施から、先月にはサル対策講習会も開かれたところあります。また今月14日、15日には、また別に、特にシカ、イノシシの獣害対策研修会もあるようです。

本日の質問は、主に集落、民家住宅付近の裏山斜面に巣穴を掘って住むアナグマや、人の生活圏に適応しているといわれるハクビシン等は、放置すると生活に重大な被害を及ぼす危険性があることから、これまでも何かと対策されていますが、なかなか難しい状況であると思います。アナグマもハクビシンも同じところに住みつく習性があるようですから、人家や天井裏、床の下にも棲み家にするようです。また民家近くの斜面を掘ることは、特に大雨時など災害も心配であります。

それで、なるべく捕獲しなければなりませんが、動物保護管理法もありますので、行政の許可を受けて、獣害に強い集落に向ける対策として、アナグマ、ハクビシン、イタチなどに対しては、思い切って動物用保護器を設置してみようと思いますが、アナグマ等がいると特定されるところには、一斉捕獲対策として、希望者の人全員にその動物の捕獲器、箱罠ですかね、長期間無償貸与できないかと思いますが、伺います。

また、2点目ですね、追い払い用に忌避剤も効果があるよう新聞広告にありますが、費用が高いのでためらいます。その補助についてはいかがでしょうか。栗畠もこちらのほうはシカですね、よく荒らしますので、使ってみたいと思いますが、その2点についてお願ひします。

○議長（森田俊介議員） 松尾産業振興課長。

○産業振興課長（松尾充章君） それでは西議員のご質問にお答えいたします。捕獲器につきましては、山江村鳥獣被害防止対策協議会で所有をしております。現在稼働できる箱罠につきましては、大型箱罠が2基、小型箱罠が7基となっております。貸し出しにつきましては、産業振興課が事務局となっておりますので、事務局へご連絡いただき、申請書を提出いただきますと貸し出すことができるようになっております。費用は無料となっております。長期間ということでござりますけれども、小型箱罠につきましては、おおむね2週間から1ヶ月単位で貸し出しを行っているということでございますので、希望者の方全員と言われましても、今のところ7基しかございませんので、最大で7名、7集落分しかないということでございますので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

それから忌避剤を撒いてはどうだろうかということですので、多分そういったものの購入に対する支援がないだろうかというご質問でございますけれども、忌避剤につきましては、ラジオや

テレビ、CM等でも放送されておりますし、実際私も自分の栗にですね、買って撒いたことがあります。効果があるという放送等がなされておりますけれども、私が買ったのが安かったのかですね、良くなかったのかわかりませんけれども、効果はほとんどなかったと。

周りの樹園地の方にお聞きしますけど、やはり最初1週間ぐらいはいいですけど、あとからはなんかエサにして食べているとかですね、なんか全く関係ないと、撒いても関係ないということございました。そういう支障については検討もする必要もあろうかと思いますけれども、今のところそういう支障の購入に対する支援はございません。

議員も申されましたとおり、獣害をですね、減らすためには、やはり捕獲、個体数を減らすことが一番重要かと思います。是非ご自身の農地をはじめ地域の住環境を守る目的で、以前も答弁で申し上げておりますけれども、多くの方に狩猟免許を取得していただきながら、有害鳥獣にご協力いただければと思っております。

アナグマ等を捕獲されましても、村からの支援金は有害鳥獣の免許を持っていらっしゃる方にしか支援金は出ませんので、ほかの方が捕獲されても、大体駆除ができないということになっておりますので、その点はご理解のほどよろしくお願ひいたします。以上でございます。

○議長（森田俊介議員） 西孝恒議員。

○8番（西 孝恒議員） 全員といつてもですね、村の一斉捕獲と思いましたが、箱罠に限りがあるということですが、それから、捕獲したあとはですね、連絡をして、免許を持っている方にその処分はお願いするということで、連絡をするということにしたいと思います。

近年中山間地域を中心に、集落近くのですね、獣害が深刻化しているのは、エサ場が動物としては安全でエサがあるという条件が、人里に適合してきているといったことで、それが定着する恐れがあるということですね。

獣害対策で捕獲の効果については、集落から離れた山中の10頭よりも、民家や人里の加害を及ぼす固体であります1頭が効果があるとも言われていますので、銃害に強い集落に向け、加害動物がいると特定されるところには、動物捕獲器を、村内全体に設置することで有効な捕獲と、動物からして人里が安全なエサ場という条件とならない集落になることを願うわけであります。

鳥獣害対策については、サル、シカ、イノシシなど、それぞれ専門的に特化した講習会も実施されていますように、鳥獣害減災への村の方針については、十分感じているところであります。

通告しました質問は以上ですので、これで私の一般質問を終わります。

○議長（森田俊介議員） これで本日の通告のありました一般質問はすべて終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。ありがとうございました。

—————○—————

散会 午後2時01分

第 5 号

3 月 14 日 (金)

令和7年第2回山江村議会3月定例会（第5号）

令和7年3月14日
午前10時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

日程第 1 発委第 1 号 山江村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 2 同意第 1 号 山江村固定資産評価審査委員会委員の選任に関する同意を求めることについて

日程第 3 議案第 9 号 人吉球磨定住自立圈形成協定の一部を変更する協定の締結について

日程第 4 議案第 10 号 第5期山江村地域福祉計画の策定について

日程第 5 議案第 11 号 山江村職員の生成AI活用推進条例の制定について

日程第 6 議案第 12 号 山江村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 7 議案第 13 号 山江村議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 8 議案第 14 号 山江村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 9 議案第 15 号 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

日程第 10 議案第 16 号 山江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 11 議案第 17 号 山江村地域包括支援センターに関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 12 議案第 18 号 丸岡公園農村広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 13 議案第 19 号 公共工事請負変更契約の締結について

日程第 14 議案第 20 号 村道路線の廃止について

日程第 15 議案第 21 号 村道路線の認定について

日程第 16 議案第 22 号 令和7年度山江村一般会計予算

日程第 17 議案第 23 号 令和7年度山江村特別会計国民健康保険事業予算

日程第 18 議案第 24 号 令和7年度山江村特別会計介護保険事業予算

日程第 19 議案第 25 号 令和7年度山江村特別会計後期高齢者医療事業予算

日程第 20 議案第 26 号 令和7年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業予算

日程第 21 議案第 27 号 令和7年度山江村簡易水道事業会計予算

日程第 22 議案第 28 号 令和7年度山江村農業集落排水事業会計予算

日程第 23 議員派遣の件

日程第 24 閉会中の継続調査申出書（議会運営委員長、総務文教常任委員長、産

業厚生常任委員長)

追加日程第1 議案第29号 公共工事請負変更契約の締結について

2. 出席議員は次のとおりである。(10名)

1番 白川俊博 議員	2番 北田愛介 議員
3番 本田りか 議員	4番 中村龍喜 議員
5番 赤坂修 議員	6番 横谷巡 議員
7番 立道徹 議員	8番 西孝恒 議員
9番 久保山直巳 議員	10番 森田俊介 議員

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 高橋忍君

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長 内山慶治君	副村長
教育長 藤本誠一君	総務課長 平山辰也君
税務課長 今村禎志君	企画調整課長 清永弘文君
産業振興課長 松尾充章君	健康福祉課長 山口明君
建設課長 蕨野昭憲君	教育課長 迫田教文君
会計管理者 尾方路美君	農業委員会事務局長 一二三信幸君

開議 午前10時00分

—————○—————

○議長（森田俊介議員） おはようございます。ただいまから会議を開きます。

本日の出席議員は10名で、定足数に達しております。

本日は、会期日程日次第5の本会議で質疑、討論、表決となっております。

それでは、議事日程順に質疑、討論、表決をいたします。発言については、山江村議会会議規則の規定を守り、事件の内容から逸脱しないよう趣旨に添った質疑をお願いします。また、執行部におかれましても簡潔な回答をお願いいたします。

—————○—————

日程第1 発委第1号 山江村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（森田俊介議員） 日程第1、発委第1号、山江村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 異議なしと認め、発委第1号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

—————○—————

日程第2 同意第1号 山江村固定資産評価審査委員会委員の選任に関する同意を求めるについて

○議長（森田俊介議員） 日程第2、同意第1号、山江村固定資産評価審査委員会委員の選任に関する同意を求ることについてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 討論なしと認めます。

採決をします。本案は人事案件でありますので、起立採決といたします。

本案を同意することに賛成の方はご起立をお願いします。

〔賛成者の起立〕

○議長（森田俊介議員） ありがとうございました。起立多数でございます。従いまして、同意第1号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

—————○—————

日程第3 議案第9号 人吉球磨定住自立圈形成協定の一部を変更する協定の締結について

○議長（森田俊介議員） 日程第3、議案第9号、人吉球磨定住自立圈形成協定の一部を変更する協定の締結についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 異議なしと認め、議案第9号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

-----○-----

日程第4 議案第10号 第5期山江村地域福祉計画の策定について

○議長（森田俊介議員） 日程第4、議案第10号、第5期山江村地域福祉計画の策定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 異議なしと認め、議案第10号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

-----○-----

日程第5 議案第11号 山江村職員の生成AI活用推進条例の制定について

○議長（森田俊介議員） 日程第5、議案第11号、山江村職員の生成AI活用推進条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

横谷巡議員。

○6番（横谷 巡議員） 議案第11号、山江村職員の生成AI活用推進条例の制定について質疑をいたします。

生成AIの活用は、自治体の中でも先進的な取り組みだろうと思います。AIに集積されました人工知能のデータを使う、活用するということは、行政業務の効率が大幅にアップすると、これは確かなことでございます。

しかし一方では、用心すべきは、行政の大切な情報が漏れる恐れがあるとか、あるいはリニール問題、使い方の問題、こういうことを含めて、まず職員が全部使いこなせないと意味がありませんから、業務の効率の向上のためにどのような研修、実践に向けて研修計画をされていくのか。それともう1点は、情報漏洩やリニールの問題があると思います。使い方によってはですね。

その防止をするためのセキュリティ対策ですかね、この2点についてお伺いいたします。

○議長（森田俊介議員） 平山総務課長。

○総務課長（平山辰也君） それではお答えいたします。この生成AI活用推進条例につきましてはですね、今月もあと1回研修を行う予定で、全部で6回の研修を全職員、会計年度任用職員も含めた研修を行っております。

その中でまず最初は、研修の中身としましては、最初はどういう使い方があるのかというのを研修をいたしております。そして徐々に回数を重ねていくことに対しましてですね、この生成AIを使ったチャットGPTの研修ですけれども、条例の制定とか一部改正、それから企画書、それから議事録作成、それから会議や研修などの資料の作成、それから政策提言などをですね、この生成AIを活用してできるということあります。ただ、お互いの生成AIとの話、呼び掛けですので、あくまでもそれは参考でですね、最終的には職員の目でしっかりと見るということあります。

この生成AIの活用としましては、今年度の当初予算にもアプリの使用料をですね、計上させていただいております。これによって今までのアプリの無料版がありますけれども、その無料版は情報が見ろうと思えばどこでも見られるということありますので、ちょっとセキュリティにも問題があるということで、今回は有料版を導入いたしまして、山江村だけでしかその情報が見られないと、その見られる職員も限られて、3名の推進員を置く予定ですので、その3名しか誰が何を検索したかわからないということで、セキュリティは万全であります。

この生成AIを活用することによってですね、業務が効率化されるということありますので、その分、職員の負担軽減にもなりますし、それから住民の方へのサービスの向上にもつなげていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

〔「質疑終わります」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 異議なしと認め、議案第11号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

-----○-----

日程第6 議案第12号 山江村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（森田俊介議員） 日程第6、議案第12号、山江村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森田俊介議員） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森田俊介議員） 異議なしと認め、議案第12号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

-----○-----

日程第7 議案第13号 山江村議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（森田俊介議員） 日程第7、議案第13号、山江村議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森田俊介議員） 質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森田俊介議員） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森田俊介議員） 異議なしと認め、議案第13号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

-----○-----

日程第8 議案第14号 山江村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（森田俊介議員） 日程第8、議案第14号、山江村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森田俊介議員） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森田俊介議員） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森田俊介議員） 異議なしと認め、議案第14号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

-----○-----

日程第9 議案第15号 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○議長（森田俊介議員）　日程第9、議案第15号、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員）　質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員）　討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員）　異議なしと認め、議案第15号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

-----○-----

日程第10　議案第16号　山江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（森田俊介議員）　日程第10、議案第16号、山江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員）　質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員）　討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員）　異議なしと認め、議案第16号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

-----○-----

日程第11　議案第17号　山江村地域包括支援センターに関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（森田俊介議員）　日程第11、議案第17号、山江村地域包括支援センターに関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員）　質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員）　討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

-----○-----

日程第12 議案第18号 丸岡公園農村広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（森田俊介議員） 日程第12、議案第18号、丸岡公園農村広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 異議なしと認め、議案第18号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

-----○-----

日程第13 議案第19号 公共工事請負変更契約の締結について

○議長（森田俊介議員） 日程第13、議案第19号、公共工事請負変更契約の締結についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 異議なしと認め、議案第19号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

-----○-----

日程第14 議案第20号 村道路線の廃止について

○議長（森田俊介議員） 日程第14、議案第20号、村道路線の廃止についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 異議なしと認め、議案第20号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

-----○-----

日程第15 議案第21号 村道路線の認定について

○議長（森田俊介議員） 日程第15、議案第21号、村道路線の認定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森田俊介議員） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森田俊介議員） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森田俊介議員） 異議なしと認め、議案第21号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

-----○-----

日程第16 議案第22号 令和7年度山江村一般会計予算

○議長（森田俊介議員） 日程第16、議案第22号、令和7年度山江村一般会計予算を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

白川俊博議員。

○1番（白川俊博議員） それでは、ただいま議題となっております議案第22号、令和7年度一般会計について1点質疑いたします。

ページは87ページでございまして、土木費、土木管理費、土木総務費の負担金補助及び交付金であります、辻急傾斜地崩壊対策事業負担金400万円計上についてでございます。これについては議案審議の中でも説明がありました、熊本県が実施します事業への負担金、今年度からの予算計上ということでございますけれども、この内容について、改めて今年度の事業、さらにですね、次年度以降の事業内容が県から示されているのかお伺いいたします。県事業なのでわかる範囲で結構ですが、よろしくお願ひします。

○議長（森田俊介議員） 蕨野建設課長。

○建設課長（蕨野昭憲君） それではお答えいたします。7、土木費、1、土木管理費、1、土木総務費の負担金補助及び交付金の中にですね、一番下ですけれども、辻急傾斜地崩壊対策事業負担金400万円を計上しております。議員が申されておりましたけれども、令和7年度にですね、県が単県事業で実施する辻急傾斜地崩壊対策事業、施工延長170メートルほどでございますが、その測量設計委託料1,200万円の村負担率3分の1の400万円を計上したものでございます。

本事業につきましては、令和5年度に地元関係者からですね、村に要望がございまして、対象世帯が5世帯ございましたので、県の単県事業に該当するということで施工していただくものでございます。ただその場合のですね、施設整備に係る土地、用地については寄附をしていただくとなっております。県でその用地のリスク調査が行われまして、その結果をもとに関係者から同意の取得をお願いし、行っていただきました。令和6年度に入りました必要書類が全部そろいましたので、その後にですね、村から単県による事業実施の要望書を県に提出いたしまして、採択

をされ、事業が実施されるものでございます。

スケジュールということでございますけれども、令和7年度に測量設計を行いまして、その後、施工内容案ができましたら地元説明会を開催いたしまして、その意見等をお聞きして工事内容を決定する計画で、令和8年度に入りまして用地の取得に係る手続きですね、寄附に係ること、登記に係ることなどですね、その手続きを行いまして、その手続きが終了いたしましたら工事を発注する予定であるということで、現時点でのですね、工事の着工時期というのは、大体令和8年度の末ごろ以降になる見込みであると聞いております。ただ、事業につきましてはですね、できるだけ速やかに進めていきたいということでございました。

○議長（森田俊介議員） 白川俊博議員。

○1番（白川俊博議員） この事業につきましては、課長のほうから説明がありましたけれども、村当局のご尽力、それから関係者のご協力によりまして事業着手となりました。ありがとうございます。地元の方もですね、早期の完了を望んでおられますので、今後もですね、村当局のご支援をどうぞよろしくお願ひいたします。質疑を終わります。

○議長（森田俊介議員） ほかに質疑ありませんか。

本田りか議員。

○3番（本田りか議員） それでは2点ほど質疑をいたします。議案第22号、令和7年度一般会計予算書、ページは60ページでございます。款3、民生費、項2、児童福祉費、目2、児童措置費、節10、需用費、山江村保育園等副食費賄い材料費290万円、もう一つが、同じく目2、児童措置費、節18、負担金補助及び交付金の保育料補助金利用者負担分620万円、このことにつきましては、昨日の人吉新聞にも掲載しておりますが、詳しい説明をお願いいたします。

○議長（森田俊介議員） 山口健康福祉課長。

○健康福祉課長（山口 明君） それではお答えいたします。今回ご質疑があつております需用費、山江村保育園等副食費賄い材料費290万円、それから負担金補助及び交付金の中の保育料補助金利用者負担分620万円につきましてご説明いたします。

こちらはいわゆる保育料の完全無償化という形になっております。この二つに分かれておりますのは、まず上の290万円のほうですが、3歳以上の方が副食費だけとなります。こちらにつきましては、3歳以上につきましては、保育料の部分については国が無償化をしておりますので、副食費、いわゆる給食費の部分になりますので、賄い材料費として計上させていただいております。対象人数におきましては、令和7年1月現在でございますが、保育所が34名、認定こども園が23名の合計57名分となっております。

それから下の620万円のほうにつきましては保育料となります。こちらは3歳未満となっております。こちらの保育料の中にですね、副食費も含まれているという形になっております。対象人数といたしましては、令和7年1月現在、保育所が37名、認定こども園が22名、合計の59名となっております。以上でございます。

○議長（森田俊介議員） 本田りか議員。

○3番（本田りか議員） 村長並びに執行部のご尽力により、保育園や認定こども園に通わせていらっしゃる、またはこれから通わせようと考えいらっしゃる保護者にとって、大変ありがたい施策と思われます。質疑を終わります。

○議長（森田俊介議員） ほかに質疑ありませんか。

赤坂修議員。

○5番（赤坂 修議員） ただいま議題になっております議案第22号、令和7年度一般会計当初予算について3点質疑をいたします。

ページは45ページであります。まず1点目、目の石蔵拠点整備事業費、節の中で12番委託料650万円とありますけれども、これについては審議の中ででもですね、旧栗選果場の解体工事に伴う管理委託というような説明を受けておりますが、私もこれが1件なのかちょっと書きそびれておりましたので、その内容について複数あるのであれば内訳と予算金額をお願いいたします。

それと14、工事請負費、これについてもですね、7,900万円、これについても審議の中で、用地造成費と栗選果場解体工事について、もう1件何かあったような感じがするんですけど、ちょっと書きそびれましたので、内容についてと、その各工事の予算があれば内訳のほうをよろしくお願ひしたいと思います。

3点目が、ページは54ページになりますが、この中で、これは款3、民生費、項1、社会福祉費の中で、この節の中でですね、18、負担金補助及び交付金の中で、村社協補助金2,870万円計上されておりますけれども、これは470万円ほど増額になっているかと思いますが、これについては新しい事業に対する補助金なのか、またベースアップ等がっておりまして、人件費ですかね、そのへんであるのか、そのへんを答弁お願ひいたします。

○議長（森田俊介議員） 清永企画調整課長。

○企画調整課長（清永弘文君） それではお答えいたします。45ページの中に石蔵拠点整備事業費、こちらの中にまず委託料で650万円計上しております。こちらにつきましては、旧栗選果場の解体の業務委託、こちら一本のみでございます。

続いて14の工事請負費でございますが、こちらにつきましては、石蔵活用拠点整備に係る工事請負費でございますけれども、まず用地造成として2,500万円、また、旧栗選果場の解体として5,000万円、旧栗選果場の中に石蔵の石材がありますので、そちらの運搬に100万円、また、周辺に空き家がございます。そちらを解体し、そちらの用地も活用予定でございますので、そちらの空き家解体分を300万円で計上させていただいております。以上でございます。

○議長（森田俊介議員） 山口健康福祉課長。

○健康福祉課長（山口 明君） それではお答えいたします。村社協補助金の増額に伴います内容といたしましては、ほとんどが昇給に伴います人件費となっております。以上でございます。

○議長（森田俊介議員） 赤坂修議員。

○5番（赤坂 修議員） 石蔵関係の2回目の質疑ですけれども、委託料については、旧栗選果場の解体工事に伴う管理委託料ということで、650万円と高額になっておりますけれども、解体に伴う管理委託についてはどのような項目があるのか、簡単に教えていただければと思います。

○議長（森田俊介議員） 清永企画調整課長。

○企画調整課長（清永弘文君） それではお答えいたします。今回の管理につきましては、工事の進捗に係る管理も含めて、また、解体する部材によっては、もしかしたらアスベスト等も含まれている可能性がございますので、そういったところも含めた今後の管理の仕方、そういったところも含めて管理をしていただくようにしております。以上でございます。

○議長（森田俊介議員） 赤坂修議員。

○5番（赤坂 修議員） 解体工事もですね、5,000万円ということで高額になっておりますので、外部のほうに管理委託というのも考えるわけですけれども、見た感じがですね、旧栗選果場は鉄骨造りで、外壁関係についてはアスベストというようなことが出ておりますけれども、スレート関係ですね、そのような造りになっているかと思いますけれども、解体工事については専門業者が一応やれるかと思います。

また、担当課からもですね、見えるところにありますので、そのへんも考えてですね、また課長のほうも建設課に長くおられたということで、ちょっと見ですね、650万円もかけて管理委託が必要なのかなと、アスベストとか専門的なことを考えると必要だろうとは思いますが、また安全に施工していただくことを考えればですね、必要かなあと考えるところですが、鉄骨造りと外壁がスレートというような感じなので、外部のほうに施工管理の委託が必要なのかなと、そのへんの考えをちょっと聞きたいと思います。

○議長（森田俊介議員） 清永企画調整課長。

○企画調整課長（清永弘文君） それではお答えいたします。今回の委託に関しましては、650万円ということで高額でございますが、職員では判断できない部分も作業中には出てくるかと思います。そういった際には専門的な知識がどうしても必要でございますので、管理委託は必要だと思っております。以上でございます。

[「終わります」と呼ぶ者あり]

○議長（森田俊介議員） ほかに質疑ありませんか。

中村龍喜議員。

○4番（中村龍喜議員） ページは85ページになります。丸岡公園整備費の中で、丸岡公園管理委託料が昨年としますとかなり上がっておりまます。先般の議案審議のときに説明を受けましたときには、丸岡に植えてある桜も50年を経過し、老木になっているというようなことで、枝の落下や風等による倒木の恐れがあるというようなことでございました。なおまた、今回9本の桜の伐採を考えているというようなことで、この委託料の中でもあがっているということでありましたが、その伐採のあとの植栽は考えておられるのかお尋ねいたします。

○議長（森田俊介議員） 清永企画調整課長。

○企画調整課長（清永弘文君） それではお答えいたします。今回丸岡公園管理委託料の中で伐採のほうも計画しておりますが、老木等の伐採したあとでございますけれども、新たな桜の木とか、そういうものを植樹も考えております。以上でございます。

○議長（森田俊介議員） 中村龍喜議員。

○4番（中村龍喜議員） 伐採の後の植栽も考えているということでございます。私が思うに、今、テレビ等でもありますが、南阿蘇村の一心行の桜が、今年は桜まつりも中止になって、樹医、木のお医者さんですけれども、一時養生する必要があるというようなことでございます。

丸岡の桜を見ますとほとんどが吉野桜でございます。観賞の期間を長くするというような意味もありまして、今回植樹されるときにはですね、河津桜であったり陽光桜であったり、はたまた山桜等の植栽も考えていただければなと思っております。以上です。

○議長（森田俊介議員） ほかに質疑ありませんか。

北田愛介議員。

○2番（北田愛介議員） 議題となっております令和7年度山江村一般会計予算について、3点質問

いたします。

まずページは34ページです。2、総務費、1、総務管理費、3、財産管理費、12の委託料、公共施設清掃委託料でございます。995万円計上してございますけれども、令和5年度は630万円、令和6年度につきましては、人件費や学校施設の床、窓の拭き掃除の追加で210万円の増額となっておりました。令和7年度にはさらに155万円増額でございますので、その増額の内容について説明をお願いいたします。

それから39ページ、同じく総務費、総務管理費、企画振興費、18番の負担金補助及び交付金でございます。栗まつり実行委員会助成630万円計上してございまして、昨年度から130万円増額になっておりますので、その内容の説明を求めます。

第3点目は、45ページ、総務費、総務管理費、38、みどりの食料システム戦略緊急対策費、17の備品購入費でございます。これにつきましては、スマート農業機械導入ということで、189万8,000円計上してございまして、審議での説明では、ラジコン草刈機の購入ということでございました。この購入後のですね、運用方法とか活用については、どのように考えておられるのか説明をお願いいたします。

○議長（森田俊介議員） 平山総務課長。

○総務課長（平山辰也君） それではお答えいたします。まず財産管理費の公共施設清掃委託料ということでございます。995万円計上させていただいております。昨年度の当初では840万円で155万円の増ということになっております。この委託料につきましては、小学校とか庁舎とか、各公共施設のワックスがけとか、空調の清掃委託をしている委託料でございまして、議員申されるとおりですね、人件費等高騰と物価のですね、例えばワックスをかける材料の物価が高騰したことにもよりますけれども、昨年の7月から庁舎のトイレの清掃委託をさせていただいております。この件につきましては、昨年度は補正をさせていただいておりますので、昨年度の当初予算の844万円に少し増加をさせていただいているということでございますので、今回主なものとしましては、清掃の委託の事業が1件増えた分と、それから人件費と材料の物価の高騰によるものでございます。よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（森田俊介議員） 清永企画調整課長。

○企画調整課長（清永弘文君） それではお答えいたします。まず39ページの企画振興費、その中で18、負担金補助及び交付金の中に、栗まつり実行委員会助成630万円計上しております。昨年度から130万円上がっておりますが、今までですね、実行委員会のほうに助成しまして、こちらの実施のほうを行っておりましたが、その中で繰越等もありましたけれども、令和6年度まではその繰越金等も活用しながら対応しておりましたが、イベントに係るテントの使用料だつたり、各種設備等に金額が増加しておりますので、今年度は130万円増加させていただいております。

続いて2点目の45ページ、38、みどりの食料システム戦略緊急対策費の中に、17、備品購入費を計上しております。スマート農業機器導入ということで、こちらは本事業、バイオ炭の事業を進めているところでございますが、今年度もですね、3カ所栗園の実証実験の補助を決めておりまして、そこでの草刈りの実証実験を行いたいと思っております。スマート機器を入れることで作業効率等の実証を予定しております。将来的にはこちらの機器はですね、貸し出し等も検討したいと思っております。以上でございます。

〔「質疑を終わります」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） ほかに質疑ありませんか。

西孝恒議員。

○8番（西 孝恒議員） 8番議員、西です。ただいま議題の令和7年度一般会計予算書の中から4点質疑いたします。議案審議もあっておりましたのでなかつた部分からと思います。

1点目は、先ほどの39ページですけれども、企画振興課、区分18のここはつつじ祭り、先ほど栗まつりはありましたけれども、つつじ祭りについてもですね、前年度250万円、一昨年も250万円、今回は310万円ということで、年々充実していまして、来場者の方も多いわけです。今回もそのグレードアップかと思いますが、その内容がありましたらお願ひします。

次はですね、2点目ですけれども、ページは40ページです。目6、企画情報費の区分18、この地方公共団体情報システム機構負担金493万2,000円、それと熊本県電子自治体運営協議会負担金890万円ですけれども、この負担金はですね、前年度がですね、地方公共団体、こちらのほうは214万1,000円からだいぶん上がっておりますけれども、その下もですね、469万円から890万円と上がっておりますけれども、これはそのときの状況で毎回変わるものかどうかということでお願いしたいと思います。

3点目はですね、47ページになります。目1の税務総務費の区分12、委託料ですけれども、この委託料の中の下の二つです。航空写真背景図書編集作業委託料は40万円、それと定額減税給付システム改修委託料150万円、これはですね、これまで聞かなかった委託料だと思いますので、この内容についてお願いしたいと思います。

4点目は102ページになります。これは目1、中学校費のですね、学校管理費、区分10、需用費の中のですね、中学校の修繕料であります。これは昨年は188万4,000円でしたけれども、今回357万9,000円があげてありますので、この修繕の内容についてお願いしたいと思います。以上4点、続けてお願ひします。

○議長（森田俊介議員） 清永企画調整課長。

○企画調整課長（清永弘文君） それではお答えいたします。まず39ページのつつじ祭り実行委員会助成金、昨年度から60万円ほど上がっておりますが、どのようなところをグレードアップされているのかということでございますけれども、今回もですね、キャラクターショー等を呼んで、お子様家族連れのですね、お子様も含めて来場者の拡大をねらったところで増額させていただいております。併せて、先ほど栗まつりのところでもご説明いたしましたが、各種経費が増額しておりますので、そういったところでも増額をしております。

続いて40ページでございますが、地方公共団体情報システム機構負担金でございます。こちらにつきましては、国が進めております標準化・共通化の中でですね、自治体中間サーバーのプラットホームの負担金、こういったところが今回必要となつてきましたのでその分で増額をさせていただいております。

次に、熊本県電子自治体運営協議会負担金、こちらにつきましては、令和7年度から職員の情報共有システムとしまして、ロゴチャットのほうの導入を予定しております。その分の負担金等が増えておりますので増額となっております。以上でございます。

○議長（森田俊介議員） 今村税務課長。

○税務課長（今村禎志君） それではご質問にお答えいたします。ページは47ページ、総務費、微

税費の12、委託料の部分についてでございます。まず、航空写真背景図編集作業業務委託と40万円計上させていただいております。こちらにつきましては、ただいま地籍等の情報を取り込んだシステム中に、航空写真を反映して映し出せるようにシステムを作っておりますけれども、こちらの航空写真が非常に古くなっています。令和7年度中にですね、熊本県のほうで新しく航空写真を撮影されるということを伺っております。この航空写真の、山江村が写真を写すとなると、山江村村内だけで数千万かかってしまうんですけれども、こちら熊本県が写した写真のデータをいただくことができるということでございます。そのためいたいた写真のデータをですね、我々が普段使うシステム上に加工して被せる必要がございます。そのための委託料を40万円計上させていただいております。

その下、定額減税寄附システム改修委託料でございます。150万円を計上しております。今まさに確定申告を行っております。週明けまして17日の月曜日までが確定申告の期間となっております。この間にですね、定額減税、1人当たり3万円の持ち分といいますか枠がございまして、例えば源泉税とかで引かれていらっしゃる方がですね、この3万円の枠の中で相殺できるものが還付になりましたり、ゼロになりましたりということでなるんですけども、この3万円の持ち分の中で引かれなかった分、その人が持ち分を使われなかった分というのが、令和7年度にですね、前年度令和6年度中にもあったかと思うんですけども、定額減税の残り分、枠として個人さんにお支払いするという作業がでてまいります。これが令和6年度中の所得から今回行っております確定申告のデータ、連携しましてつなぎ込んだところで、今回対象となられる方を抽出するシステムを構築する必要がございます。そのための改修業務としまして、委託料の150万円を計上させていただいているところでございます。

ちなみに、令和6年度につきましてはですね、当初ではなく補正予算で対応させていただいているかと思います。以上でございます。

○議長（森田俊介議員）　迫田教育課長。

○教育課長（迫田教文君）　それでは中学校費の需用費、修繕につきましてお答えいたします。主なものにつきましては、渡り廊下のひさし屋根が雨漏りがしていますのでその修繕に96万円、あと排煙扉装置が経年劣化により、ワイヤーが切れたり動作の不具合がでましたりしておりますので、修繕を行うものであります。箇所につきましては26カ所になります。3カ年に分けて修繕を行う計画であります。令和6年度は山江中学校玄関側の1、2年生の教室に設置してある10カ所を行っております。令和7年度はランチルームの3年生教室周辺を、これに84万2,000円、令和8年度は運動場側の職員室や美術室周辺を行う予定であります。あと15年経過しました高圧機器の変更取り扱いの修繕96万7,000円となります。そのほかにつきましては、急な施設の修繕、破損等に対応できるように、その残りにつきましては計上させていただいております。

また、修繕費の357万9,000円につきましては、財源のほうはですね、ふるさと応援基金のほうを充当させていただいております。以上でございます。

〔「ありがとうございました。終わります」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員）　ほかに質疑ありませんか。

横谷巡議員。

○6番（横谷　巡議員）　今、議題となっております令和7年度の山江村一般会計予算、1点だけ質

疑いたします。ページは81ページ、款の農林水産業費、項の林業費、目の公有林造成費、節、委託料5,376万7,000円計上されていますが、この委託の内容と、今後伐採樹齢に達した立木、山林を、計画的に伐採されて新たな新陳代謝、森林整備に努めていかれるのか、この2点についてお伺いします。

○議長（森田俊介議員）　松尾産業振興課長。

○産業振興課長（松尾充章君）　それでは横谷議員のご質疑にお答えいたします。公有林の造成費ということで、委託料5,376万7,000円を計上しておりますけれども、令和7年度の事業につきましては、新層の村有林6ヘクタールを主伐、2ヘクタールを間伐、村有林の横手畠、こちらを14ヘクタール間伐する計画としております。いろいろ説明が三つ分かれておりますけれども、これは補助事業等に区分して分けているところでございます。

公有林整備事業、まず補助事業分2,285万円の内容につきましては、新層村有林、先ほど言いました6ヘクタールを主伐したうちの4ヘクタールを植林、人工造林する経費560万円、その植林をいたしましたところをですね、鳥獣防護柵の設置に係る経費500万円、また間伐を行う横手畠、これは14ヘクタールのうちの2ヘクタールの分を、保育間伐に係る経費70万円、横手畠の間伐及び搬出に関する経費1,155万円となっております。

次に、公有林整備事業委託料譲与税分、これは森林環境譲与税を充当する分ではございますけれども、449万5,000円の内容につきましては、新層村有林の先ほど申しました2ヘクタール間伐する経費や、6ヘクタール主伐したうちの1ヘクタールを企業と共同して植栽やですね、環境学習に充てる経費を委託するようにしております。森林整備事業、単独分、2,640万円の内容につきましては、新居層村有林6ヘクタールの主伐に関する経費となっております。

なお財源につきましては、租税精算売払収入3,900万円、森林環境譲与税449万5,000円、森林環境保全直接支援整備事業補助金707万1,000円、間伐等森林整備促進対策事業費690万円を充当することとしております。なお、企業との共同の植栽とかにつきましては、企業から寄附基金があれば、またその企業の分の寄附金を充当していくとしております。

また、今後村有林等のですね、伐木を迎えたところを計画的にということでございますけれども、村有林につきましては、村の財産である村有林といたしましては、国土保全や水源涵養、地球温暖化などですね、森林の多面的機能を持続的に発揮するために整備をするものでございますとともに、適切に伐木を迎えたものは伐採を行いながら、財産として替えて、また村の事業に充てていくということもございますし、新たに植栽をしながら環境保全に努めていくという目的もございますので、計画的にしていきたいと思っております。

山江村森林整備計画に記載しております伐木の適齢輪齢につきましては、スギ40年、ヒノキ45年、水源涵養に資する伐木の適齢はプラス10年ということで、スギ50年、ヒノキ55年となっております。山江村の村有林700ヘクタールほどございますけれども、その大部分が伐木の適齢期を迎えており、どの箇所でも主伐の事業は可能かと考えますけれども、豪雨などによる山腹崩壊の危険性などを鑑みながら、箇所については十分精査するとともに、鎮山親水の理念に沿った事業計画を立てて森林整備に努めていきたいと考えているところでございます。以上、事業の内容を説明いたします。

○議長（森田俊介議員）　横谷巡議員。

○6番（横谷　巡議員）　公有林造成費は村の財源確保を図るというのが大きな村の目的であります。

以前財政的に乏しいときに、山に植林したならば金になるというところは、どこの町村、特に山を多く持っている市町村は、この公有林の育成に力を入れてきました。しかし今、ご存じのとおり、非常に木材等の低迷で収入はありませんけれども、やはり本村の場合、相当伐木に達した木が立米数がありますので、やはりこれを伐採する、村長が掲げている鎮山親水の目的にもちゃんと対応しますから、伐木に達したものは環境に配慮して計画的に伐採していく、そして伐採したあとには新しい命、新陳代謝による新たな森林整備をする、努めていくということが肝要だと思います。ぜひこの森林整備には力を入れていただきますようにお願いし、質疑を終わります。

○議長（森田俊介議員） ほかに質疑ありませんか。

立道徹議員。

○7番（立道徹議員） ただいま議題となっております議案第22号、令和7年一般会計予算書のページは44ページになります。目、再生可能エネルギー事業費の中の12番委託料、水力発電事業調査設計業務委託料、審議のときにもお聞きしましたけど、再度確認いたしたいと思います。その委託料の内容についてお願いします。

○議長（森田俊介議員） 清永企画調整課長。

○企画調整課長（清永弘文君） それではお答えいたします。本年度、令和6年度におきましては、ゾーニングマップの作成ということで、木質、中小水力発電、または太陽光発電、この三つのゾーニングマップを作成したところでございます。今回令和7年度におきましては、そのゾーニングマップに基づき、まず万江川での水力発電、そちらの調査を行いたいと思っております。併せて、その中で発電可能ということであれば、設計業務というところまでいきたいと思っておりますので、そちらの予算として2,000万円計上しております。このうち4分の3が補助となっております。以上でございます。

○議長（森田俊介議員） 立道徹議員。

○7番（立道徹議員） まだ調査というか、漠然とした調査でしょうから、今後の予定とか、着工はいつごろかというのははっきりわからないでしょうね。

○議長（森田俊介議員） 清永企画調整課長。

○企画調整課長（清永弘文君） 今後のスケジュールにつきましては、今のところまだ決まっておりませんので、令和7年の間に完了するように業務を進めたいと思っております。以上でございます。

○議長（森田俊介議員） 村長。

○村長（内山慶治君） この件についてはですね、私のほうから補足させてもらうと、万江川の水力発電の可能性を図るというような事業でありますが、河川管理してある県の河川課、あと連携しながらその事業を今、進めているということあります。と申しますのも万江川の土砂氾濫対策事業が今後60億円程度の大型予算が導入されますので、そちらのほうとの関係もありますので、しっかりと連携しながら、今後の見通しを立てながらこの事業については進めていきたいということでございます。

○議長（森田俊介議員） 立道徹議員。

○7番（立道徹議員） では方向性とかいろいろ進捗状況等は、また村民、また私たちにも報告いなければありがたいと思います。質疑を終わります。

○議長（森田俊介議員） ほかにございませんか。

久保山直巳議員。

○9番（久保山直巳議員） ただいま議題となっております議案第22号、令和7年度山江村一般会計予算について、ページは32ページでございます。節13、手のひら役場電子申請システム使用料142万6,000円、これについて内容説明をお願いいたします。

○議長（森田俊介議員） 平山総務課長。

○総務課長（平山辰也君） 32ページの節の手のひら役場電子申請システム使用料142万6,000円ということでございます。これは新規の事業でありますと、これはどういうことかと言いますと、今、村民の方々が役場にいろいろ申請されるときには、直接庁舎においていただくというようなことになっております。それで場合によっては、申請いただいた方を待たせるということもありますので、今回このシステムを導入しまして、スマートフォンから、例えば所得証明とか印鑑証明とか、施設の借用とか申請ができるというようなことを導入したいと考えております。

この財源はですね、半分は国の補助金を活用しまして行う事業であります。これをすることによって、村民の方が、例えば仕事先から役場に申請されたら、何時ごろ来るということがもし約束されれば、その時間には申請された書類をすぐに取ることができるということです。

また、どういう申請の仕方、どういうことをこのアプリに導入するかというのは、今からちょっと検討させていただきたいと思います。導入に向けては4月からいろいろ村民の方にも周知をしなくちゃいけないし、それから役場職員の研修も行いながら、今年の7月の導入を、実際使われるようですね、していきたいと思っております。従いまして、役場に、庁舎に来られなくていろいろな書類の申請ができるというシステムでございます。よろしくお願いします。

○9番（久保山直巳議員） ゼビ村民の方にわかりやすい説明を進めながら、事業展開をお願いしたいと思います。質疑を終わります。

○議長（森田俊介議員） ほかに質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森田俊介議員） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森田俊介議員） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森田俊介議員） 異議なしと認め、議案第22号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

お詫びします。ここで暫時休憩をしたいと思いますが、異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森田俊介議員） 異議なしと認めます。11時15分といたします。

—————○—————

休憩 午前11時05分

再開 午前11時16分

—————○—————

○議長（森田俊介議員） 休憩前に引き続き再開いたします。

先ほど、日程第11、議案第17号、山江村地域包括支援センターに関する基準を定める条例の一部を改正する条例について質疑、討論はありましたけれども、採決が、本案を可決することに異議がありませんということを言い忘れましたので、一応お諮りします。

採決をします。本案を可決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森田俊介議員） 異議なしと認め、議案第17号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。失礼しました。

-----○-----

日程第17 議案第23号 令和7年度山江村特別会計国民健康保険事業予算

○議長（森田俊介議員） 次に、日程第17、議案第23号、令和7年度山江村特別会計国民健康保険事業予算を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

横谷巡議員。

○6番（横谷 巡議員） 議案第23号、令和7年度特別会計国民健康保険事業予算について質疑いたします。ページは11ページです。款の保険給付費、項の高額療養費、目、一般保険者高額療養費、負担金補助及び交付金の高額療養費補助3,400万円についてであります。重き病気にかかられた患者に対する高額な医療費の負担に対する補助であります。本村におけるこの高額療養費制度、患者負担上限の対象の方は令和6年度にどのくらいおられたのかな。また、この3,400万円、令和7年度の見込みについてまずお尋ねいたします。

○議長（森田俊介議員） 山口健康福祉課長。

○健康福祉課長（山口 明君） それではお答えいたします。年間の人数ということでございますが、現在日々変動がございますので、現在把握できている範囲内で、90名から100名程度でございます。件数で言いますと180件ほどと推定しております。また新年度におきましてもこの人数で把握しているところでございます。以上でございます。

○議長（森田俊介議員） 横谷巡議員。

○6番（横谷 巡議員） 今回高額療養費をお尋ねしたのは、今、国会で問題になっていますよね。国会参議院の予算審議の中で、この法案が先送りになりました。もう少しこの重き病気にかかれた方の苦しい立場、弱き者の立場にたって、もう少し考えて先送りしようとなっています。よく村民の方が、この制度はがん制度なのかなとか、理解できない人もたくさんおられるようでしたので、できれば課長から、この高額療養費制度、患者の上限負担分、この制度について説明をお願いできたらと思いますが、よろしくお願いします。

○議長（森田俊介議員） 山口健康福祉課長。

○健康福祉課長（山口 明君） それではお答えいたします。高額療養費の制度についてでございますが、病気やけがで医療機関を受診した際、治療費が高額になることがございます。このような場合に、1カ月にかかった医療費の自己負担額が一定の上限額を超えた場合に適用される制度でございます。

具体的で言いますと、Aという病院で、総医療費が1カ月で100万円かかったとなった場合に、3割負担の方であれば100万円の3割でございますので、30万円が自己負担となるわけですが、例えば住民税が非課税世帯の方は、3回まで、3万5,400円の自己負担ですむこととなります。なお4回目以降は2万4,600円という形になります。これが自己負担の限度額

というものです。

この限度額の区分は、世帯所得に応じて変わってきております。70歳未満の場合で5段階、70歳以上で6段階に区分されております。このように自己負担限度額を設けることにより、大きな病気や手術といった医療費が嵩んだ場合でも家計の負担が軽減される制度となっております。とはいえ、まずは定期的な検診等を受けていただきまして、重症化予防に努めていただくことが一番と考えているところでございます。以上でございます。

○議長（森田俊介議員） 横谷巡議員。

○6番（横谷 巡議員） 重き病気にかかる方、人は誰しも病気にかかります。それで、もしかんとか大きな病気にかかったときに、この患者の負担というのは切実な問題になってきますので、この高額療養費が上限を設けるということは、非常にありがたい制度でもございます。質疑を終ります。

○議長（森田俊介議員） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森田俊介議員） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森田俊介議員） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森田俊介議員） 異議なしと認め、議案第23号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

-----○-----

日程第18 議案第24号 令和7年度山江村特別会計介護保険事業予算

○議長（森田俊介議員） 日程第18、議案第24号、令和7年度山江村特別会計介護保険事業予算を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森田俊介議員） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森田俊介議員） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森田俊介議員） 異議なしと認め、議案第24号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

-----○-----

日程第19 議案第25号 令和7年度山江村特別会計後期高齢者医療事業予算

○議長（森田俊介議員） 日程第19、議案第25号、令和7年度山江村特別会計後期高齢者医療事業予算を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森田俊介議員） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森田俊介議員） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森田俊介議員） 異議なしと認め、議案第25号は、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第20 議案第26号 令和7年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業予算

○議長（森田俊介議員） 日程第20、議案第26号、令和7年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業予算を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森田俊介議員） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森田俊介議員） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森田俊介議員） 異議なしと認め、議案第26号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

-----○-----

日程第21 議案第27号 令和7年度山江村簡易水道事業会計予算

○議長（森田俊介議員） 日程第21、議案第27号、令和7年度山江村簡易水道事業会計予算を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森田俊介議員） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森田俊介議員） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森田俊介議員） 異議なしと認め、議案第27号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

-----○-----

日程第22 議案第28号 令和7年度山江村農業集落排水事業会計予算

○議長（森田俊介議員） 日程第22、議案第28号、令和7年度山江村農業集落排水事業会計予算を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森田俊介議員） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 異議なしと認め、議案第28号は、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第23 議員派遣の件

○議長（森田俊介議員） 日程第23、議員派遣の件を議題とします。

議員派遣については、お手元に配付しておりますとおり派遣することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 異議なしと認めます。よって、お手元に配付しておりますとおり派遣することに決定しました。この際、派遣場所、派遣期間等に変更があった場合、その決定については議長に委任されることと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。

-----○-----

日程第24 閉会中の継続調査申出書

○議長（森田俊介議員） 日程第24、閉会中の継続調査申出書を議題とします。

議会運営委員長、総務文教常任委員長、産業厚生常任委員長から、お手元に配付しております申出書が提出されております。よって、委員長の申し出のとおり、継続調査としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 異議なしと認めます。よって、委員長申し出のとおり、それぞれ閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

お諮りします。本日、村長から、第29号、公共工事請負契約の締結についての提出がなされました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 異議なしと認めます。よって、議案第29号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

それでは、今から議案を配付しますのでしばらくお待ちください。

〔議案配付〕

-----○-----

追加日程第1 議案第29号 公共工事請負変更契約の締結について

○議長（森田俊介議員） 追加日程第1、議案第29号、公共工事請負変更契約の締結についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは、追加議案としてお認めいただきました議案第29号についてご説明申し上げます。

次のとおり公共工事請負変更契約を締結するというものでございます。令和7年3月14日、本日提出でございます。山江村長としております。

記として表を掲げております。工事名、事業量、契約金額、契約の相手方、入札の方法、順に読み上げさせていただきます。工事名につきましては、令和5年度2災補道第4019号、村道吐合宇那川線道路災害復旧工事でございます。事業量につきましては、復旧延長が280.2メートル、大型ブロック積工が1,367平方メートル、コンクリートブロック積工が24平方メートル、舗装工が848平方メートル、根固工につきましては492個、それから大型土嚢工が454袋でありましたのを、変更後は、復旧延長、大型ブロック積工、コンクリートブロック積工は変わりませんが、舗装工が7.8平方メートル、根固工が326個、それから大型土嚢工が664袋に変更するというものでございます。

契約金額につきまして、4億810万円に変更分として456万4,135円、この増加、追加をいたしまして、変更後の総額が4億1,266万4,135円となるものでございます。契約の相手方につきましては、熊本県球磨郡山江村大字万江甲1049-1、株式会社中央設備代表取締役、林田啓一でございます。敬称は略しました。入札の方法は、変更前が指名競争入札でしたが、変更後につきましては、入札率による変更契約を行わせてもらいたいということでございます。

提案理由でございますが、この工事請負変更契約の締結については、山江村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要があるために提案をさせていただくというものでございます。

追加議案となりましたが、議会開会までに金額が確定しておりませんでした。この議会中に金額が確定しておりますので、追加をさせていただいたというものでございます。この事業につきましては、令和5年度におきまして、施工延長280.2メートルの災害復旧工事を7工区に分けて施工しているところでありますけれども、その間、大雨や台風等の影響により、工事用道路が流出したり、工期を延長して施工をしているというものでございます。当該工事のうち、舗装工、根固工は減少しておりますけれども、大型土嚢工における数量の増等々、本理由によりまして本工事費を積算いたしましたところ、増額ということになりましたので、今回補正、追加議案として提案させてもらうものでございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（森田俊介議員） これで提案者の説明は終わりました。

ここで審議のために暫時休憩をしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森田俊介議員） 異議なしと認めます。しばらくのあいだ暫時休憩いたします。

-----○-----

休憩 午前11時34分

再開 午前11時45分

-----○-----

○議長（森田俊介議員） 休憩前に引き続き行います。

追加日程第1、議案第29号、公共工事請負変更契約の締結についてを議題とし、質疑を許し

ます。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森田俊介議員） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森田俊介議員） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森田俊介議員） 異議なしと認め、議案第29号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

お諮りします。本会議で議決された事件の条項、字句、数字その他の整理を議長に委任することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森田俊介議員） 異議なしと認め、議長に委任することに決定いたしました。

これで本定例会の会議に付された事件はすべて終了しました。

お諮りします。これで本定例会を閉会したいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森田俊介議員） 異議なしと認め、令和7年第2回山江村議会定例会を閉会いたします。ありがとうございました。

—————○—————

閉会 午前11時47分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

山江村議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員